

第四百四回 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

伊江 朝雄君
桑名 義治君

補欠選任

出口 廣光君
服部 信吾君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本 富雄君

委員

嶋崎 均君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
竹田 四郎君
多田 省吾君
伊江 朝雄君
岩動 道行君
梶木 又三君
河本嘉久蔵君
出口 廣光君
中村 太郎君
福岡日出彦君
藤井 孝男君
藤井 裕久君
宮島 澁君
吉川 博君
赤桐 操君
鈴木 和美君
村沢 牧君
鈴木 一弘君
服部 信吾君

國務大臣

内閣総理大臣
大蔵 大臣

政府委員

内閣法制局第三
部長

経済企画庁調整
局長

経済企画庁総合
計画局長

外務省経済協力
局長

大蔵政務次官
大蔵大臣官房総
務審議官

大蔵大臣官房審
議官

大蔵省主計局次
長

大蔵省主税局長
大蔵省関税局長
大蔵省理財局長
大蔵省理財局次
長

大蔵省証券局長
大蔵省国際金融
局長

国税庁次長
国税庁直税部長
事務取扱

国税庁徴収部長
国税庁調査査察
部長

文部省高等教育
局私学部長

近藤 忠孝君
栗林 卓司君
野末 陳平君
青木 茂君

中曾根康弘君
竹下 登君

大出 蛟郎君
赤羽 隆夫君

及川 昭伍君

藤田 公郎君
梶原 清君

北村 恭二君

大山 綱明君

小粥 正巳君

水野 勝君
佐藤 光夫君

窪田 弘君

松原 幹夫君

岸田 俊輔君

行天 豊雄君

塚越 則男君

木下 信親君

日向 隆君

國分 正明君

事務局側

通商産業大臣官
房総務審議官
通商産業省生活
産業局長

説明員

環境庁企画調整
課長

厚生省保健医療
課長

厚生省大臣官房政
策課長

厚生省健康増進課
長

農林水産省経済
局国際貿易課長

郵政省貯金局経
営企画課長

建設省道路局企
画課長

日本たばこ産業
株式会社社長

日本道路公団理
事

鎌田 吉郎君
浜岡 平一君

河内 裕君

瀬田 信哉君
岸本 正裕君

伊藤 雅治君

永田 秀治君

木村 強君

三谷 浩君

長岡 實君

戸谷 是公君

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後刻に譲ることとしたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として日本たばこ産業株式会社社長岡實君及び日本道路公団理事戸谷是公君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は、三月二十五日に聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 私は、今回の改正案の中で最大の問題点は、何といってもこれは六十年に引き続いて所得税の減税が見送られたということであろうと思います。今、サラリーマンを中心としたしめて所得階層、低所得階層の所得税減税見送りによる税額の負担、その増大というは大変なものがあると思ひます。加えて不公平感が非常に今日その極に達していると思ひますが、こういう状況の中で見送られるということについては大変遺憾だと思ひます。一刻の猶予も許されない状況にある。そういう情勢の中でありましてだけに、大変私は遺憾の意を表明せざるを得ません。そこで、所得税減税を含めた税制の改革につき

まして、どのようにこれをひとつこれから考えていかなきゃならないのかということについて申し上げてみたいと思ひますが、社会党は、野党の各党とともに、既に所得税の一般減税一兆六千二百億円を含む二兆三千四百億円の減税要求をいたしております。これに対して、六十一年中に成案を得るという努力がなされているようでありますが、今申し上げたような状況の中では、速やかに私は政府は積極、能動的に取り組んでいくべきだと考えますが、ひとつ大臣の見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) このところ数年国会の論議の非常に多くの時間が、税制の問題についての御意見御開陳なり御質疑でありまして、これはやっぱり国民の皆さん方がいわゆる税の問題について非常な関心をお持ちになつておる証左であると思ひておるわけでありまして。したがって、その機が熟したという形で、昨年の通常国会等で御議論いただきました問題をすべて整理し、これを政府税調に御報告しますと同時に、いわゆる税の改正の諮問を申し上げたということが現状でございます。

そうして、その進み具合をいたしましては、所得税、法人税等につきましては、それぞれの部会の中の専門小委員会等においての報告がなされるというふうな状態に至つておるわけでありまして。いづれにいたしましても、秋までには総合的な抜本答申をちょうだいしたい、していただけるというふうに思ひておりますので、その答申の趣旨を最大限尊重して税制改正を国会でお願いしたいという手順にならうかと思ひております。

一方、去る三月四日でございますが、各党幹事長、書記長さんの申し合わせがございまして、年内に成案を得るという申し合わせがなされたというところは、重くこれを受けとめております。政府といたしましては、これに対してはあらゆる協力を申し上げなければならぬ立場にあるのは当然のことでございますが、あえて私見を加えさし

ていただきますならば、年内に成案を得るということのお話し合いができたということは、恐らく政府税調の進み具合等も十分に横目でにらんでというお考え方からあのようになし合はせになつたのではなからうか、さすがというふうに受けとめております。

○赤桐操君 私は重ねて主張をしておきたいと思ひますが、今日の一般の多くの勤労者の受けとめております感覚は、大変税に対する不公平感というものが強くみえつつあるわけでありまして、そういう意味合いから、大臣の御答弁がございましたが、一刻も早くひとつこれは取り組んでいただく、こういうことをひとつ再度申し述べておきたいと思ひます。

次に、減税の問題の中でも一つの問題があると思ひます。それは住宅減税であると思ひますが、この住宅減税というのについて少しく伺いたいと思ひますが、これはこれからの住宅を、六十一年度以降でありますか、建設省はさらに五カ年計画を樹立して新しい体制をつくらうと思ひるようでありまして、まず建設省に伺いたいと思ひますが、六十一年度以降の住宅の建設に対する考え方、対策。これはどういうふうに考えておられますか。

○委員長(山本富雄君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本富雄君) 速記を起こして。

○説明員(三谷浩君) 私は道路局の企画課長でございます。所管外のことでございますので、正確を期すために後刻またお答えしたいと思ひております。

○赤桐操君 わかりました。私が知っているから結構です。

五カ年計画では、私が仄聞しているところでは六百七十万戸ですか、建設をするというようでございます。したがって、年間百三十万戸から百四十万戸くらいの目標で建設をされるようでありまして、実際のいわゆる買いかえですか、そうしたものを全部含めての要求は、民間のしかるべきと

ころの調査その他等聞いてみましても、百四十万戸台くらいまでは行っているのではないかと、実際の需要は。そういう数字も出ておる状況にあります。したがって、私は住宅は求めていると思ひます。すなわち、国民の皆さんは。ところがなかなか収入のぐあいや経済状況等を見るとそういう明るい気持ちになれない。これが実態だろうと思ひます。

そういう状況の中で、今減税政策というものを打ち出して住宅建設を誘導しようという一つの考え方が出されてきておると思ひますが、果たしてこういう今の減税政策の状況の中でそういう成果を得ることができるといふのかどうか、この点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 今回御提案しております六十一年度の住宅減税案といたしましては、従来の住宅取得控除を住宅取得促進税制と改組をいたしましたのでございます。この新しい制度におきましては、対象となる借入金に公的機関からのものも含むとか、足切り限度を廃止することによつて幅広く少額の借入者にも効果が及ぶように配慮をするとか、もろもろの新しい措置を講じておるところでございます。住宅金融公庫融資の拡充など他の措置と相まって相当の効果が期待できるものではないかと考えておるわけでございます。

○赤桐操君 これ私はよくわからないんだけれども、三年を限度としておるわけでしょう。そして大体年間、現行法と改正法の差を見ますとわずか五万円の差です。実際に当てはめてみると、五万円という月と四千円くらいのものでしょう。大体、今一番安くても、いろいろ世間の相場を見ると二千五百円、これは最低でしょう。三千万前後は大体覚悟しなければならぬと言われておるわけですね。そういうものについて月に四千円程度のもの、これはダウンするわけだけれども、これもずっと将来までなら話はわかるけれども、三年を限度というところになると、その後はまた上がってくるようになります。減税のあれにはならなくなる。そういう状況の中で果たしてあな

るか、どういふ利子は引けないというあたりが線引きがなかなか難しいということから、すべて利子は引いてしまふ。でございまして、消費者金融の利子もすべて住宅ローンの利子と合わせて控除されるわけにございまして、したがって、総体としては何億ドルという、もう少し大きい、日本のベースに直しますと何兆円といったものが控除されているということになっておるわけにございまして。

日本の所得税におきましては、そこは、個人の所得税におきまして、事業所得者でない場合には利子は生活上の所得のいわば処分として、これは控除しないというシステムの違いがございまして、アメリカのような制度に一律に制度を改革することが、これだけ長い歴史を持つ日本の所得税におきまして適当かどうかという点は大きな問題ではないかと思つてございまして。

なお、ついでにドイツもこうしたものは引いてゐる。しかし一方、ドイツにおきましては、持ち家につきましての帰属家賃につきましてこれは課税するという方式をとつてゐるわけにございまして、アメリカのように、一方持ち家につきましての帰属所得は課税しない、一方利子はすべて引くというの、税制上は非常に問題が大きいのではないかと、これは従来から指摘されておるわけにございまして。そこはアメリカの税制としては割り切つておられる。日本の税制といたしましては、現在抜本的改革の時期ではございまして、そうした考え方も一つのお考えとして出てはまいらうと思ひますが、日本の所得税制から考えますと余りにも抜本的過ぎるかなという感じがするわけにございまして。

○赤桐操君 次に、法人の赤字法人課税の評価の問題で一つ伺つておきたいと思ひますが、この法律案では、欠損金の繰越控除制度の一部停止を行うこととしておりますけれども、この点について税調ではどういふように考えておりますか。

○政府委員(水野勝君) 税調におきましては、法人の半分あるいはそれ以上が継続していつもゼロ

申告になつてゐるという点につきましては、どうも看過し得ない問題ではあるんじゃないかと、この指摘は従来からあつたわけにございまして。また、昭和六十一年度の税制改正の答申におきましても、そうした点も踏まえまして何らかの御負担を求めるようなことも考えていいのではないかと、この方向が出されておるところでございまして。

この法人課税、企業課税の問題につきましては、現在抜本改革との関連におきましても検討はされておるわけにございまして、ただ、全く本来赤字であるという法人につきまして、法人の利益に課税する法人税でもって対処できるのかという点につきましては、おのずから限界があるということが示唆されてゐる段階でございまして、赤字法人課税の問題というのはなかなか難しい問題ではあるというのが現在の税制調査会の考え方のような気がいたすわけにございまして。

○赤桐操君 私は、企業会計の原理に基づいても、少なくともこういう課税の方式というのはないと思ふんです。

これではいけませんと、今私も千葉県内をいろいろ歩きながら中小企業の経営者の皆さん方ともいろいろな話をしておりましたけれども、これは大変実は大きな不満が出ておりますね。やはり経営というものは一貫してゐるわけでありまして、ことしが悪くても来年はよくなるわけです。あるいはその翌年はまた悪くなる年もある。こういう状況の中で、経理の原則からいつてもこれは通用しない。日本税理士会等でもこれはおかしいと言つてゐるわけだ。まさに私もそうだと思うんですね。それから、特に今の状態はどういう状態かというところも考えてみる必要がある。それは円高不況という、言ふなればこれは国の政策的な面から出てきてゐる不況、これがいわゆる不況と重なつてゐるわけでありまして、そういう一つの会社、これは個人の会社でも言える場合がありますが、単独でどんなに努力しても超えることのできない問題がある場合がありますね。そういう中で受けたものでございまして、そういう打ちをかける

れるようなことになるということ、これは社会問題ではないですかね。私どもは残念ながらこれは理解ができないんですけれども、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、法人は継続企業でございまして、経営者といつたしましは、その単年度だけの成果に基づいて、あるいはその見通しに基づいて経営をされてゐるわけにございまして。法人税も原則は単年度での所得に対して着目して課税をされてゐたのだといふわけにございまして、そこは継続企業の実態に即してある程度の通算をするというのがどこの国でも立法例になつてゐるわけにございまして。それではどの範囲のものを通算するか、これは企業の実態と国の財政事情との兼ね合いではないかと思つてございまして。

日本におきましては五年というものが基本的な原則とされておるわけにございまして、一方、当面の厳しい財政事情のもとで、直近一年の分につきましては、今回停止をさせていただければというところでございまして。五年間という基本は崩してはいないわけにございまして。また、これはその年度におきましては、とにかく欠損金の繰越控除前におきましては、黒字である法人につきまして御負担をお願いしたい。しかし、その欠損金は二年目、三年目、四年目、五年目につきましてはどうぞ控除をお使いくださいということにございまして、現下の厳しい財政事情のもと、また円高不況と言われているものではございまして、その法人として、その年度としては黒字の法人につきまして、いわば一時国が借用するといふような形でございまして、何とか御理解を願へばと思つてございまして、何とか御理解を願へばと思つてございまして。

○赤桐操君 私はついでに、二日の中でいろいろの経営者の方々と会いましたけれども、これからはこういう形に将来なつてしまふんでしょ、かねと、こういう不安が出ていますよ。そのくらい実は不信感を持つてゐるんですよ。これが一つ。

それから、今税調についてあなたは御答弁なさいましたけれども、税調はこういうことを言つてませんよ。税調の言つてゐることをよく見てください。赤字法人に課税しようなんてこと言つておらないですよ、そんなことは。逆のことを言つてゐるんじゃないですか。税調でさえもそういうふうに言つておるんです。過酷なことはいふやうに言つてゐるんです。こんな過酷な話は私はいふと思ふんですがね。一時借りるなんというところはこれは成り立たない、国の立場で。税法上からいつたってそんなばかなことはあり得ない。今こういふ、一つの企業が何ほど努力しても、その企業の努力の限界を超えるいろいろな情勢の中で何とか生きようとしてゐるのが今の中小企業でしよう、赤字企業でしよう。それに追い打ちをかけるような結果になりますよ。これは国がやるべきことではないでしよう。大臣、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 赤桐さんのおっしゃつてゐる、基本的には企業継続の原則という限りにおいては、このような措置はあつてしかるべきである、が、法的安定性の上で、ことに限つて直近一年のものはそれを控除しない、こういうことではありますから、その二つの理論というものはそれなりに成り立ち得る理論だといふふうに私も認めております。が、私どもは、現下の厳しい財政事情のもとに、二千数百億の財源を調達する上においてとらしていただいた措置でありまして、五年間という基本そのものは企業継続の原則の中で崩しはしないということに御理解をいただきたい。

今おっしゃいましたように、税調で議論されておる赤字法人課税というのは、実際こんな六〇%にもなるものが赤字である、しかし何らかの応益的な負担はあつてしかるべきという意見は存在する。しかし、所得なきところに課税はないわけですから、それは別の角度で検討しないといふ、こういう趣旨でございまして、赤字法人をねらつた措置ではなく、あくまでも、これは黒字であるが直近一年の分は御勘弁くださいという企業

率直に言つて、財政当局でございますから、何だかんだ言いますとすぐまず隄より始めよと、こういうことになるわけでございます。しかし、こういう国会の附帯決議があるから、それに対しては、私といえども、財政当局者といえども、これ

して若干承っておきたいと思います。

この東京湾横断道の建設が民活事業の目玉事業だというように宣伝をされておりますが、どういう点が実は民活のモデルとして、目玉事業として評価されているのでしょうか、これまず一つ伺っ

ただいまお話がございましたように、この東京湾横断道路全体で一兆一千五百億円に上る事業かと思えます。そこで、方式といたしましては有料道路制度を使いまして、できるだけ早期に完成をさせるというふうに考えております。しかしなが

○政府委員(小粥正巳君)　ただいま建設省からお答えがございましたように、現在の考えられております仕組みと申しますか、民間活力を最大限に活用しながら、しかし今後公団にも今お話しのような役割を担っていたく。いわばその組み合わせ

したがって、公団派、民活派という派閥があったわけじゃないけれども、そういう二つの論点の中から議論をしながら最終的に調整したのが今回の制度、こういうことに相なるわけであります。その中で税制上にかんでくるものが、割引債と出資金に対する控除でございましたが、それが入って六％というものに一応計算がされ、先ほど建設省からお答えがあつておりましたように、それがペイラインに乗る。

本四架橋の場合は六・一四九にすればいい、こういうことで、これは全部ひくくめる話でございます。本四架橋の方は、明石だけでありまして、恐らくもっと高くもあるいは、明石だけだったならばペイするかもしれないが、全体を通じて六・一四九というところへ位置づけたから、これはやっぱり全体を基準とするから、そのままだ本四架橋公団。今は単発の大プロジェクトだからこのような妥協といいますが、調整措置で最終的に落ち着いた。

ちょっと粗っぽい議論でございますけれども、常識的に私が振り返った経過をお答えをしたわけでございます。

○赤桐操君 私はもうこれで一応とどめたいと思ひますが、いづれにしても、大変今回の東京湾横断道路の問題については拙速であり、ずさんであると私は考えています。そういう意味合いから、資金の集め方についてもまだまだ問題はいくつか残っている。今、税制上の問題一つ取り上げても、大変大きな矛盾があるんですね。税体系全体を乱すじゃないか、こういうあれも出てくるわけでありまして、それから、税制上の優遇策から見ていると、割引債の発行増を国が認めるというところはおかしいじゃないかという意見だつて金融界を初め全国にありますよ、各界に。そういう面から見ると、大変今回のこの問題については拙速過ぎる、こういうふうに私は受けとめております。

いづれにいたしましても、いづれまた別の機会

においてこれらの問題を詰めたと思ひますが、きょうは以上をもって終わりたいと思ひます。

○鈴木和美君 私は、今回の租税特別措置法の改正の中で、たゞ消費税の問題について御質問をしたいと思ひます。

まず第一に、今回各方面から大変きつい批判があります。たゞ消費税の引き上げについて、まず大蔵大臣の感想をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今回の改正、これは十二月の十七日に税制調査会の答申をいただきました。按本改正を前にして基本的な現行税制の枠組みを動かさないという姿勢でまず今回は対応をしてきたわけでございます。

そこで、補助金等の整理合理化に伴います最終的にぎりぎりのときで地方財政対策どうするか、こういうことになりまして、率直に言つて、赤字公債発行に頼るか、何かの現行制度の枠組みの中において負担増を、あるいはいわゆる増収措置を講ずるかという選択に迫られて、それが十二月の二十日の晩でございます。最終的にいろいろ議論しました結果、私の決断で、それじやたばこにお願いをしよう、こういうことになりました。

したがって、問題を二つに分けて申しますと、地方財政対策上やむを得ざる臨時異例の措置としてとつたこととございまして、一つの問題が一つと、それから二番目は、やっぱり手続上の問題、これはなつてない私も自分をしかりつけております。したがって、税調にも二十一日に結局追認していただく、こういう措置をとりました。それから会社にも労働組合にも、あるいは耕作団体に販売関係の団体にも事後に了承をとるというか、了承されるわけございませんけれども、了承をとるべく努力をして、今日もなお各方面に頭を深々と下げてお願いをしておるというのが実態でございます。極めてすかつたとした気持ちでないといふことだけは私の率直な心境であります。

○鈴木和美君 私は、まず百一国会における当委員会でのたゞ法案の審議の経過、及び、先ほど大臣は税務職員の場合には附帯決議が唯一の支援

であるというようなお話がありました。まず附帯決議の点からも違反してゐる。それから手続の面からも税調を無視したということなどの点から考えまして、手続の面、内容の面から見ても私は極めて不当であつて、怒りを持って実は受けとめております。このことを冒頭申し上げておきたいと思ひます。

さてそこで、二千四百億、二千二百億、地方千二百億、このような増収を図る措置を講じたと思ひますが、この二千四百億と算出をした算出根拠についてまず大蔵省にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 今回のたゞ消費税の従量税率の引き上げに際しましての改正増減収額、これは国税分千二百億、地方税分千二百億、合計二千四百億と見込んでおるところでございます。このうちの国分千二百億につきましては、最近の課税実績、消費動向、今回の税率引き上げに伴いますところの需要減に加えまして、日本たばこ産業株式会社その他関係者の感觸をお聞かせいただき、これらを勘案いたしました。六十一年度の紙巻たばこ消費量、国内品としては二千九百億本、輸入品百三十億本、合計三千四百億本と見込みまして、これを基準にいたしまして初年度計算をいたしまして、国分千二百億と計算したところでございます。

○鈴木和美君 今のお話の中で、もう少し数字上はつきりしていただきたいんですが、昭和六十年当初の売り見込みは何本でございましたか。二つ目に、六十年の実行見込みは何本でしたか。六十一年度、改正なかりせば何本でしたか。そして、今お話しの内国たばこ二千九百億とはじいた一連の数字の経過について明らかにしてください。

○政府委員(水野勝君) 六十年といたしましては、国産、輸入品合せて三千百億本程度の売り上げと申します。消費を見込みまして、これに基づきまして予算額を計上いたしておるところでございます。この六十年の予算の金額は、ま

ずおおむねこの予算額程度に達するのではないかというところを見込みまして、これをもとにいたしまして六十一年度を見込んでおるところでございます。

また、今回の改正によりまして、もしこれが改正がなければ、それによりましては百億本程度の国産品といたしましては増加があつたのではないかと。しかし、これは今回の改正によりましてところの消費減あるいは輸入品に對しますところのシフト、そういったものを見込みまして二千九百億本というふうに国産品としては見込みました。いたしておるところでございます。こうしたものに基きまして六十一年度予算額を見込んだというところでございます。

○鈴木和美君 私から数字を述べますが、それに間違いがあるかどうか。ただ間違いがあるかないかを言つてください。昭和六十年当初の売り見込みは、内国たばこですが、大体三千五百億だと私は記憶しております。たばこ会社の実行計画見込みを見ますと三千三十億。そして六十一年度、この値上げが、改正なかりせば三千十億本。今お話しのように、いろいろな要素を含めて百億本ぐらひは値上げによつておこちるんじゃないかということと二千九百億本、こういう数字と理解しますが、間違いございませんか。

○政府委員(水野勝君) 大筋そのとおりでございます。

○鈴木和美君 大臣、答弁は要りませんけれども、私がこの数字を今なぜ申し上げたかというところ、値上げなかりせばという問題はさておいて、値上げがなくとも、この前の法案の審議のときに、三百一条の問題が現在提起されているように、外国たばこからの大變な攻撃がある。また、たばこ離れが現実起きてゐる。そういうことを見越しながら、あの当時でさえ、つまり専売公社から民間に移るといふことは自由競争のあらしの中にさらされるということの意味するんだ。自由競争の中にさらされるということの意味すること

三つ目の問題は、俗称お酒で、格差是正ということ、種類間の格差を是正するという答申で今一生懸命やられておりますけれども、三年、四年かかってまだこれが出ないんですよ。私はこういうことを考えると、もちろん酒税の格差の問題とは若干意味合いが違いますけれども、非常に難しい議論になる。担税力の問題も考えなきゃいかぬ、外国との競争のことも考えなきゃいかぬ。そういうことを考えてくると非常に私は先行き心配です。

したがって、税調に対しては今回は竹下さんが今謝つていられるように、罪意識があるわけだから、今度はつきり税調に我々の考えはこうだということを示すべきじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(水野勝吾) 事務的な点からまず申し上げさせていただきます。

五十九年八月二日の本委員会の附帯決議は御指摘のとおりでございます。また、こうした審議の中身は、税制調査会におきましてこうした附帯決議も含めまして逐一正確に報告をさせていただいていまして、また、今国会におきまして審議の状況につきましてもそのように処理をさせていただくわけでございますので、税制調査会としてはこうした附帯決議、また今回の御審議の状況、こういったものを踏まえて当然来年度以降につきましても御審議をされるものと思うわけでございます。

また、一年たつても結論が出ない場合ということでございますが、結論は税制調査会としては当然何らかのものは、現行も全く手をつけないというところであればそれは手をつけないという結論の方向、何らかの方向での新しい方向を出すということであればそれは新しい方向での何らかの結論は出すものと思われまして、全く無言で結論を出さない、出ない、そういうことはまずないのではないかと、そういうふうに考えるわけでございます。

また、お酒の点につきましては、これは五十六年、五十九年、本委員会にも負担の引き上げのお

願いをいたしました際、もろもろの御指摘はいただいておりますし、またそれに応じましてもろもろのいろいろ研究グループをつくったりいたしまして研究はいたしております。御指摘のように難しい点はたくさんございますが、また国際的な状況の変化もございまして、現在これを抜本的にすぐ見直すというところまでの結論には至っていない。確かに御指摘のように時間はかかっております。問題意識としては持つておりますが、まだこれを基本的に見直すところまではいいないというのが現状でございます。

○鈴木和美君 大臣には後から答弁いただきました。もう一つ大蔵省にお尋ねを先にしておきます。

今回の増税によつて、当初見込んでいた会社の税引き前の当期利益はどのように考えておりましたか。同時に、今度は増税なかりせばという場合と、増税があった場合の利益の変化についてお尋ねします。

○政府委員(松原幹夫君) 私どもの方では単純な増税なかりせば会社の利益というものは算定しておりますので、会社の方からお聞きしましたところによりますと、大体八百億程度の税引き前の利益が出るのではなかったらうか。それが今回の増税によりましてたばこの定価の改定が行われた場合には、約百三十億程度の利益の減少につながつて、六百七十億程度の税引き前利益になるのではなからうかといったような話を聞いております。

○鈴木和美君 これは日本たばこ産業株式会社事業計画の申請でございますが、一番最後のところ六十一年度の収益見込み、六十年九百三十億、それから六十一年度六百七十億というように計上されておりますが、これはどういうふうな理解すればいいですか、今の数字とこれとは。

○政府委員(松原幹夫君) 六十一年度は、たとえ増税がない場合でありましてでも、税引き後の利益が約八百億円になるという見込みであるというぐあいに承知しております。失礼いたしました。

た。税引き前の利益が六百七十億円になるというように承知しております。

○鈴木和美君 長岡社長お話ししたいようですか。先にお尋ねだけしておきますが、社長にお尋ねしたいことは、まず一つは、さっき私がちょっと数字を述べましたが、たばこを一億本製造するのには従業員が何人かかりますか、これを一つ聞きたい。

それからもう一つは、葉たばこ原料、製造たばこ十億本当たりの葉たばこの量、面積、これはどのくらいのものなんでしょうか。

利益の点は後ほどまたお尋ねしますが、先にそのところだけお答えいただいただけませんか。今の二つだけ。

○参考人(長岡寛君) 一億本のたばこを製造するのに何人の従業員が必要であるかという点は、これは工場の性能、規模等によつて違うわけでございますけれども、いわゆる単純計算で申し上げますと、一億本でおおむね五人でございます。

それから、十億本のたばこを製造するのに一体どの程度の原料の葉たばこが使用されるかという点も、これもまた葉たばこの種類によつては違いますけれども、これも単純に計算いたしますと、十億本当たりの国産葉の使用数量は約五百トンでございます。

○鈴木和美君 五百トンということは、大体数字に直しますと、十億本当たり、面積にすると二百ヘクタールくらいになっていると理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(長岡寛君) 面積換算をいたしますと約二百ヘクタールになります。

○鈴木和美君 先ほどの利益のところにもう一回戻りますが、大蔵省が今回の二千四百億円をはじき出したときの根拠と、そのことによつてたばこ産業に与える影響はどういうふうになるんだらうかというふうな意味で、計数が全然はじかれていないということは私はないと思うんですね。それは立派な大蔵省ですからちゃんとはいいていらっしやと思うんですね。会社は会社なりにはいいて

いると思うんですね。

ただ、私は会社に聞いてもわからない点が一つだけあるんですね。それは、外国たばこのことは日本たばこ会社はわからないんですよ。そうすると、先ほどのお話では、外国たばこも国産たばこを含めて、つまり二千九百十億本と百三十億本を足した数において二千四百億円をはじき出したという先ほどのお話ですね。

そういうことを前提にしますと、利益の方は、今度は省にひとつ聞いておきたいんですが、今私が聞いたのは税引きの前のことを聞いたんですが、今後は後のことを聞きたいんですが、先ほど申し上げましたように、六十年の税引きの前の当期利益は九百三十億円をたばこ会社は見込めると言っていますね。それから六十一年度は六百七十億である。これは税引き前ですよ。いいですか、間違いないですね。そうすると今度は税引き後です。法人税、事業税を払った後の利益は一体どういふことになるのか、この数字を教えてください。

○政府委員(松原幹夫君) 六十一年度の税引き後の当期末の処分利益は約四百七十億円というぐあいに聞いております。

○鈴木和美君 もう一回言ってください。

○政府委員(松原幹夫君) 四百七十億円程度になるだらうと……

○鈴木和美君 六十一年度ですか。

○政府委員(松原幹夫君) 六十一年度です。

○鈴木和美君 今の数字はこういうふうな理解していいですか。よくわからないんですが、四百七十億というところは、先ほども私述べましたように、値上げがなかりせばどのぐらいたばこが売れて、どのぐらいの利益が上がるかというのがありますね。増税をしたためにこのぐらいたばこが売れなくて、これだけの利益しか上がらぬというところを私は知りたいんですよ。そこところはどうもぴんとこないんですね。

それで、大蔵省はそういうことをはいいていないというさっきの答えですね。つまり増税がな

りせばどのぐらいで、あった場合にはどのぐらいいいことを大蔵省ははじいていないからわからないという答えなんです。さっき、私はこれはある意味ではわかるんですよ。ある意味ではわかるということはどういうことかというところ、なるべく自主性と独自性を持たせろということ、事業認可ということに対して我々も主張して、なるべく余り介入するなということをお話した経験がある。大臣もそれにお答えになった。そういう意味では余り省は介入したくないということもそういう意味ではわかるんです。けれども、きちっとした数字をはじいていないということはこれは私は納得できないんです。

そこで、はじいた算出根拠を大蔵省から聞いて、そして私はその後長岡社長に尋ねたいんです。

○政府委員(松原幹夫君) お答えいたします。

ただいま数字といたしまして四百七十億と申し上げましたが、三百七十億の間違ひでございまして訂正させていただきます。これはたばこ会社から聞いております数字でございまして、大変失礼いたしました。

それから増収額につきましては、たばこ会社の方では約百億程度の売り上げの減少を見込んでおりますが、外国たばこにつきましては約四十億程度の増加を見込んでございまして、その差額全体として六十億程度の減少ということで先ほど主税局長からお話になりましたような数字が出てきたのだと承知しております。

○鈴木和美君 長岡社長、会社も当然利益のことは計算されていると思うんですが、だから私は先ほど言ったように、増税なかりせばということの、つまり本数とその他の利益と、今回増税が行われた、そのときにどれくらい売れてどのぐらいいの利益になる、このところはもうどういふふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思ひます。

○参考人(長岡寛君) 先ほど鈴木委員がおっしゃいましたように、昭和六十年度、会社になりまし

て、初年度の私どもの国産のたばこの製造本数と申しますか、三千五十億本の当初の見込みを三千三十億本にいたしたわけでございまして。これは、現在のところ、二月末の段階ではまだはつきりとしたことは申し上げかねますけれども、ほぼ達成できるのではないかとこのうに考えております。

それを前提にいたしまして、六十年度にどの程度の利益が上がるかということをお話し上げますと、これも先ほどお話しに出ました約九百三十億円という利益が上げられるのではないかと。法人税を引きますと、利益としては六十年度は三百二十五億円程度と現段階においては予定をいたしております。

さて六十一年度でございしますが、最近のたばこの需要が停滞から微減の傾向にございしますので、私どもは、増税なかりせばどの程度の売れ行きが見込めるかという点につきましては、大体三千十億本程度と考えておいたわけでございしますが、今回の増税を受けましてたばこの値上げをせざるを得ない。値上げをすればたばこ離れに拍車がかかるというたことと、あるいはアメリカを中心とする輸入品が伸びていくということをお考え合わせまして、大体約百億本ぐらい減るのではないかと。いうことで二千九百十億本という見込みを立てておりますが、これによりまして、もし増税なかりせば、数字は全くの仮定の数字になりますけれども、税引き前約八百億円の利益、それから増税後の数字で申しますと税引き前六百七十億円でございまして。

そこで税引き後これがどうなるかということになるわけでございますが、鈴木委員御承知のように、会社の設立の初年度は事業税が控除されませんけれども、二年目になりますと控除されることになりまして、その結果、税引き後の利益として、増税なかりせば、すなわち八百億円の税引き前の利益がある場合には税引き後で約四百四十億円、それから増税後の数字で税引き前六百七十億円の利益が上がりまして場合に、税引き後の利益

は約三百七十億円という数字を予定いたしております。

○鈴木和美君 主税局長にお尋ねした方がいかんかもしれませんが、今社長がお話しになったことは私こんなふうな理解した上で局長にお尋ねしたいんですが、九百三十億、六十年度税引き前のですね、これは、それで税引き後は三百二十五億だと、こういうんです。これは法人税と事業税を入れるから約六五％ぐらいですな、合算すると、初年度は、それから次の年度、六十一年度は今社長のお話で言え八百億ぐらいが上がるのじゃないか、なかりせばですな。そのパーセンテージを掛ければ四百四十億出てきますね。それから、六十一年度増税があったという場合の税引き前は六百七十億であるということから見ると、今度は次の年度は大体四五％ぐらいにはじけぱいいでしょ。あと平均五五％ぐらいですから、そのパーセントではじいたものが今おっしゃった三百二十五億と三百七十億だと私は思うんです。

そこで、これは普通ひょっとすると、たばこ会社の経営というものは増税があっても利益はむしろ三百七十億税引き後あるんじゃないか。六十年度は三百二十五億じゃなかったか。むしろここで四十何億ぐらいプラスになるんじゃないかというように誤解が生ずるおそれがあるんです。だからこれは法律の、事業税の適用の仕方の問題なんであって、これは全く数字上の私にはまやかしたと思ひます。そこで税引き後の一体どのぐらいいの利益の変化があるのかということをお尋ねいたします。そうすると私はやっぱり百何億ぐらいおこちると思うんです。

だから、その意味では今回の値上げの措置というものは経営に對し大変な影響を与えるということとを意味しているんですが、私の今のような解釈で主税局長間違ひございせんか。

○政府委員(水野勝君) 御説のように、事業税は一二％原則でございまして、これがその年度で支払いますときの年度の経費になりますので、前の年度の利益に對應する分が出てくるということ

でございますので、先ほどのお話ですと、税引き前で九百億程度の利益でございまして、百億円内外の事業税になるかと思ひますので、恐らくそういうふうな結果ではなからうかと推察いたします。

○鈴木和美君 ここで中間的大臣の答弁をいただきたいんですが、先ほどまず一つ私が申し上げたのは、制度改正のときに自由化のあらしの中にほり出された。それで労使は、それでなくともたばこ離れが起きているから、先ほど二十億ずつおこっているという話をしました。二十億おこつてくるということとは、今長岡社長のお話によれば五人かかるというわけですから、これは百人ですわね、二十億というところは、毎年百人ずつ何とかしなきゃならぬという大変苦しい経営なんですわね。大変なことだと思ひます。

それから先ほど葉たばこの問題も聞きました。葉たばこの問題は、現在四万七千七百ぐらいたと思ひますが、それで大体七万六千人の耕作者がおるんです。それでこのパーセンテージを大体はじきますと、原料の減になることで四％から五％ぐらいいになりますから、耕作者を単純に掛け合わせると約三千人から四千人要らない、単純な掛け合わせなんです。そういう問題でまた減反の問題に追い詰められるというふうな状況なわけですね。そういう状況の中に、こういう値上げの問題が行われるわけですが、経営としては大変な苦しい状態であるということなんです。

さて、それであつてもやはりたばこにどうしても手が出た。これは私たちがはる種目的税だと思ひますけれども、地方交付税の足りない部分だから目的税とは言わないという答弁があつたけれども、ある種の目的税みたいなものですわ。そういうようなことであつてもたばこに手が出たというところは、大臣、こういう苦しい状況の中ではあるけれども、私は、たばこというものの消費税というものを對して国また地方というものはこれからも大いなる期待を持っていますのか、もういいよというふうな考えを持っているのか。国家財政の財源とか地方財源から見て、地方消費税

の位置づけなどから見て、たばこ消費税に対する大臣のこれからの位置づけというか、考えをここで聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) まず第一の問題は、先ほど主税局長からお話ししておりましたが、国会決議、これらを含め、もとより税調に報告がしてございますし、きょうのような議論もまた正確に税調に報告をいたしますので、それらのことは税調審議に反映されるであろうというふうに思ひます。ただ、抜本の場合は恐らく間接税のあり方というふうなことになるかな、たばこ、こういうところまで行くのかどうかということについては私にもわかに予測はできません。

それから、おっしゃいますように、平素お聞かせいただいておりますが、とにかく単純に言っても百人、あるいは四千人、こういうことになつていくんじゃないか、こういうことにつきましては私どももそれは理解ができます。したがって、今後関連企業等につきまして、あくまでも会社の自主性を尊重していかねば民営に移した意義の多くの部分が薄らいでしまふ、こういう問題意識は持つております。

それから、たばこ消費税の位置づけでございますが、私は、いわゆる安定的税源としての位置づけではなからうか、国、地方を問わず、そんな考え方でありませう。

○鈴木和美君 厚生省にお尋ね申し上げますが、新聞などで知らせていただきましたが、今回、喫煙と健康問題に関する専門委員会というものをあつくりになるそうでございますが、この目的と、それから専門委員を選ぶ基準について厚生省にお尋ねします。

○説明員(伊藤雅治君) 今般、厚生省といたしまして公衆衛生審議会に専門委員会を設けまして、喫煙と健康問題に関する報告書を取りまとめることといたしましたのは、最近のこの分野の研究成果も踏まえまして広く喫煙と健康問題に関する知見の評価、整備を行い、今後の喫煙問題の推進に資することを目的といたしております。した

がしまして、喫煙と各種疾患等との関連性などにつきまして幅広く取り上げたいと考えているところでございます。したがしまして、委員につきましては、呼吸器病学、循環器病学等のすべて医学の専門家によって構成されているわけでござい

ます。○鈴木和美君 もう一度厚生省にお尋ねします。が、目的ですが、研究の成果を集約して、何とかつじやったかよくわからないんですが、わかりやすい言葉で言えば、たばこは吸うなということとここで決めたいということなんでしょうか。

○説明員(伊藤雅治君) お答えいたします。この委員会におきましては、喫煙が健康に對してどのような影響を及ぼすかということにつきまして、純粋に医学的見地から御検討をいただくという考え方でございます。

○鈴木和美君 つまり、純医学的専門という言葉ですが、それは何をやるんですか。害になるとか害にならないとか、害だということを通き出したんですか。

○説明員(伊藤雅治君) 具体的にいろいろWHO等からも喫煙の健康に及ぼす影響については報告ないし勧告がなされているわけでございまして、それらの問題につきまして、我が国の専門家によりまして、例えば喫煙が肺がんの発生にどのような因果関係があるか、または肺がん以外の呼吸器の疾病とどのような関係があるか、または心臓病と喫煙の関係はどうかといったような問題につきまして、すべて悪い影響というだけでなく、幅広く喫煙というものが健康にどのような関連を持つていっているのかということを専門的見地から御検討いただくという考え方でございます。

○鈴木和美君 時間がありませんから、厚生省にお願ひだけしておきますけれども、もう五百年も健康と喫煙問題というのはこれは議論されているんです。それからたばこ会社も毎年やっているんです。嫌煙権の人たちもやっているんです。だから私はある意味で、たばこが犯罪で言えは容疑者であるというふうなことの意見に對し

ては、半ばあそびですかと聞くんです。だけれども、容疑者といつても、真犯人をとつ捕まえるのには、専門的にずつと詰めていって真犯人をまづ見つけ出さなきゃいかぬのです。ところが見当たらないのです、今まで。

それからもう一つは、肺がんとの関係があるというのであれば、先ほど二十億ずつたばこは吸っているのとは私は言つたでしょう。たばこを吸わない人がどのくらいおこちているのに肺がんの数はどのくらいふえているんです。だから、そういうような現実の問題、私はわざわざこれ本まで、い

つばいこういう本あるんです。そこで私は厚生省に頼みたいことは、全く中立的な意味でどういふことなんでしょうか。それから病理学、医学の点からも、精神医学的な面からいろいろな総合勘案して、私は、いやしくも国なんですから、国が民間の長岡社長におかしなことを言うようじゃ、竹下大蔵大臣は、全くたばこの税に對して大きな寄与をしているというのに、片一方では嫌いでくれているに、あなたの方でだめだといふのであれば、中曾根さんといふのは一体何をやっているのかということなんです。非常にこのところは私はおかしな話だと思

うんです。だから、そういう意味で、厚生省は国民大衆から見ても思われるような指導を間違ひなくしていただきたいと思ふんです。さて、時間が参りました。ここで大臣に締めくくりに言葉をいただきますが、大臣、ずつとやってきたんですが、衆議院でも議論がありまして、私は、やっぱり一つは、アメリカからこれだけ三百一条問題でこれやられているわけですね。製造独占の問題、関税の問題、タックス・オン・タックスの問題、そして契約の問題、こ

ういうような問題について大変責められておるんですが、今いやしくもやればならないようなこととて手を出しちゃった今日、こういうことにかんがみて、やっぱり三百一条問題にかかわるものは毅然たる態度を、従来から政府が示している製造独占問題以下、関税の問題守つてほしい、これを

ひとつお願いしておきたいんですわ。二つ目。二つ目については先ほどお答えがありました。やっぱり今度の百億おこちるということは五百人首切り、それに今までのやつに上乗せになるんですから、そういうような状況になれば、長岡社長も大変苦勞していると思ふんです。わ。しかし、多角経営というふうな問題に對して、雇用の安定という面からも積極的アプローチしてほしいんです。やっぱりなじむとかなじまないとかいふような意見があるかもしれぬけれども、雇用の面から積極的な私はアプローチをしてほしいと思ふんです。

それからもう一つは、私は何としても労使がきちっとした話し合いをうまく進むような方向にこれはしていかなくやならぬことだと思ふんです。もちろん今度たばこ耕作組合の問題も生じます。そういう意味で、政府は適切なそういうものに対する指導を行つていただきたいと思ふんですが、その点について大臣の答弁をいただきたいんです。

○国務大臣(竹下登君) まず第一点は、三百一条の適用をめぐる日米貿易摩擦問題については、米側の主張をよく検討いたしました上で、これはやっぱり我が国としても主張すべき点は主張して米側の理解を得るべく努力すべきだと思つております。

それから二番目の雇用問題であります。今回御審議いただくことになっておる国鉄等についてもあれだけの対応策をとっておるわけでございまして、私は当然のこととして雇用問題の立場からこれに對して十分配慮をいたさなければならぬ問題であるという問題意識を持つております。

それから三番目の労使関係、これは私は一遍ロンドンG5のときに世界一の労使関係だ、こういうことを言いましたので、それが続くことを期待しております。私などが指導するという立場にはないと思つております。それを指導されるぐうらいな立場だといつも敬意を表しております。

○鈴木和美君 さて、最後ですが、今までの演説は別にいたしまして、最後の感想ですが、やっぱり大臣としては大変なことやっちゃったなという実感があると思うんですよ。

そこで、私が今述べてきた影響が大変ひどいんですね。これ大変だと思うんですよ。長岡社長も胸を張ってこれからおやりになると当然思われます。最後に決意を述べていただきたいと思いますが、そこで大臣、これは私は例えは話なんです、が、例えです、もう自分で長岡さんに大変なことしたんだから慰謝料を払うぐらいの気持ちを持つてもらいたいです。例えば、大株主ですね、これは配当はちよつと遠慮するわと。全部遠慮するというわけにいかない、だから少しぐらい、長岡さん無理することないよというみたいな、配当に限らないですよ、私は例えはと言っているんですが、そういうようなことで、会社が健全に発展するためのやはり援助、指導というものを的確に私はしていただきたい。そういう感想を私は、長岡社長の決意を聞いた上で、竹下大臣から今の配当の問題も含めた感想などを聞かして貰って質問を終わります。

○参考人(長岡實君) 先ほど申し上げましたように、たばこの需要は停滞ぎみでございまして、私も努力はしますがその売れ行きをどうとんと伸ばしていくという客観情勢にはございまして、その上に日米貿易摩擦問題等もございまして、今回の制度改正が行われ、輸入自由化が行われた結果、輸入品のシェアが逐次高まっております。そういったような意味で、私もは大変厳しい環境下で仕事に取り組んでいかなければならぬわけでございます。そういう状態のもとにおける今回の増税並びにそれを受けての値上げということは、先ほどの質疑の中にもございまして、ように、私どもの企業の経営にも相当大きな影響がある、これは深刻に受けとめざるを得ないと思ひます。

それはそれといたしまして、私もといたしましては、現在そういうことによつて社員全員の士

気が阻喪されて成績が落ちるということがあつてはならない。私自身率先してその努力をいたすつもりでございますけれども、全社員一丸となつて何とかそういうふうな負担をはねのけまして、予定された成績をおさめるように頑張りたいというふうに考えております。

最後におっしゃいました配当につきましては、大臣からもお答えがあると思いますが、私も個人といたしましては大変複雑な心境でございまして、一方、NTTがどのような配当をなさるかといったような問題もございまして、これもまた社員全員が肩身の狭い思いをしたくない、させたくないという気持ちと、一方においては、企業として配当性向等を考えまして無理をすべきではないという考え方と相矛盾する二つの考え方がございまして、私自身がまだ決断いたしかねておる現状でございます。

○国務大臣(竹下登君) まず基本的には、もしもいうことがございまして、もしは別といたしまして、やはり今一人株主という変形スタイルになつておりますが、あくまでも、民営化したという厳粛な事実に基づきまして、これから私も対応していかなければならないと思ひます。

配当等の問題につきましては、今長岡社長からのお答えにもございまして、いわゆる会社の社会的評価に関する問題もございまして、が、いづれにせよ、会社の経営陣そのものが判断される問題であるという基本的なスタンスで臨むべきであらうと思つております。

○近藤忠孝君 この法案につきましては、三月二十四日の本会議でも指摘いたしました、東京湾横断道路建設に関する税、財政金融面での優遇措置を初め民間活力を口実とする数多くの特別措置の創設がされる反面、赤字企業への課税強化、たばこ消費税の増税など、中小企業いじめや大衆負担の安易な増税が一つの特徴であると思ひます。基本的な問題をきょう質問したいんですが、私は、この基本的な今回の法案の性格の中に、担税力や税負担をどこに求めるべきかという妥当性の

点で大蔵省は逆転しているんじゃないかというところを指摘したいと思ひます。

問題は、現在大企業の内部留保がどんどん膨らんでおりますが、その資金が設備投資よりも財テクあるいは土地投機など本来の生産活動以外に、要するに投機的利潤あるいは利ざや稼ぎの方向に流れている、こういう事実ですね。このことは経済全体で見ますと、内需の拡大を抑えて今日の円高の原因ともなつております。日本経済の健全な発展のためにも、また財政再建のためにもこの資金の流れを大きく変えなきゃならないと思ひます。

こういう観点から若干幾つかの質問をしたいと思ひますが、まず、大企業の内部留保の状況、それからこの数年の推移について答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(岸田俊輔君) 法人企業統計年報によりますと、資本金一億円以上の大企業の内部留保額でございますが、過去三年、五十七年度で二兆五千七百三十億円、五十八年度で二兆九千九百九十三億円、一六・六％の増加でございまして、それから五十九年度は三兆六千二百二十一億円で二〇・八％の増加になっております。

○近藤忠孝君 これは大蔵省方式の計算でありまして、これを実態で見ますと、企業会計上の準備金、積立金に引当金などを加えて算出するのが実態に即したものだと思ひます。こういう面でもこちらで計算してみますと、五十九年度で六兆五千億円、これは対前年の増で、残高で六兆六千億円ですね。五十七年が対前年で三兆円、この計算で行きますと、五十八年が約五兆二千億円。それで五十九年が六兆五千億円ですから、二年間で倍以上になつていっているという事実、これは大まかな計算ですが、こういう計算をすればそういうことになる、これはお認めになりますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 私ども手持ちの数字で確認するわけにまいりませんが、その倍率がどの程度になるかということは別といたしまして、増

加の傾向にあるということはそのとおりではなからうかと思ひます。

○近藤忠孝君 しかもそれは大変大きな流れになつていっていること、これはだれも否定できないんです。問題は、この金がどこに流れているのかという話なんです。これは全般的に見まして、企業の財務活動が、これは昭和五十年代後半以降で、それまでの財務の効率化にとどまらないうで、より積極的に金融収益の拡大を求めるようになった、こういう大きな傾向というのはこれはお認めになりますか。

○政府委員(北村泰二君) 最近におきます金融の自由化とか国際化が進展しておるということ、金融資産というものが増大傾向にあることは事実でございます。個人あるいは法人両部門におきまして、資産運用の面ということにおきまして非常に収益性志向の傾向があるということは事実だと思ひます。

○近藤忠孝君 そういう大企業の財務の状況をみる必要があると思ひますが、バランスシート上の現金、預金、これにプラス有価証券、この指標については五十七、五十八、五十九とおわかりですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 同じく法人企業統計年報でございまして、現金、預金、有価証券の増加額でございますが、五十七年度で一兆三千九百九十九億円、五十八年度で三兆四千二百億円、約一六・一％の増加になっております。五十九年度で三兆八千九百五十七億円、一四・五％ぐらいの増加になっております。

○近藤忠孝君 ですから、二年半で三倍半、残高で五十五兆六千億円という状況なんですね。これは三菱銀行の調査特報であります、実際の資金需要に対して大企業が資金調達した額、それがはるかに大きいんですね。五十四年度で資金需要に対して資金調達は一・三倍だったのが、一番大きいのは五十八年、これは七・七八倍、五十九年度では三・二三倍、六十年で二・六六倍、こういう状況であります。

そこで、これも三菱銀行の調査であります、五十九年一年で大企業が財テクに投入した資金が今の約四兆円ですね。その残高規模は約十兆から十二兆円、こういうぐあいに言われておりますが、その事実はどうか。

そして、こういう指摘がされています。これを実物投資に振り向けると実質GNPを一・五%引き上げる効果がある、この指摘についてはどうお考えですか。

○政府委員(北村三二君) 今御指摘のような数字がどうかは、ちょっと手元に資料がございませんので確認できませんが、企業が留保しておきます収益をある程度資産運用に効率的に投資するということは、やはり企業の収益の向上ということにもなるわけでございまして、これが設備投資の機会があれば、そのときにはまた設備投資の原資として活用されるということになると思っております。したがって、その辺は企業が自己の投資収益というものをどういうふうな形で実現していくかという中で判断されることではないかというふうに理解しております。

○近藤忠孝君 資本主義の論理でいいますと、やはりより利益のあるところへ、これはもう必然そう流れるんですね。今それがまさにその大きな流れになっておるわけです。

そこで、今指摘したGNPが一・五%実質で引き上げる効果があるということで計算しますと、大臣、これは名目で直しますと七・九%の伸びになりますから、三兆円ですね。実際本当にこれが本来の生産活動に投入されていますと、三兆円税収が余計にあふまして、これは大蔵大臣そんなに苦勞しなくても済む、こういう状況ですが、まだたくさん質問ありますけれども、今までのところちょっと聞いていただいております、こういう大きな流れ、この現状、これについて大臣の感想はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり余裕資金を、いわゆる収益の向上を目指すことは、これは経済原則には合うことだという感じで今承っております。

た。

○近藤忠孝君 それは竹下さんの経済原則でありまして、しかし国民経済全体から見ますと、これは私はこれだけの税金が出てきたというところは、結局、みんな労働者が働いてその結果価値を生み出したからこれだけの利益が出てきたわけで、それを結局国民の方に還元しないで金融上の利益を求めていく。さらに海外に出ていく。そしてしかも税収で見れば三兆円ばかり違ってくるというこの事実、私は大きな面から見ますと、これは国民経済的に見るとマイナス要素じゃないか、こう思うんです。このまま放置するとこれはやっぱり資本主義は危ないと思うんですが、これは大きな問題です。

それで、これが外国に流れているということなんです、外国における不動産買収の実態というものは、これはことし一月三日の週刊朝日でも、「ニューヨークの摩天楼を買収する日本企業」と、もう大変な買収の状況ですね。そのうち五番街に日の丸が並ぶ日も近いんじゃないかと、こういう状況で、その中身を見てみますと相当なものなんです。

そこでお伺いしたいのは、こういう外国における日本の、まあ個人もあるかもしれませんが、企業の土地取得の状況、これはわかりますか。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘の日本企業による海外における不動産の取得でございますけれども、現在の外為法のもとにおきましては、こういった取得につきましては届け出の対象外になっておりますものでございまして、御質問のようになり、海外に進出しておる日本の企業はどのくらい不動産投資をしておるか、あるいは日本の企業が海外に送金をした中でどのくらいが最終的に不動産投資に回ったかという正確な数字を私は私ども把握してないわけでございまして、非常にラフな推計でございまして、これは企業だけでなく、日本から、全体の数字でございまして、昨年一年間で大体二億四千万ドルぐらいのものが不動産投資に向かったのではないかとというふうにラフ

な推測をしております。

○近藤忠孝君 これは実際はもっと大きいし、私の方で計算をした、また入手した資料によりますと、この二年間で倍近くになっているという大きな傾向があると思うんです。しかし、大蔵省としてもやっぱりこういう金の流れについては決して無関心ではないだろうし、先ほど申し上げたような外国の土地の買収の状況など見れば、これに對しては関心をお持ちだと思ふんですね。そういう状況についてそれなりの関心を持って実情などは把握しているんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(行天豊雄君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、最近では、できるだけ民間企業の海外取引については原則として自由にしていこうというところでございます。ですから、余り民間の方々に報告等御迷惑をかけないということから、報告等につきましてはできるだけ簡素化していこうというのが従来の方針でございますので、余りそういう個々の詳しい数字につきましては、まことに申しわけないのでございまして、十分把握できるような体制にはなっていないのが実情でございます。

○近藤忠孝君 しかし、実情としては大変大きな金が金融資産に、それからこういう外国の土地購入にと充てられることは間違いないと思うんですね。こういう要するに巨額の資金が、生産活動じやなくて投機資金として實際運用されているというところは、これを税制の關係で見ますと、財界がよく言う、法人税の負担率が高くて国際競争力を保つために負担率を下げてほしいという、この議論は私は実情に当てはまらないんじゃないか。やはり大企業はこれだけの金をどんと出しているわけですから、大変な担税力があると思うんですね。やっぱりここにこそ今日の財政再建の負担を求めるべきだと思ふんです。

大臣にお伺いしますけれども、こういう基本的考え、そして実際これは見送られたんですが、社内留保されている諸引当金、準備金の整理、ま

た株式発行プレミアム差益等に対する課税、これがやっぱりむしろできるし、必要だと私は思うんですが、どうですか。

○政府委員(水野勝君) 法人税の負担水準につきましては、これも税制調査会の基本的な検討事項の中の一つとして取り上げられておるわけでございまして、先般専門小委員会から第三特別部会に報告書が提出されたところでございまして、この中におきましては、我が国の法人の税負担水準、負担水準につきましては、測定の基準はいろいろございまして、マクロ的に見まして諸外国に比べますとやはり低いとは言えない。しかもこのところはやや上昇ぎみに推移してきている、一方外国におきましては引き下げの方向にある、こういった点を留意すべきではないか。確かに、日本の企業の国際競争力、いろいろな見方があるわけでございまして、やはり負担水準に余り格差があるという場合におきましては、取引がこれだけ国際化してまいりますと、所得の移転その他もろもろのゆがみも生ずる、こういった点も今後配慮を要するのではないかとといったような趣旨の専門小委員会の報告でございまして、

しかしながら、これらの報告につきましては、さらに第三特別部会なり総会なりで十分掘り下げた審議が行われ、最終的な結論が得られるものと思ひます。そうした結論を得まして、私ども適切に対処をしてまいりたいと思ふわけでございします。

また、内部留保につきましては、先ほどのお話の中で、引当金その他につきましては、これを内部留保と見るのが、法人の企業経理、費用収益対応の原則からいたしますと、この負債の引き当て計上であるという見方、これが法人税上の見方でございします。

また、プレミアムにつきましては、これはやはり株主の方が拠出された資本そのものではないか。これは当委員会におきましてはたびたび御議論はいただいておりますのでございしますが、その都度またたびたびお答えを申し上げております。

が私どもの考え方でございます。

○近藤忠孝君 ともかく金があり余り、今指摘したようなところに運用されていることは間違いないです。

そこで、税制上関係してくる問題について特金というのがありますね、特定金銭信託、これについては国税庁から通達がありますが、この通達の内容とそれを出した根拠について御説明いただきたいと思ひます。また、大体どういうものか、それも。

○政府委員(塚越則男君) 御質問の通達でございますが、信託財産に係る有価証券の評価に関する取り扱いを定めました法人税基本通達のことだと思ひますが、この通達は、金銭の信託をした場合に、その信託金の運用として取得をいたしました有価証券を委託者である法人の手持ちの有価証券と分離して評価してもよいということがこの内容でございます。

これはどういう趣旨で設けられたかということでございますが、信託財産である有価証券と法人手持ちの有価証券とを連結させて評価額などを計算することは極めて煩瑣であつて実務的でないといふことから、その両者を分離して評価するといふ現実的な会計処理方式の選択を認めることによりまして、信託制度と法人税法上の取り扱いとの調和を図ることとしたものでございます。

○近藤忠孝君 要するに企業の計算上の便宜のためのものだと思うんですが、株を持っておつて、その運用したものとは別に金で信託をする、それはあとの株をどう買おうと、また具体的に指摘、指示し、どう買わせようと、それと今まで持つておる株の運用とはまた別扱いする、こういうことだと思ひますね。そういう前提でいきますと、ともかく同じ株を買つても一たん現金で信託した場合とは全然別扱いされるというの特金の利用が、このところ急激に増加してしまつて、一年間で倍増して残高約五兆円といわれていますが、この実情はどうでしょうか。

○政府委員(塚越則男君) 国税庁といたしまして

はこのような計数を把握しておりませんけれども、昨年末その残高が五兆円を超えたというような新聞報道があつたことは承知をいたしております。

○近藤忠孝君 これはやっぱり、先ほど申し上げたような状況をバックに一つの現在特金ブームというのがあるんで、一躍脚光を浴びるようになったわけですが、実は大臣、これにやっぱり国税庁が一役買つてゐるんですね。それが今申し上げた通達なんです。それで有価証券の簿価分離が可能となりまして、企業の方が長期に保有する有価証券の含み益を吐き出さずに、したがって含み益に対する課税を免れる。要するに自由に有価証券の売買が行われるということになったと思ひますね。

最近の株の暴騰のもとでこの特金が増えます膨らんでいく勢いがあります。しかもこれが今の国税庁の通達によって一層勢いを増している。こういう通達があるから実際有利なんですと、こういうことでどんどん資金を集めてゐる、こういう実情も実際にあるわけでありまして、となりますと、これは先ほどの東京湾横断道路問題でも大臣の民間資金の活用という話がありましたけれども、民間資金がこういうことで国税庁の通達によつてもこういう方向に流れていくことをみずからやつておつて、それでいかに民間資金の活用、民間資金の活用と言ひましてもこれはちよつと矛盾じゃないのか。実際そうじゃないでしょうか。実際これは大きな流れになつて、しかもまたいろいろな弊害も出始めておるようですね。その辺は国税庁もつかみ始めてゐると思ひんだけども。

こういう点では、大臣どうですか。この問題について、通達も含め、またこの運用の実態に対してもとの確な対応をするという点での見直しが必要だと思ひし、実際やっぱり本当に資金の正しい流れを大蔵省がある意味ではリードする、こういう現状をそのままほうっておけば、もつともつとこれは増していくんです。これはおのずと日本経済にとってはマイナスの方向に行く。となれば、これはひとつ見直す必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(塚越則男君) 税の取り扱いにつきま

しては、専ら税法を適正に執行して課税の公平を実現するということを目的といたしまして、中立的な立場から定めてゐるものでございます。

先生ただいま、この通達で含み益が表現されないことになるという問題をされたわけでございますけれども、逆のケースもございまして、手持ちの有価証券に含み損がある場合にはその含み損も表現されないといふことでございまして、一方的に利益ばかりあるわけではないわけでございます。全くそういう意味では中立的な取り扱いをしてゐるわけでございます。御指摘のような問題になるものとは考えておりません。したがつてこの取り扱いを改めるといふことは考えておりませんが、その趣旨が正しく理解されるように努めてまいりたいといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 ちよつと大臣の答弁の前に。

中立中立と称しながら、実際上は片方にてこ入れている場合が幾らでもあるんですよ。この場合だつて、確かに含み益と含み損とありますよ。しかし、大臣、現状はどうですか。今は含み損なんというのはいくら出てこないんですから、これはむしろ益の方が大きいんです。そういう中で、今株価のとりわけ高騰の時期ですから、しかも資金がこれだけあるんですから、それがどんどんそこへ流れていくというそういう中に、税制自身が中立と称しながら一翼を担つてゐるといふ、これはやっぱり厳然たる事実じゃないでしょうか。中立だから見直しをしないと言ひますけれども、しかし現状をやつぱり正確に見るべきだし、しかも資金の大きな流れの中でこういう問題が出てきてゐるとなれば、それは官廳答弁とは別に、それはやっぱり内閣の中枢におられる大蔵大臣としては別の見解があつてしかるべきだと思ひますが、どうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 企業の余裕金の運用といふのはまた新しい設備投資を生む原資にもなりま

すし、私は、自由経済の中でそれを目的のたきに

して議論するという立場にはないということが基本的でございます。

それから、いわゆるこの金銭信託の問題はやっぱり、お話ししましたように、経理上の極めて合理的な措置といふふうに素直に読むべきものではなからうかといふふうに考えます。

○近藤忠孝君 大蔵大臣が別に今のことに目のかたきにすることはないんで、もし、目のかたきにするといふことは、将来ございせんから、それは遠慮した方がいいと思ひますけれども、しかし私が指摘したことはやっぱり十分考えてもらつていいことではないか、こう思ひます。

あと若干の時間しか残つていませんが、せっかく厚生省来てもらつてゐるんで、その関係で質問しますと、社会保障特別会計構想であります。

これは、昨年末、六十一年度予算編成の大蔵折衝で当時の増岡厚生大臣は、大蔵省に対して社会保障特別会計についての私案を大蔵省に示して、その特別会計を創設するよう申し入れたといふんです。内容についての答弁は結構です、中身は入手しましたから。問題は、これが厚生省の考えなのかどうか。それからまた大蔵省はこれについてどういうお考えなのか。結局これは財源として福祉目的税として大型間接税導入ということにやっぱり行き着かざるを得ないんじゃないか。前の答弁でそれは考えていないとおつたけれども、結局はそこへ行つてしまふんじゃないかといふこの指摘についてどうなのか。それそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(岸本正裕君) 社会保障の予算につきましては、高齢化の進展とか年金の成熟化等によりまして毎年相当規模の当然増が避けられない情勢だと思つております。こういうような社会保障の予算について、一般会計から切り離して、社会保障に関する給付と負担の関係を明確にしたかどうかといふことを増岡前厚生大臣が御自分の私案として御提示になつたものでございます。厚生省といたしましては、この私案につきまして非常を示

峻に富んだ考えであるというふうな受けとめておるわけでございます。今後こういうものを含めて検討していきたいというふうな考えでおるわけでございます。

ただ、非常に全体の財政構造にかかわる問題でもございまして、また今後の社会保障の進め方にも大きくかわる問題でございますから、幅広い角度から検討していかなければいけないのではないかと、いろいろに考えておるわけでございます。

また、財源の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の高齢化の進展におきまして負担増が避けられないわけでございまして、これを賄うのは租税かまたは社会保険料ということになるわけでございまして、このような財源をどういうふうに組み合わせようというのかということ、これからの国民の合意と選択ということが基本になると思っておりますので、そういうところを見きわめながら考えていきたい、こういうふうな考えでございます。

○政府委員(小粥正巳君) ただいま厚生省から御説明もございました、お尋ねの社会保障特別会計につきましましては、増岡前厚生大臣個人の私案として私も承っておりますのでございまして、この私案は、今後高齢化の進展に伴いまして社会保障関係費の増加が予想される中で、今後の財政再建の具体的な進め方、社会保障に対する負担のあり方につきましまして私どももいろいろ検討を進め、勉強しているわけでございまして、示唆に富んだお考えと、こういうふうな承っております。

ただ、若干意見を申し上げますと、社会保障関係費がこのような仕組みをとることによりまして、いわゆる聖域化いたしました歳出の節減合理化努力が不十分なものにならないか、そういう問題も考えられます。あるいはまた、多額の経費のあります中で社会保障だけが別枠という、そういう説明で果たして大方の納得が得られますかどうか、いろいろ問題点もあろうかと存じます。私どもも財政当局といたしましては、このような提言も含めまして、各界の御意見を承りながら、

歳出入構造のあり方、受益と負担の関係等につきましてなお一層検討を重ね、今後とも財政改革の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長(山本富雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時十八分開会
○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○栗林卓司君 質疑の発言を委員長に求められたんですが、大変困っております、なぜ困っているかということからお尋ねをしたいと思います。

今回の租税特別措置法の一部改正案というのは、それぞれ提案理由等を見ますと、税制全般にわたる抜本的見直し前における状況を踏まえながら、その枠組みを変えないで精いっぱい努力をしたという趣意が書かれてあるんですが、その税制全般にわたる抜本的見直しというのは、実は租税特別措置法のもともとなる本則そのものが不安定だというのが、持っている意味だと思っております。そういう状況の中で、租税特別措置法だけを議論するということが一体いかなる意味があるんだらうか。というのは、私申し上げているのは、本来だったら、本則を直すことが本来の議論としては筋道かもしれない。しかし、今の場所では租税特別措置法だけであります、こう枠をつければ、本則の議論ができるんだらうか。それが私が質問に立ちながら戸惑いであるんです。したがって、税制全般にわたる抜本的見直しというところ、御提示になっております租税特別措置法の一部改正、特別措置というのはいくまでも本則に対する特別措置ですから、その辺について大

蔵当局はどのようにお考えになっているのか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のように、ただいま税制の基本的な改革作業と申しますか、抜本的な改正作業を総理からの諮問を受けていたしておるところでございます。したがって、御指摘のように、まず基本原則の方の本則がどうなるのかということ、目下まさに税制調査会で検討中の段階でございますので、それに対する特別措置としての租税特別措置法のあり方というのは極めてある意味では流動的であらうかと思っております。

この点につきましては、昭和六十一年度税制改正に際しましては、税制調査会の答申におきまして、もまたに抜本改革が行われている。したがって、本来はこれの基本的な姿を今その抜本改革の方へ向かえないうちに基本的な姿に近づけるような改正はやりたいたすは適当ではない。したがって、六十一年度としてはおおよそすべてスタンダードスタイルで参るのが適当であるという考え方もあるわけでございまして、しかしながら、昭和六十一年度におきましても、当面の内需拡大でございまして、ともろもろの緊急の政策的な要請もあるわけでございまして、また、六十一年度予算編成に際しましては若干のやばり税の面でも増収措置をお願いをせざるを得ない面もあったわけでございまして、そういうこともあつたわけでございまして、一方、本則である税制につきましましての抜本改革が行われているという点をも兼ねて考えながら六十一年度の租税特別措置法の改正を取りまとめ、御提案をしようという次第でございます。

○栗林卓司君 一つ具体的に例を挙げたら、お尋ねしたいと思うんですが、今回繰越控除制度の一時停止というのが御提案にありますけれども、この損金の繰越控除制度ですね、これはもともとなぜこの制度というのはいったんでございましてか。

○政府委員(水野勝君) この点につきましては、法人課税は、そもそもこれは各事業年度単位課

税がある意味では原則であらうかと思うわけでございまして、しかしながら一方、法人企業の実態をいたしましては、これは企業としては継続企業、ゴーイングコンサーンでございますので、経営者としてはある一定期間をとって見通しを持って経営されているということであらうかと思っております。したがって、税制におきましても、ある程度そういうと申しますか、相当程度と申しますか、企業の経営の実態に合わせまして、単年度課税という大原則はございまして、一方、青色申告でもって申告をされておる法人につきましましては、基本的には五年間欠損金の繰り越しを措置しようというところでございます。

この点につきましては、明治二十年に所得税法ができ、法人課税が始まって以来、ある時期には全く欠損金の繰り越しを否認したり、あるときにはかなり長期にわたって認めたり、いろいろな変遷はございまして、昭和二十五年のシャープ税制の結果として現在五年という姿になっておるわけでございまして。

今回、先ほど申し上げましたように、抜本的な改革作業が行われているところでございますので、その五年間繰り越すという基本的な仕組み、この点につきましては触れないことといたしまして、ただ、直近一年間に生じた欠損金に限りその次年度においては停止をする。しかしそれは二年目、三年目、四年目、五年目には控除をお使いいただくということ、ある意味で現下の財政事情からの緊急的と申しますか、特例的な措置でございまして、恒久的、基本的な仕組みの改正までにはお願いはしてないというところでございます。

○栗林卓司君 今のお話を要約しますと、企業課税というのはあくまでも会計年度中心であります。そうはいないが、ゴーイングコンサーンというの、それ自体見るとちょっと理屈がおかしいけれども、ずっとやり方を続けていけばそれはそれで会計制度としての立派な存在理由がある、これがゴーイングコンサーンという意味ですね。

それを税制と比べて言うと、なるほど課税というのは企業会計年度単位なんだけれども、しかしある部分そのときの要請に従って繰り越しというのはあつてもいい。それは恩恵的に与えた制度ではなくて、企業に対する課税の一つのあり方として十分説明のつく正しい制度なんだというのがこれまでの御主張だったと思いますが、違ひでしょうか。

○政府委員(水野勝君) そのはいろる考え方があるわけでごさいます、ある意味でのグリーン・コンサーンとしての企業に對してはどういうふうな課税をお願いをするか。このときに当たりまして、やはり継続企業の実態に即して措置をさせていただくということで五年間という繰越期間を設けておるわけでごさいます、しかし一方におきまして、これは青色申告で申告をされておられる法人につきましての制度でございますので、ある意味ではこれは青色特典、青色事業に對する特典だということは言おうとすれば言えるわけでごさいます。

しかし、実態といたしましては、稼働法人のほとんどが法人につきましては青色申告を行つておるといふのが実態であるということを前提といたしますと、恩典と見るか、一般原則、法人税の会計年度課税の基本原則とグリーン・コンサーンとしての企業の実態と両方を踏まえた、その本来的な姿であると申しますか、そこは、制度として形式的に申し上げるとこれは青色特典でございすけれども、実態はこれがそこそこの通常の姿であるとも言えようかと思つてございます。

○栗林卓司君 従来の制度がそれなりに社会的、経済的な機能を果たしている税制だったということとを認めるに私はやぶさかでないんです。今回これを停止をなさいましたね。停止というのは、それなりに理屈が通れば停止してもいいんだということになるのかどうか私からいいたす。停止の一番の理由というのは、これは財源対策、そうはつきりおっしゃらなくてもそういうことですよ。もし財源対策というのであれば、

ば、本当は本則をいじるべきではないんだらうか。租税特別措置でよろよろといふことで財源対策をするといふことは、その法改正に至る議論の質を考へても正しいんだらうか。

私は、税制を考へる場合に財源の面を頭から除外してよろしいとは毛頭考へておりません。したがって、見通しとしてはこれぐらいの赤字が出さうだから何とかならないかという場合には、租税特別措置をいじることで財源対策をするのが正しいんだらうか、それとも本則をいじることによつてその財源対策をするのが正しいんだらうか。本則をいじる場合と租税特別措置をいじる場合の議論の質を考へますと、どうしても租税特別措置に比べると、こういった言い方は失礼かもしれせんけれども、改正は恣意的になつてきがちになる。それはたゞ消費税が一番いい例ですよ。したがって、そうではなくて、これだけの財源対策としてどうするかということが本則の議論になつてきたとしたらもういろいろな各方面からの議論が出たに違ひない。

私は、租税特別措置の手直しで財源対策を講ずるといふのは税制を担当する大蔵局とすると避けていくべきではないか、こう思ふんですが、大臣どうお考えですか。

○政府委員(水野勝君) この点につきまして、ことしと申しますか、六十一年度の税制調査会の答申におきましては、「全法人の半数以上が赤字申告を行つてゐる実態及びこれら赤字法人における諸般の経費の支出状況を踏まえ、これら法人に對しても、実質的に過大な負担を求むることとならぬよう配慮しつつ、所要の措置を講ずることと考へてよいものと考へられる」というところとなつておるわけでごさいます。

現在、増税なき財政再建という基本的な理念のもとに予算編成、税制改正が行われておるわけでごさいますし、また税制におきましては抜本改革が行われておる。こうした場合には、先ほど申し上げたような五年間の基本的な仕組み、こういったものは動かさないで、実質的に過大な負担をお

願ひはしないようにする。本則的なものを動かして改正して御負担をお願いするようになりますと、やはり恒久的と申しますか、実質的に御負担をお願いしてしまふわけでごさいます。

今回は、直近一年の分につきまして停止をする。しかし二年目、三年目、四年目、五年目では控除をお使いいただくということになりますと、これはいわば前取りの御負担をお願いをするわけでごさいます、極力実質的に恒久的な負担とならないように配慮しているというやや暫定的な措置でございまして、これは本来、法人につきましてさらに御負担をふやしていただくというのであれば法人税率の引き上げ、こういったことで対処するのが適當であらうかと思ひますが、今回そういった背景のもとで、臨時的にと申しますか、実質的な御負担とならないようにお願いをすると思ひますが、そういった背景が強いと思ひますので、租税特別措置でお願いをいたしておるといふところでごさいます。

○栗林卓司君 今回の御提案の中で土地税制をいろいろと微調整をなさつておられるんですが、これはそれぞれ所管する官庁の責任者に何うのが筋道だと思ひますので、この改正によつて土地の供出等についてどんな影響があるかなどという質問はいたしません。ただ私が他の委員会で見聞をしたことだけ申し上げて、焦点だけ聞いていただきたいと思ふんです。

農業用地が転用された場合には登録税を免除するとかありますよね。あるいは公共用の施設に用地が供給された場合には若干の恩典を与えてゐる。今農地は土地はどうかといふと、売らないんで、土地を持っておられる方が、いろんな政策を手をかせ品をかせしてやつても土地が出てこないんですよ。なぜ土地が出てこないかといふと、たまたまある調査機関の結果を申し上げますと、実は地主の方は今相当お金をお持ちになつてゐるものですか、お金に困つて土地を処分するといふケースがもう余り考へられない。したがつて、いろんな税制上の優遇等を含めて優遇措置を

やつただけでは土地は出てこない。土地が出てこない住宅が建たない。どうするか。これはほかの委員会の最も深刻な悩みでございまして、この問題に對して税制としてそれではどうするか。ほかの土地政策との絡みでも結構ですよ。そこまでの議論をして税のあり方がこうだという議論は、ここまで来ますと私は本来の筋道ではないんだらう。

そう申し上げるので、租税特別措置といういわば小さなさじですくうような問題といふのはここまで来ると少なくなつてきて、まさに言われるように税制全般にわたる抜本的見直しをいよいよしていかなければならない時代に入つてきたといふことではないんだらうか、そう感じたのでいろいろ意見を交えて申し上げたわけでごさいます。

そこで、この税制改正の全般的な見直しなんです、これも全然私どもには見当がつかないんです。それは税制調査会に検討を依頼したという話は聞いておりますが、一体どんな段取りでどう検討するのか、全くわからない状況なんです。

そこで大臣にお尋ねしたいんですが、我々なりにない知恵を絞つていくときに手がかり足がかりになるような材料といふのは、今一つでも二つでもお示しいただくわけにはいかないんでしょうか。あくまでも税といふのは必要な公共負担を公平に負担するといふ制度でありますから、そのときにみんなが負担する、まあ負担率としましては、俗に言われる公共負担も含めて一体国民といふのは何%ぐらいの負担をこれからしていかなければならないんだらうか。その辺だけでもめどがつけばまた議論も出発するんだけれども、それもわからないといふのは何とも議論に参加するきつかけがない。そこで、中長期の展望で結構ですから、税負担と公共負担と合せて大体何%ぐらいになつていくと今はお考へになつてゐるんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 税制調査会へ諮問するといふことを決断するに至つたといふのは、国会で税の議論といふのが何の議論よりも多くの部分

を占めるようになった、それだけ国民の関心も深
いだらう。ところがそのところで、諮問する
きにやっぱり私も部内で悩みましたのは、一
つは政策税制の角度から持っていくことより
も、従来の税制調査会というの税理論から積み
上げてきておられる。したがって、新たに特別委
員の先生方を入れたりして少しは幅広にしました
が、やっぱり基本はあるべき税体系というよう
なことだろうと私も思うのでございます。

そこで手順としては、御案内のように、今専門
小委員会からは四つやと出て、それで今度は特
別部会で議論していただくというところまで行っ
ているわけです。新聞報道等では可能な限りその
小委員会の報告については発表したりして今日に
至っております。それで、先生方の頭の中にはい
ろんなことがあるかと思いますが、さていわゆる
国民負担率をどこに置くかということについては、
私は、議論の過程ではいろいろ出るかもしれぬ
が、答申で出るものであるのか、それはやっぱり
政策選択の問題として、国会等の議論を通じな
がらまに政策選択として政治が決めていく問題で
はないか。

そういうことになりましたと、今大蔵大臣がが
はまっておりますのは、臨調で、ヨーロッパのそ
れよりはかなり下回るといふところまでたがを
められていくわけですね、実際問題。ある人は四
五とかいふようなことを想定する人もおる。それ
から一方、あの臨調答申が出たときから見ます
と、今度はヨーロッパはまたずっと上がつてきて
おりますが、しかしあの時点のヨーロッパの負担
率というのを念頭に置くべきではなからうかとい
うふうな気持ちでおりますが、最終的には私は税
の議論よりもやっぱり政策選択の課題として政治
が決めていく問題じゃないかな、こんな感じで今
様子を見ておるといふのが実態でございます。

○栗林卓司君 政治が決めるというのを非常に
短絡をして申し上げます、投票で決める、これ
が一番わかりやすいわけですね。民主主義という
のは、銃弾にかえて投票用紙で決戦をするわけ

すから、そういった場所に大多数の国民の皆さん
に御参加いただいて選択をしていくという、あ
るプログラムを組みながらしていかなければい
けません。それは頭の中にありますけれども、な
かなか難しく、言うただけでは進まないんです
ね。

だから、おっしゃる通りに政治が決める問題な
んですが、例えば住宅だったら、本家に持ち家と
いうものを政策の基本に置くのか。持ち家につ
いてはなるほど減税措置を一部講じておられま
すけれども、じゃ持ち家ではなくて借家というこ
とを政策のベースにするんだら、家賃についてこ
れをどういった意味で税制で見ていくのか、こ
れをやっぱり整理しておかなければいけません。
そういうことをひっくるめて、なるほど国民が
選択をする問題には違いはありませぬけれども、
そのためにどういう方法でやるか、そこが今我々
の知恵の使いどころではないか、こんな気がする
もので、難しからちよつと無理だよとい
うので安易に逃げないで、租税特別措置に逃げな
いで、これは本則の問題という格好でお取り組
みいただいた方が私は問題の解決が近くなるん
ではないんだらうか、そう思ったものですから意見を
交えて申し上げたわけでありまして。

以降は総理にお尋ねをします。
○野末陳平君 今回の法案には触れられておりま
せん例の非課税貯蓄の問題ですけれども、ことし
から本人確認が厳しくなりました、これは順調に
進んでいるようですから、混乱もないと聞いてお
りますのでいいと思いますけれども、さて限度
管理が今後どういふふう具体化していくのか、
その辺のことが今まではっきりしておりません
でした、予算とか、これから時間的なことも含め
まして、最初に簡単に説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、六十
一年一月一日から限度管理適正化の形で改正が行
われておるわけでございます、まだ二カ月、三カ
月の段階でございます。この時点でさらにこうし
た非課税貯蓄を含めた今度の利子配当課税という

ことにつきまして申し上げるのはなかなか難しい
面もあるわけでございますが、一方、税制調査会
におきましては、総理の諮問を受けまして税制の
抜本的な改革作業が行われておるわけございま
す。その中におきましては、所得税の一端をな
しますところの非課税貯蓄制度につきましてもまた
当然その検討課題にはなるかと思うわけござい
ます。

ただ、現時点におきましては、先ほど大臣から
も申し上げましたように、専門小委員会から四
つのテーマにつきまして部会に報告がなされ、現在
それらの点を中心にさらに掘り下げた検討が行わ
れているという段階でございますので、現時点で
この問題が正面から取り上げられて検討されて
いるという事態にまでは至ってはいないわけござ
います。

○野末陳平君 税調の答申では以前に低率分離課
税方式というのがきちんと出ていたわけですか
ら、それを受けたんですから、当局としては、そ
うなった場合にどういふケースがいろいろ考えら
れるか、具体的な検討はしているのが当たり前だ
と思うんです。そんなわけでは、具体的にどう
ちよつとお答えいただきたいと思ひます。
ことしから行われております本人確認は新規の
分です、そうするとこれまでの分はそれがな
いわけですね。これまでの分も含め今後限度管理
の管理がきちんとされなきゃならないわけですか
ら、そのための本人確認を求めたわけですから、
その限度管理は、予算面も含め、方法なども含
めてどういふふう今後なっていくのか、その辺の見
通しをお答えいただきたい。もう始まっている話
をしていっているのであつて、検討している話じゃ
ないんです。

○政府委員(水野勝君) 確かに御指摘のように、
税制調査会から低率分離課税の方向での答申が行
われまして、それを受けて限度管理適正化の
方向で制度は足立しております、それが現在進
行中という段階でございます。したがって、何らかの
その進行中の段階での問題につきまして何らかの

考え方を申し上げますとすれば、現在実施されて
いる方向でのものを適正に今後措置していくとい
うことに相なるのではないかな。また、現行の進ん
でいるものにつきましては考え方がいかにというこ
とでございます、この制度を今後どういふ段階
でどういふふうにしていくということは、なかな
か申し上げるのは難しいかと思うわけございま
す。

○野末陳平君 実に頼りなくて困っちゃうんです
がね。本人確認によつて今までよりはマル優の利
用状況というのはきれいになっていくような感じ
がします。ですから、その意味の一種の自己規制
みたいなことは働いているように思ひます。し
かし、限度管理というものは今までの委員会
も随分議論になったことで、これがきっちりし
ていなければ本人確認したところで何ら意味がない
という結果にもなりかねないんです。

大蔵大臣にちよつと角度を変えてお聞きしま
すが、かねがねここで言っておりますように、私
はもうマル優を見直すしかないと思ひます。見直
してもいい。つまりマル優の必要な社会的背景は
やがて変わつて、むしろ見直すのが当然だ。それ
が減税の財源になればいいことないかな。こ
ういふ立場から聞いていただいているわけですが、
この場合、これはいわば課税ですね、非課税がな
くなつてある程度の課税。その場合に、庶民をい
じめるな、少額の貯蓄に対して課税するとは何と
いひじゃないか、こういうような声がよくある
わけですね。もちろんシルバーエージとか弱者は今
までどおりとするとしても、何か一般的にいまだ
にある程度、以前に比べれば相当な貯蓄があるに
もかわらず庶民をいじめてという、この五%あ
るいは一〇%の課税に対してもそういう声が非常
に一部に強くなる。これについて大臣はどうい
ふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは一つには、歴史的
に見まして、これは私見でございますが、やっぱ
り郵便局の存在というものがいわば税の、いかに
少額であろうとも利子所得も所得には違いありま

せんが、私は国民性の中にそういう少額貯蓄に対する、いわゆるマル優というものは当たり前のことだという考え方に同化、定着してあるんじゃないか。したがって、所得というものはいかなる性格を問わず、これは総合的に把握され、それが課税対象になるのが本筋ではないかというように意識転換をやつたりやうていかなきやならぬのじゃないかな、いささか私見でござりますが、そういう気持ちで平素持っております。

○野末陳平君 大臣のお答えにありましたように、これは郵便貯金の問題というのがこれについては非常に難関といえますか、だと私も思っています。ただ、今のいわゆる意識転換しなきゃいけないけれども、これがあるから、要するに既得権なんですね、既得権だからこれは当たり前のことだというところがあるんですが、しかし、時代が変わったのと、もう一つ、減税をするためにやむを得ずといいますが、このマル優を見直すんだというところになりました、どちらが得かという選択をストレートにしたらもうよううなデータを出せばそれはど抵抗ないと思うんですね。

現実には、一般レベルで言いますと、貯蓄の利子に課税が低率であつたとしても、減税になる方がはるかに大きいですからね。ですからそんなに抵抗がない。まして、庶民いじめという言葉はいわば既得権をワンパターンで振り回しているわけであつて、言うけれども実際それが行われたときはそれでしようがないという簡単に割り切れる程度の僕は反対だと思ふんですよ。以前と違って本当に今皆さんお金を持っていますし、それから利口になつていきますからね。

だから、言いたいことは、庶民いじめといううな反対論が仮にあつてもそれほど気にするものではない、そういう顔色をうかがうのはよくない、これが率直な僕の考え方なんです。もう一つ言いますけれども、これはちょっと誤解を招きやすい表現なんです、低所得者、低所得者というんですが、低所得者というのは、生活保護を受けている人も含めましてそれほど貯蓄あるものでしょうか。そこがまた不思議でしようがないんですが、貯蓄がある、もし貯蓄があればその利子は非常に大きいですけれども、シルバークロジックについてだつたらわかりませんが、どうもその辺もあいまいでしてね。現実には、私の周囲の例ですが、生活保護を受けている方で結構何百万あるんですね。それいいですよ、あつてもいいんですよ、そうするともはや低所得者と言えないんじゃないかと思つたりします。非常にその辺の、従来続いてきた考え方を認めてこのマル優見直し問題を検討するのは間違ひが起きるものとじゃないかと思つておるんです。これは僕の個人的な考え方です。

そこで、もっと實際論に入りたいたのですが、低率分離課税になりますと、今も主税局長の答弁ではつきりしないのは、結局限度枠管理をどうしていくんだということですね。これはコンピュータを入れたらなんかすることになるのか知りませんが、お金もかかるし時間もかかるわけですね。そうすると、本人確認というある意味のブレーキはきかしたし、マル優の利用状況は前よりもきれいになつていくようなんですが、実はその本人確認をさせたというそのタイミングを一にして低金利時代に入りましてからね。この低金利時代に入ったというところが、マル優にこだわつて、マル優の非課税という特典にしがみついていたけれども余りメリットがなくなつてきたんですね。ですから、そのメリットがなくなつてきたんで、どうせならこの際きれいにしちゃおうと、税務署にやらされても困るしとか、そういう動機も多分にありますからね。

となると、これは今マル優離れというものが実は起きていて、非課税の特典というものに皆さんがもう何が何でもしがみつくだという時代では今ないんです。低金利がもしもうしばらく続くとすれば今こそチャンスだという言い方もできるわけですね。ですから、そういうことを背景にしますと、私は言つておきますけれども、低率分離課税よりも

一律課税の総合課税の方がいい、それがチャンスだと言いたいんですけれども、とりあえず税調の答申には低率分離課税が出ておられますので、この方式についてまずそちらのお考えを聞いています。ですが、限度枠管理が、これもやはり必要となります。低率分離やつても限度枠管理という問題があります。そうすると、今主税局長はどういうふうにするか具体的なお答えがなかったわけですが、この問題はすつと引きずつていく。恐らく数年は引きずらなざるを得ないですね。それからこの部分とどこで区切るか、今までの部分、既得権の部分と新規の部分とどこで区切るか、そんなことも含めて非常に難しい。そういう難関が一つ。それからもう一つは、ここまで金融商品が多様化したときに、その中でどれを選ぶかということになりますと、いわゆるマル優に低率の課税をしたときにはほかの商品とのバランスというののもう完全に狂つてくるわけですね。

そこから具体的に聞きますが、もし税調答申の低率分離課税の導入というのを予想した場合、これは検討課題で、大蔵省は何もしていないはずないんですからね、その場合に、分離課税の六六の割引債券のようなものと、三五の、これについてはどういうふうに考えたらいんですし、ようか。あくまで予想の場合でなければいいですね。

○政府委員(水野勝君) 先ほども申し上げましたように、まさに低率分離の答申はいただきましたが、政府といたしましては、現行制度を維持し、限度管理の適正化でもって対処していくという方向で出されたばかりでございますので、低率分離の場合にどうなるかという御指摘につきましてはなかなか申し上げにくい点が多いわけでございます。この税調答申によりまして、低率分離課税になつた場合におきましてもやはり限度枠の管理はなお改善、強化することが必要であるという御指摘はいただいていますから、そういう意味におきましては、この税調の答申の考え方でききますれば、低率分離課税になつたといつても、限度枠の管理は適正、効率的にやうていく必要が

あると指摘されているということであらうかと思ひます。

また、その場合に、一六の物、三五の物、これをどうするかということでございますが、低率分離の答申をまともにとりましますと、このときの答申によりまして、この三五の源泉徴収制度及びその税率、これは維持していいんじゃないかといううような方向が示唆されておるわけでございます。それから、一六の割引債の償還差益の点につきましましては、全体的な利子配当課税のあり方の帰趨と関連してその対象となる割引債の範囲について検討していくこと、それから税率水準については、いろいろな点に着目するとその引き上げには慎重であるべきだといううような意見があつたとか、もう一つの考え方があること、このときの税制調査会の答申では述べられておるということでございます。

○野末陳平君 それはわかつていふんですけれども、お答えいただきたいのはその先なんであつて、だかともまあそれは無理ですから、じゃ角度を変えて、現在ある商品その他についての問題に触れたいんです。

例えば、大臣、マル優というのは、いわゆる一般的な預貯金の利息を非課税にするという制度ですから、これはこれで、いわゆる利息ですね。ところが最近これが低金利時代で余り魅力がなくなつて、これよりも利回りの高いものが幾らでもあるわけですね。もうはつきり言つて選択に困るぐらいにあります。そうすると、その中にはいわゆる利息なのにもかかわらず利子課税という扱いを全く税法上受けないというものがあつますから、そうするとこれが一時所得になつたり雑所得になつたり譲渡所得になつたり、全部利子ですね。要するに運用益で、利子ですが、この場合、具体的に言えば生命保険会社の一時払い養老保険もそうですし、最近はやつてきている低当証券もそうですし、金の貯蓄口座もそうですと、いろいろあります。それから今度は逆に、投資信託のうなものの

で、最近の調子がいいようだけれども、それも
利子という分配というか、運用益が出てくる。
そういうものも、気持としてはお金があふたと
いう部分で、利子と全く性格が似ているわけだ
ね、受け取る方はです。ところが税法上の扱い
が非常に複雑で、またその複雑さをうまく繰り
て、高利回りの有利な金融商品ということで、商
売する方はそれを売っており、いずれにしま
ても扱いが余りにも複雑多岐にわたっている。
そうすると、我々が今マル優に課税だというの
は、預貯金の利息の課税ばかり頭に入れておりま
すが、そうでない、さらに利回りの高い金融商品
は一体どういふふうに取り扱ったらいのか。これが
一時所得であり雑所得であり譲渡所得でありとい
つて、その有利性、これを残しておいていいはず
もない。

そこで問題は、マル優の見直しとは別に切り離
し、今のような高利回りの金融商品が税法
上みな扱いが変わって、それぞれ有利、不
利が分かれていて、そのためにまたお客さん選
択の余地があるというものの、利子という考え
方に立つと実にわかりにくい、あるいはまた不
公平とも言える。この現状というものはどうな
しょう。これはもう結果的にやむを得ないから
そのままだというのか、それともこれもやはり考
えなきゃいかぬのか。考えなきゃいけないけれ
ども、時期はマル優の見直しと同時にやるのか。だ
って、マル優見直しだけしてこちに見直さなかつ
たら、全部お金こちに流れますからね。低金利
が一、二年続くとすればもう完全にそうなる、あ
るいはもっと続くすれば、というのがちょっと
頭が痛いというのか、そちらの考えを聞いておき
たいんで、これはもうマル優とは関係なく、現在
ある姿をどう考えているか、そういうことです。
○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のように、
マル優のあり方とは関連づけられる前に、もろも
ろの何と申しますか、金融商品と申しますか、そ
ういふものが出てまいって、そういう基本的な改
革とは別に、例えばデューブディスカウント債に

つきましては、去年は国外で発行されたものにつ
きましてはキャピタルゲイン課税の方で対処する
とか、これはワラント債についての分離後のも
のの中に入れていただくように御提案を申し
上げていますとか、際立っているようなアンバ
ランスが目立つものにつきましては、その都度対
処は個別にさしていただいているところでご
さいます。これは、今後マル優なり非課税貯蓄
制度が抜本的に見直されるかどうか、そのこと
とは関係なくやはり個別に適切に対処はしてい
くべき話ではないかと思うわけでございます。
また、今後の抜本的な改革の中では、当然、現
時点ではまだその段階に至っておりませんが、利
子配当課税のあり方も当然検討されることにな
ろうかと思ひます。そのときに、先生御指摘の、あ
るものは雑所得、あるものは一時所得、あるも
のはキャピタルゲイン課税の方式をとって出て
くるもの、もろもろあるわけでございまして、そ
うしたものにつきましては、やはり横に並べて、
そこに不当なシフトが起こったりアンバ
ランスが生じたりしないようには、抜本改革の一環として
検討はされるべきものであるというふうにご
ては申しますが、なおまだその具体的な成案ま
では申し上げられる段階には到底ないわけでござ
います。

○野末陳平君 これは大臣、ますます金融商品は
多様化すると思ひますね。そして同時に、この低
金利だったらずしも利回りの高いものを求めて
お客さんがお金をおつちこち持つていく、これ
も当たり前だと思ひますね。
そうなりますと、そういう現状がこちらにあり
ながら、片方でマル優の見直しだ、低率分離課
税、僕はあり得ないと思ひますね。それをやっ
てしまったら今度今度以上の問題が起きてしま
いますから、やるならこれは同時にやらなきゃい
けない。あるいは金融商品のいわゆる税法上の扱
いの整理の方がむしろ先かもしれないというぐ
らゐに非常に今大きな問題になったんですね。この
委員会でもマル優問題をずっとこち、二年課税の

是非を言っていたときと今非常に事情が、経済事
情あるいは金融事情、貯蓄事情、そういうものが
変わってきておりますので、これは主税局長が成
案を得ていないとおっしゃっていますが、早急な
検討が必要だ。特に、お答えの中にも外国債やそ
の他いろいろ出てきましたけど、これもまた一緒
なんです。ゼロクーポンとか何かについては手打
つたりなさっていますけれども、何といったって
それはその個別商品のみですからね。
ですから、そういうことでなくて、このいわゆ
る利子というものの、厳密な定義になるとそれぞ
れ分かりますけれども、大ざっぱに、利子そのもの
の課税のあり方の研究の中で、やはり一律に税法
上の扱いをしていく、税率も同じであるというこ
とにしないとマル優の見直しというのはいけな
いんですよ。だから両方やらなきゃならないとい
う大変な、逆に言えば今がチャンスだと、こうい
うふうにご考えているわけですが、大臣どうでし
ょうかね。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる金融資産の運用
によつて上がった利益とでも申しましょうか、郵
便貯金の利子とかその他のいろいろあるわけでござ
いますから、それらがイコールフットリングとい
いますか、同じ状態に置かれるような仕組みは好
ましいと思ひます。
確かに、おっしゃったように、今は出た後を追
いかけて手直しをしながら来ておる。今回の改正
もワラント債問題が入っておりますが、後追ひと
いう感じよりも、いわゆるいろいろな場合を想定し
てのあるべき税制の姿、それが、新商品とオーソ
ドックスな今日まで存在するものと、税の捕捉
の立場からは同じ条件にあるような仕組みという
ことは、確かに私もお話を聞きながら勉強しな
きゃいかぬ課題だと思ひます。
○野末陳平君 何しろお金余り現象とかい
まして、相当なお金があることはもう間違いない事
実ですから、やはりこういふものの扱いをきつち
り早くしないとけない。研究していただきたい
と思ひますね。

では、もっと実務的なことになりましてくれ
ども、低率分離課税の場合でもそうだし、それか
ら、最近私もその方がいいんじゃないかと思ひ
うになった、一律課税にして、総合課税ですね、
やはり総合課税にすべきだと思ひますけれども、
この総合課税の場合でも、常にいわゆるお年寄
り弱者は別にしよう、これはいいと思ひますよ、
当然それは必要だと思ひます。本人確認をせ
かくしてもらっているんですから、これがやはり
むだにならないようにしなきゃいけないと思ひ
ますからね。そこで、この本人確認というのは、結
果的に、シルバリーエージについては少なくとも今
後どんな課税がとられようと、どういふ形の利子課
税がとられようと、窓口でいわゆる優遇措置をそ
のまま続けることは可能になってきたんじゃない
か。つまり、還付方式をとらなくても、シルバ
リーエージに限っては、窓口で、あなたは優遇され
ている、利子非課税、今までのマル優だ、これが非
常に可能になっているんじゃないかという気がす
るんですが、それについては主税局長、どうで
しょうかね。

○政府委員(水野勝君) 確かに一律分離をおま
めいただいた税制調査会の答申、六十年代改正答
申におきまして、「老年者については、一定の
要件の下で免税制度を設けることが適当である」
というふうな答申の部分もあるわけでございま
して、シルバリーエージにつきましては何らかの配
慮なり措置が行われることの可能性は大きいわけ
でございまして。
その場合の具体的な課税のあり方、窓口で対
処するのがあるいは還付、一応いただいて還付とい
う形になるのか、そういう具体的なイメージが
まず根本、根っこの方がございませんで何とも
申し上げることは難しいわけですが、窓口で、窓
口で本人の確認はできても、それが複数店舗にな
った場合には、それを一括して限度を管理する、
シルバリーが限度なしということならまた別でござ
います、限度があつたりする可能性も強い。そ
ういった場合に、全国一本管理は、またこれ国税

サイドの話にもなるのかもしれませんが、なかなか具体的に、こちらの方向になるのではないかと、まず一律分離といったものあるいはシルバーの還付、免税、具体的なものはまだこれからでございますので、はっきりしたお答えはこのあたりまでが限界かと思うわけでございます。

○野末陳平君　もうやむを得ないと思います。それから、シルバーといつてもお金持ちもいますし、だから何でも全部優遇というんじやありません、どうしても限度があるとなるとその管理はやはりここにつきまとうというんで、この問題は限度額管理というものが今後どういうふうになっていくかということと重大な関係が出てくるんですね。

時間もなくなってきましたが、何といったって私はもう総合課税をやはりこの際思い切つてやる、いろいろな事情があつてもするのはチャンス

だと思っていますから、その方向で進めたいと思うんですが、たまたまきのう税調の木下さんがいらっしゃいましてお聞きしたときに、これは大臣ご意向でやる聞きしますが、木下先生は、要する

に、今までなじんだマル優をすぐ一律課税という
ようなことはちょっと激変だから、激変緩和措置
みたいなものでとりあえず低率分離課税に移行し

て、時間をかけて一律課税、総合課税というあるべき姿に持っていくのが望ましいんだというお答えだったんです。でも、この非課税貯蓄の問題に激変緩和というものが果して必要か、そこまで

考えなきやいけないのかという気もして、私は一足飛びに一律課税で、総合課税でと、税率は別として、そこまで持っていくのが一番案だと思っ

です、いろいろな意味で。税金も上がるし——上
がるとすぐには言えませんが、

○國務大臣(竹下登君) 私のお答えは、やっぱり
てしたか、それについての大臣のお考えなども聞
いて、きょうは時間がありませんので、これで終
わりにします。

税調でいただいた答申の域を出ませんわね、普通

の場合、公式にお答えする場合。

ですから、いわゆる六十年一度税制、五十九年の暮れにちょうどいたしました、あのときのいわゆる段階的措置ということが一つのやっぱり考えをゆり方ではあるというふうには、縛りのかかった中で、お答えすればそういうものであるのかな。しかし

あれは採用されなかったわけですから、新たな課
題としては、今おっしゃったような究極的には総
合課税だということは私はそのとおりだと思つた
であります。それに行く道筋として、五十九年
の暮れにちょうどいた税制のあり方というよう
なものは、確かにそういう段階的なことで、流れ
としては段階的な答申をいただいておるといふの
が今の現状ではないかなと思います。

○野末陳平君 終わります。
○青木茂君 まず、赤字繰り越しの一年停止、これについて申し上げます。

これは、いろいろ理屈はあるでしょうけれど、結局は財政困難下において二千二百三十億円を浮かす措置と見ていいだろうと思うんです、目的は。さで、今、日本経済の置かれまじう環境が

から見ますと、非常に急激な円高で中小企業を中心として倒産の続出が懸念されている。あるいは企業ですら赤字覚悟で先行投資しなきゃならぬ場面

合もある。それが結局やがては民間活力を生み出してくるわけですね。したがって、この二千二百三十億円を浮かすためにやったこの措置が、民間活力のマイノリティをばうしてしまつて非常企業を

に不安感を与えるんじゃないかという懸念、企業の不安はサラリーマンの不安でもあるわけですから、そういう感じがしてならないんですけれど

も、まずこの点、これをやる背景の日本経済の
情として、大臣どんなお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいましたよう

に究極的には財源次第と私にそれなりに害を切りました。

経済学というのは心理学ですから、おっしゃいますとおり、心理的には中小企業というのが、

いろいろな業種別の差はありましたにしても、ム

ードの上で、また実態としても円高等から不況を

受けているときに、中小企業を対象にした法の安定性を少し欠くわけですから、一年分は、直近一年は控除できないことになるわけですから、そういう与えている心理的な影響というのは実際あるんじゃないか。

したがって、これをつくりましたときはまだ二百円ぐらいのときでございましたけれども、赤字企業に対する課税じゃないんですよ、これは黒字の出たものであって、ただ直近一年の分は、企業の継続性というもので五年はありますが、財政上の措置ですから、一時、まあ先払いみたいな感じでございますけれども、そういうことにお願いをしようということを決断しましたから、ひたす

ら、今度の改正のとき二ついわゆるお願ひ事があ
りますのがまさにこれとたばこという感じをその
ときも受けとめておったことは、これは正直な事

○青木茂君 おっしゃるように経済学は心理学でございまして、マインドを冷え込ませるというのよ、今まき二丁つて一丸となつて企業長官と増

進させて経済摩擦に対応しなければならぬとい
うときに、二千二百三十億のためのコストとし
ては少し大きいんじゃないかという感じがしてなら

ないということ。それから、理論的に見ましても、特別措置というのは、それは確かに理論をおつ外すことですから余り理論を言っても仕方がない。

いんですね。わとも 去年と来年は有効でなっ
とだけどうもちょっとというのは、理論的に見
てもやはりゴーイング・コンサーンを前提とする限
りにおいては少し僕はおかしいんじゃないかと思

それから、暫定措置というものは、大体どうも暫定というのは今までの例を見ておって、恒久化

してしまわねばなりません。今度の法人税の一・三の上乗せを見ましても恒久化する。これも逆に言うところ、マインドの面から見て、あくまで企業のマインドの面から見て、政府は暫定だ暫定だと言っ

ているけれども、何か恒久的な措置になるんでは

ないかという不安感がある。僕はこういう経済困

難なときに不安感を与えるということはやっぱりいけないんじゃないかという気がしますんですけども、この点いかがでしょうか。

○政府委員（水野勝君） 確かに、この六十一年度に終了する事業年度については、一年お待ちくだ

さいということは今まで言ってなかったところでございますので、そういう意味では不安定性という点はあるわけでございますが、税制改正、今御指摘のような税率引き上げにいたしましたとしても、そこは若干の不安定性と申しますか、経営者に対しますところの期待可能性にやや即さない面もあることはあるわけでございますが、今回の措置は、とにかく一年は待ってください、二年目、三年

目、四年目は大丈夫でございますからどうぞお使
いをいただきますということでございますから、
不安定性と申しますか、期待可能性を大きく損な

○青木茂君　大きくは損なっていないかも知れないところでございます。

すからね。人間の心理というものは、本当に小さなことが拡大をしますと私は大きなことになっていくんじゃないかと思うんです。

それじゃひとつここで確認をしておきますけれども、暫定ということですね、暫定ということは断固暫定であるということですよしいです。

○政府委員（水野勝君） 租税特別措置法は、すべてこれは恒久的なものでなくて、一定の当面の措置を規定するものでございます。そういう意味で

は当面の措置であり、暫定ではございますが、この制度の期限の到来のときにはまたそれぞれ税制調査会、各方面の御意見を伺い、また財政事情等

○青木茂君　そこが危ないんですよ。租税特別措置法的に半断さしていたら、またその時点で廻理をさしていたかどうかというのではないかと思います。

置法の中で本当にもう意味がないとなってしまう

たものも何か既得権化して続いている。先般ちょっと少しは手直しはございましたけれども、まず医師課税の特例なんてまさにそういうものですね。昭和二十年代に暫定だと言ったってえらい長いこと続いてしまった。だから、暫定に対する不信感というものは、失礼な言い方だけれども、国民の中にびまんしているんです。

だから、それをまたここで繰り返すということになったら、本当にこんな小さな二千二百三十億、それで僕は国民の政治に対する不信感が無限に拡大するということはゆゆしき問題だと思わざるを得ないんですけれども、これは特に政治の衝に当たられる方は、不正や国民の不信を買っちゃどうにもならないのだということで、特別措置の既得権化というものは断固排除するんだというやっぱ決意を出していただかないといけないんじゃないかと思うわけなんです。大臣いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) あくまでも租税特別措置というのは、本則を特別に曲げることであることには間違いないでございせんので、その都度、政策目的を果たすために必要な措置であるとは言え、したがって、その必要度がなくなつた場合はこれは廃止しなきゃなりませんし、そして受ける側もこれを既得権と考へるという考へ方には立つべきでない。いわゆる税のあるべき姿についての本当はPRをもっとしなきゃいかぬことであらうというふうに思つております。

重ねて申し上げますが、今回のこの一年のいわゆる繰越控除の問題は、まさに私が最終的に判断した場合は、結局これは財源対策としてこれをお願いするしか、根幹に触れないでやる手法の大きな役割だつたというふうに私自身も認識しております。

○青木茂君 大臣から大変どうも正直な御答弁をいただきましたから、これ以上はあれなんですけれども、特別措置全般に対しては、私は昨日参考人の木下先生に、シャープ税制の抜本的改正ということ、シャープ税制の見直しという意味で

はなしに、シャープ税制の原点に返ることだというふうに申し上げた。そのとき木下先生も御異論はなかったと思ひます。

シャープ税制をつぶさに見てみますと、シャープさんびつくりしているんじゃないか。ここまでは特別措置なるものが拡大をした、こんなにたくさん特別措置ができてしまったということについてはびつくりしているんじゃないかと思ひますから、とにかく特別措置というのは政策目的であるといえ不公平の拡大なんですから、ひとつできるだけ縮小するということは大臣十分にお考えをいただきたいんです。何か縮小するというより広がりつつあるような気がしてしょうがないんですよ。

○国務大臣(竹下登君) 従来とも毎年毎年見直しを行つてきておることは事実であります。私も考えなきゃいかぬのは、よく法律用語として使われる当分の間という言葉がある、自分がいつまでも続くとか、あるいは単純な期限の延長というのは法律の作業上も非常にやりやすいとか、そういうようなイージーな考へ方に立つてはいかぬ。

確かに、シャープ先生に私も先般ニューヨークでお会いいたしました。多少耳が遠いとかいう点はあります。もう、そういうふうな日本人がシャープ税制になじんでおるといふことがあろうかと思ひますけれども、やっぱあんの原点というのとは相当なものだ。あの当時考へられたので今と全く事情が違ふとすれば、富裕税だけはあるいは敗戦直後の格差のある段階と今日の段階との相違はあるが、考へ方は、八十歳歳の老人でしたけれども、やっぱみんな昔のことを覚えておつて、立派な考へ方だという印象を深くしました。

○青木茂君 シャープ税制を振り返つて見てみまして、キャピタルゲインに課税すべきであるとか、家族に払ふ給料は認めないとか、とにかく脱税の摘発を強化しろとか、もう私は立派なことをあの当時におっしゃつておると思ふんです。だからそういう意味においてシャープ税制の原点に

返つていただきたいと思つておるわけなんです。そのシャープ税制の中の脱税許すまじというところに関連してさらに御質問を申し上げますけれども、財源対策として二千二百三十億を浮かすいうならば、法人の実調率というのか、脱税摘発の強化ということにもう少し踏み込んでみる必要があるんじゃないか。これは当局の御発表ですけれども、とにかく百九十七万も物すごい数の法人が、とにかく赤字申告だ。これにはなるほど景気が悪いから赤字かいなと思ふ半面、これはかなりの利益操作が行われているんじゃないかというやほり疑いを持たざるを得ないんです。そう

なつてまいりますと、実調率一〇%で三千四百八十六億円ですかの追加税額が出てくるんだから、これをもうちょっと引き上げるだけでこの二千二百三十億に近づけるんじゃないかというふうに思ふ。あるいは公益法人の調査もなされたようですけれども、公益法人の実調率わずか五・六%だ。

まだまだ日本社会にはアングラマナーと申しますか脱税というものがびまんしている。つまり私は、国が徴税能力というものを失うというのか、徴税権をある意味において放棄してしまつたらその国はつぶれると思ひます。だからそういう意味でももう少し実調率というものを引き上げるような方途は当局としてはお考えないかどうかというのを伺いたいですけれども。

○政府委員(堀越則男君) 法人数が増加をいたしております。また法人の取引規模の拡大ということもございします。それに對しまして税務職員等の増加はそうふえないというふうなことから、いろいろな工夫を凝らしてあらゆる努力を払つておるわけでございますが、現在のところ実地調査割合は一〇%程度というのが実情でございます。

こうした中で、できるだけ効果的な調査を実施するために各種の資料、情報を積極的に収集、活用することのほかに、個々の法人の申告内容を十分に検討しまして調査必要度が高い法人からの確

に調査対象に選んでいく、こういう工夫をこれからますますしていかなければならないのではないかとこのように考へております。

○青木茂君 僕は、効率の高い工夫というより、この際は、これは所得税でも同じですけれども、思い切つて電話帳調査をやつてみたらどうかというのかねがねこの席上では申し上げたことがあつて、それではさておきまして、実調率の問題になりますとすぐ人が足らぬというところへ来てしまふんです。ちやうど本則の方へいくと税調の答申を待つてからというのとまた同じでして、人間の問題へ来てしまふんですけれども、その人間の問題について一工夫ないですかね。

例えば、私これしつちゅう言つておるんですけれども、なるほど国税職員は五万人であるかもしれない。しかし地方の税務課の職員は八万人もいるんです。その人たちが遊んでおるとは決して言いませんよ。言いませんけれども、連係プレーというものがあつたら僕はもっと実調率が上がるんじゃないかと思ふんですけれども、どうでしょうね。その連係プレーの方向へ行けませんかね。

○政府委員(堀越則男君) 地方税当局との間ではいろいろな機会に連携を強化する努力を重ねておられて、例えば申告書の收受でございしますとか資料の提供でございしますとか、逐年協力の度合いが高まつている方向にございします。調査につきましても所によりましてはいろいろ協力を合つておるところもございします。今後ともこうした形で協力度の度合いを高めていきたい、そういうことに私もますます努力をしていきたい、そういうことと思ひますが、ただ、地方自治の問題もございしますので、全く一本になるということについてはやはり問題があるかと思ひます。

○青木茂君 大変模範的な御答弁なんですけれども、例えば地方自治体の税務課の職員にもある範囲においては自主調査権があるわけですね。そういうものを一つの目的のために活用できないかというところはかねがね思つておるわけなんですけれども

も、この問題は堂々めぐりですからこれでおきます。

○青木茂君 したが、それがなかなか人間の面で実調率が上がらないということなら、今度はもう本則へ戻りまして、日本が異常に法人数が多いというのは、どうしても税金逃れの法人成りと思しいますか、そういうものがまた逆に野放しであるところと原因があるのではないかと思ふわけなんです。もしたら、そこを何とか税法上の操作でできないだろうか。いつも皮肉ばかり言つて申しわけないんだけれども、みなし法人などというおかしなことをおやりになったんですよ、かつて。もしたら今度はそれを戻して逆に考えちゃつて、みなし個人というふうなものへ持つていけないか。きのうもちょっとそういうことを申し上げたんです。法人になるべくしてなつたならこれはもう何の異議を差し挟むことではないけれども、税金が安くなる、所得の分割ができるということでもって私は法人になったとするならば、これはバランス上おかしい、給与所得者との。そうなければ、法人ではあるけれども個人とみなすというふうな考え方だつてないとは言えないと思ふわけなんです。これは当局でしょうか、大臣でしょうか、一つの考え方として。

○政府委員(水野勝君) 法人という形態を選ぶか、個人企業の形態で商売されるか、これはまさに個人と申しますか、それそれの事業体の自由でございまして、現代の社会におきまして、税法上これは法人と見ないという考え方というのはなかなか難しいことではないかと思ひます。アメリカにおきましてはかつて法人でも個人課税をするというところもございましたが、選択制度で、強制をするというのはなかなか問題かと思ひます。

○青木茂君 しかし、みなし法人というのは逆に法人とみなしちゃうわけだから、その裏返しとして僕は幾ら自由社会でもみなし個人もあり得ると思ひます。しかし時間がございせんから次へ移ります。

住宅税制ですけれども、住宅金融公庫の扱いで

すね。住宅金融公庫の扱いは、現行法ではもう住宅金融公庫は住宅基礎控除アウトである。しかし今度のシステムでは民間の半分、〇・五%ですが、何か生きてきた。しかし、国民が住宅建設において一番利用しているのは住宅金融公庫だから、これを二分の一なんてけちらすに、本当に住宅促進税制をやるならば一%にしてしまつたらいかかと思ひます。それはどうなんでしょうか。

○政府委員(水野勝君) やはり住宅金融公庫のローンにつきましては、財政負担でもってその金利が軽減されておるところでございまして、ダブルでそうした財政上の恩恵を適用願うというのはいかか。そういうことから従来はむしろこれは対象としないというふうにしてまいつたわけでございますが、今回の住宅取得促進税制では、そこは思い切つて入れることにしよう、しかし、今申し上げたような趣旨からそれは二分の一の適用割合でいかかとお願ひをしようとしてゐるわけでございます。

○青木茂君 だから、思い切つていったんだからもう〇・五なんてけちらすに一%にしたらどうか。

大体住宅金融公庫というのは、財投から高く借りてそして安く貸し付けている、こういうことでしよう。そうすると逆さやが出来ますね。その逆さやは今どうなつていますか。一般会計からの補充ですか。

○政府委員(小野正巳君) お尋ねのいわゆる逆さやでございますが、一般会計から補充をしてございまして。

○青木茂君 一般会計が非常に困難になりました、一般会計から補充し切れなくて、少しの間財投からその逆さや分も回してもらつたという事実でございますか。

○政府委員(小野正巳君) ただいまの一般会計からの補充でございますが、御指摘のように、一般会計の財政事情大変厳しいということもございまして、一部いわば繰り延べ措置を実施している

ことは事実でございます。

○青木茂君 そういたしますと、住宅金融公庫の資金というのは大部分が財投なんです。財投というのは大体原資は庶民の貯蓄なんです。庶民の貯蓄で出した金なんだから、若干利子補給だなんて余り細かいことを言わずに、〇・五を一%にしたらどうか。そうしたら僕は国民は喜ぶと思ひますよ。今までゼロだったやつが民間ローンと一緒に。それはなるほど理屈抜きで、また私得意の感性的な問題かもしれない。しかしそれが必要なんじゃないですか。ことは間に合ふねにしたところで、そつちの方向へ持つていくお考えはございせんか。

○政府委員(水野勝君) まさに郵便貯金から回つておるといふことも言えようかと思ひますが、その郵便貯金、マル優、これはこれでまた利子の非課税というのがあるわけでございますし、そういう金融資産につきまして、およそ三百兆円にわたる個人金融資産につきましての利子の非課税をしてゐる。一方、さらに今度は実物資産の面につきましては利子控除という形あるいはローン残高の控除という形で拡充していくという、両面と申しますか、何面かにわたつて財政負担を持つていくというところは、なかなか現在の財政事情からいたしますと難しい問題ではないかと思つてゐるわけでございます。

○青木茂君 僕は、国民が喜んで、国民の家計簿が黒字になることなら理屈抜きに何やつてもいいと思ひます。大した金額じゃないんだから。

それはともかくとして、最後に、この住宅税制でローンについて非常に一種の優遇措置出しましてね。そうすると、政治の公平という観点からいへば、金額はともかくとして、家賃控除は設けるべきだ。自己保有住宅の減価償却費とまでは言いませんけれども、僕は、家をつくらずに借りてゐる人もたくさんいるんだから、家賃控除とローン優遇はセットでないと新たな不公平をまたここでつくつてしまふと思ひます。これを局長と大臣に最後にお伺ひをして、これで終わります。

○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のように、この住宅税制、住宅を取得した方につきまして所得税額控除をする。これは、持ち家、マイホームをつくる余裕があつたかどうかは別として、とにかくマイホームをつくられる方に対する恩恵ではないか、そうするとおのずから限界があるのではないかと、いろいろな御指摘も国会議論でしばしばいただいているところでございまして。したが、いまして、当然そうした家賃との絡みも出てまいりますが、今回の住宅取得促進税制は、そうした負担の面とあわせて内需拡大という一つの政策目的のために、住宅の取得、これに限つて対象を適用させていただいてゐるわけでございます。

ドイツのように、マイホームにつきましては帰属家賃に課税をする、こういう基本的な仕組みを持つてまいりますれば、それにつきましての利子あるいは固定資産税は控除する。一方また、借家の場合はどうする、という基本的な解決方法もあるうかと思ひますが、今回と申しますか、従来の日本の住宅減税制度は専ら租税特別措置としてのぎりぎりバランスを崩さないところでの範囲でお願いをしてゐるところでございまして、家賃控除というところまではなかなかまいらぬわけでございますし、また、家賃控除となりますと、家計支出の中でいろいろな部分を所得控除するということにも波及してまいります。そこはおのずとどうも限界があるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(竹下登君) 結局、家計支出の課税最低限というものでやればそれは位置づけるべきものではないかな、こんな感じで見えております。

○青木茂君 異論はありますけれども、やめます。

○鈴木一弘君 最初は、シャープ勧告のことでお伺ひをしていきたいと思います。また総理にもお伺ひしたいと思つておりますので。

シャープ勧告が示した内容というのは、所得税の総合累進課税、キャピタルゲインに対する全額課税、最高税率を八五%から五五%に引き下げる

問題、富裕税の創設、あるいは租税特別措置を公平の原則から大部分は廃止すること、地方税としての付加価値税の創設ということが言われているわけだ。ところが、こういうことをもとにしてシャープ税制というものができてきたんですけれども、これが講和条約の後で御承知のように修正が始まって、富裕税は廃止される。輸出の振興とか貯蓄奨励とか、ありとあらゆる理由がついて租税特別措置が順次加わって現在の不公平、不公正というような感じになってしまった。シャープ税制そのものよりもシャープ税制以後の措置が不公平を生んだんじゃないか。個別間接税を見ても、当然かかってしかるべきような付加価値の高いものにかからなくて、同一品種でありながら付加価値の少ないものの方に間接税がかかる。

こういうことで、私は、先ほども青木先生から質問されておりましたけれども、このような圧力団体に屈した感じではなくなってきたところ、あるいはそのときの政治の動きでなつたんでしょうけれども、ただ、全部が悪いというんじゃないで、何か税制改革というのを指されるのであれば、そういう点をよく踏まえて、もう一遍もとに戻っていただいて考え直していただく以外にないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、大蔵大臣。

○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のように、シャープ税制は公平と財政民主主義といった観点から、今御指摘になりましたような包括的な課税ベース、所得再分配機能を基本とする所得税、これを日本の税体系の中心に置くという考え方に立ちまして我が国税制の柱をつくつたものでございます。その後、もろもろの要請から、さまざまなこのシャープ税制からの乖離といったものがある、そういう点が現行税制に問題を起こしていることは御指摘のとおりのものであるかと思っております。

しかしながら一方また、シャープ税制当時と比べますと、所得税制を背景とします社会経済情勢といったものもまた大きく変化をきておると

ところでございまして、そういう社会経済構造の変化、そういったものにシャープ税制の精神は生かすことも、その背景となる社会経済構造の変化に対応するということの意味でもやっぱりこれは抜本的な見直し作業を行うという要請もまたあらうかと思っております。その背景となる要素を考えたならば抜本改革作業に対処すべきものではないかというふうに考えております。

○国務大臣(竹下登君) 今水野主税局長からお答えしたとおりでございますが、実際シャープ税制というのは、あれは読んでみればみるほどいいことを言っておられるな、こう感じます。確かにその中に生じたいろいろなゆがみ、ひずみというものがあるから、まさにそれを直すべき時期に到来した、こういうことから抜本改正への諮問、こういう経過をたどつたと思つております。

ただ、今も申しましたように、経済社会情勢の変化が当時とは、敗戦直後でございましたから、かなりある。まあ直後じゃございませんが、二十四年からいっしょにたつたわけですから、当時から見れば経済社会の変化はあるということ踏まえていなきやならぬ課題だらうというふうに考えております。

○鈴木一弘君 私は、何かシャープ税制の見直しという言葉を聞くと、戦前の税制回帰のような感じを受けてならないわけだ。やはり間接税中心主義から直接税中心主義に、簡単に言えばそういうこととすけれども、特に、不公平をなくそうということになつただけに、その点戦前回帰のような感じで受けられては損だと思つて、これは総理にも伺いますのでこの程度にします。

今度はこの法律案でございまして、どうもずつと見てまいりますと、財源あさりのために、一番大事な税制の基本的役割である負担の公平とか、あるいは経済政策的税制運営という点がゆがめられてるんじゃないか、こう思われてならないんです。

一つは、欠損金の繰越控除制度の一部停止、つ

まり赤字法人への課税でございまして。内需が今だめだ、起こさなきゃいけないと内外から言われているときにこういう税制をとるということについて、私は何か矛盾があるような感じがしてしようがない。その点はどうお考えでございませうか。

○政府委員(水野勝君) 今回の措置は、主として財政事情から、一時、直近一年間の部分につきましての控除は停止させていただくというところでございまして、二年目以降につきましては控除を御適用いただけるということでございまして、その年度といたしましては、その法人は、繰越欠損の控除がなければ、赤字である法人につきましてお願いでございますので、赤字法人につきましてさらに足を引っ張るというふうにもお考えをいただくとともに、まあいいではないかではないかという気もするわけでございます。

また、別の話でございまして、今回、特定中小企業者事業振興対策等臨時措置法によりまして、特定中小企業者に該当する法人の中で特定の法人につきましては、赤字で苦しまれるという特別な法人につきましては、現在別途停止させていただいております繰り戻しによりまして、この度の還付、この制度をそうした特定の法人につきましては暫定的に復活させていただいて、ということと、そうした面での配慮ももちろん最小限度いたしてはおりますのでございまして。

○鈴木一弘君 この欠損金の繰越控除、直近一年間停止ということ、長い間ずっと続いてきた税制をぽつと変えたわけですね。だからどこまで行つても、ずっと先ほどの質疑の過程でもわかりましたけれども、原則を完全に無視したものと言えざるわけだ。しかも、大体どの企業でも欠損金が生じた翌年度というの一番経営が苦しい厳しいときが来るわけだ。そういうときに、多くの税金が、本来ならば欠損金の繰越控除となるものをやられないというところで、これは苦しくなってくるわけですね。これは総理に本当は聞きなかつたんですが、これは時間がたつたら、大蔵大

臣いかに考えてですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、重ねて申し上げるわけですが、いわゆる企業の継続性というふうなもので長年定着しておつた制度である。したがって、根幹を揺るがさないということになれば、五年間というものはきちんとそのまゝにしておくべきだ。そこで財政上の立場から直近一年というものを、まあお借りするという表現が適切でございませうか、そういう形でもって、まさに財政上の観点からお断りをせざるを得なかつたという状況にたつたことは率直に申し上げます。

○鈴木一弘君 私は、そういう何というか、財政上の事情からということだけで中小企業を痛めつけるぐらいならば、もっと別な方法を考えた方がよかつたんじゃないかと思つております。

例えばここに、私が伺いたいのは、ちよつと本案と外れるかもしれませんが、五十六年度に印紙税が一挙に二倍になつてゐるんです。ところが、それから以降の印紙税についての収入の変化というのは余り芳しくないように私は思われるんですが、各年度ごとで印紙税収入はどういうふうになりましたか、ちよつと聞きたいんです。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、五十六年に百円を二百円、定額の部分でございまして改正をさせていただいておるところでございます。百円を二百円に倍にいたしましたのが、五十六年度といたしましては八十七%の増加、以後、五十七年度は七%、五十八年度はマイナスの〇・八%、五十九年度は一・四%の増加、こういうふうな経緯をたどつてまいつておるところでございます。

○鈴木一弘君 経済の規模が拡大して経済取引が大変活発になつてきているわけですね、ふえてくるわけですね。そうすれば印紙税収入というのふえてくるのが当然だと思つて、五十八年度の印紙税収入は今言われたようにマイナス〇・八、つまり前年度比九%程度しかない。これは原因はどうお考えですか。

○政府委員(水野勝彦) これは、最近におきますところの事務処理の機械化の進展によりまして、文書を省略するといふ経済取引が増加しているといふことも考えられますし、またいろいろなタイプの節税策が広範に行われるようになってきているといふこともまた原因であらうかと推察いたしております。

○鈴木一弘君 印紙税というのは本来取引の実態そのものに及ぼさない、いわゆる流通の段階における課税ですからね。その流通の段階における課税であるのにこういうふうな格好になってくる。今の答弁のいわゆる文書によらない、省略したといふことはこれはオンラインによる機械化の問題だろうと思ひます。それが一つになつていくようにですが、いま一つは、例えば現在の印紙税法では、手形を切る場合、額面十億円以上では印紙税はすべて二十万円ですね。ところが、それを避ける、だから十億円以上の手形を何十枚切るよりも一括して手形を切つた方が一回の二十万円で済むわけです。ですから、ある大手企業は下請業者の支払いに一括手形支払い方式を導入している。こういうことは企業努力としては私わかつてはすけれども、これは公平な課税といふこと、それから印紙税の増徴を徴せよといふ言われていることに比べると、どうも納得ができないんです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(水野勝彦) 印紙税は、まさに文書が作成されたものにつきまして納税をいただくというところでございますので、文書が作成されなくなる場合にはそれはもうやむを得ない面があるわけでございます。

印紙税と申しますのは明治初年以來ある非常に歴史の古い税制でございますが、またそういう意味ではかなり時代がかった税金でもある、こういうことも言えようかと思ひます。したが、いましめて、最近のような経済取引の実態になつてまいりますと、その税収入の動向といふのは必ずしもはかばかしくない面もあるわけでございます。こうした面を受けまして、税制調査会でも今後そうし

だ点につきましては検討すべき旨の示唆もあるところでございます。今後、抜本改革の中で、こうしたタイプの税がどういふふうな推移をたどることになるか、これからの問題でございますが、そうした審議の方向をも経まして対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○鈴木一弘君 郵政省来ていると思うんですが、でも、現在郵便貯金の口座数はどのくらいあるのか、またこの一年間の振替郵便の件数はどのくらいあるのか、それをお伺いしたいと思ひます。それと一緒に、受け入れの中の現金払い込み、それから公金とか電気、ガス、受信料というふうなもの、これを抜いた金額、また払い出しの方で簡易払い、これは一体どのくらいの口数と金額になつていくか伺いたいんです。

○説明員(木村強君) 郵便貯金の口座数でございますが、五十九年度末の計数でございますが、六千五百万程度でございます。それから振替につきましの現金払いと簡易払いとの口数でございますが、昭和五十九年度の取扱高をいたしまして、現金払いにつきましては五百六十九万口、約五千億円でございまして、簡易払いにつきましては五百七十六万口、約八百九十億でございます。

公金口座のお話でございますけれども、これらの申し上げました取扱高は、一般のものと公金に係るものとを区別しないで集計をしておりますので、公金に係るものを除いた取扱高ということでは、現状では若干手元に数字がございせんので、今のようないふ御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木一弘君 五十八年度の郵政統計年報から見ると、現金払い込みが通常と電信、公金、公庫等償還金、電気、ガス、受信料といふふうに分かれていまして、今言われたのは分かれていないような言い方をされた。

○説明員(木村強君) 五十九年度でございますが、通常につきましては二億一千四百万程度、それから電信につきましては十七万程度、公金につきましては三千百万口数、それから公庫等償還金

でございますが、これは十一万八千程度。それから電気、ガス、受信料、保険年金貸付償還金等につきましては一千五百万程度となっております。○鈴木一弘君 この中で、郵便為替法とか郵便振替法によると、「郵便為替に関する書類には、印紙税を課さない。」また郵便振替法でも、「郵便振替に関する書類には、印紙税を課さない。」郵便貯金に関する書類には、印紙税を課さない。郵便貯金に関するものについても書類には印紙税を課さない、こうなつていふんですが、どうして印紙税を課さないんでしょうね。

○説明員(木村強君) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、それぞれ国が経営する事業でございます。これに課税をすることは、国それ自身が課税主体であるといふことで、それに課税するといふことになりまして、意味がないといふことで、基本的に印紙税の対象から外れておるといふことでございまして。

○鈴木一弘君 現在銀行に預金するときは、通帳をつくと額の大小にかかわらず一律二百円の印紙税が取られる。それから株の配当金を銀行振込みをするると三千万円以上は課税の対象になるわけなんです。ところが、郵便局で預金証書をつくつたり郵便振替しても課税の対象にはならないわけなんです。そういうことになりまして、これを悪用して、例えば、今までは銀行から送つていた配当の振り込みを簡易払いで郵便局から送る、あるいはそのほか現金払い込みを使つてやつてしまふ、こういうやり方ができるわけです。ある大きな企業はこれで一年間で一億円の節約をしていふ、銀行送金をやめたおかげで、ということがも言われていふわけでありまして。

こういふのは本當を言つと、印紙税といふのは物やお金の取引に文書一枚ごとに課税する、先ほどの答弁のとおりですが、特定の公共機関とかそういうことになるといふと非課税といふふうになると、どうも税の中立性からいって不公平にならないか。これは大変難しいことであります。もし税をかけるようになったら一体どのくらいになるのか。これは大蔵省で試算はできてないかもしれ

ませんが、大体概数で言つとこのくらいになるんではないかといふことを言つていただきたい。○政府委員(水野勝彦) ただいま郵政省から御答弁ございましたように、国、地方公共団体が作成する文書といふのは印紙税は課さないという規定があるわけでございます。したが、郵便貯金もまたその一環でございます。したが、こういふものは他の公共団体関係の課税関係もろろを通ずる問題でございます。

自動車重量税のように、自動車を取れば課税になる、それは国、地方公共団体を限らないといふような課税の仕組みもあるわけでございますが、こゝろを基本的に見直すといふことになりまして、かなり大きな問題につながるわけでございます。その点、そうした点を踏まえた場合に、じゃ郵便貯金業務にかかわる文書につきまして印紙税を課税するとした場合の税収額といふのは、なかなかどうもいろいろな前提がございまして、算定をするといふことはどうも簡単ではない、このように考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 例えば、現金払い込みのうちの通常のうちのぐらゐが銀行であつたらばかかるものであり、簡易払いのうちのぐらゐが、普通今までは商業取引として銀行等を使つていたものがどういふところへ行つていふんじやないかといふことになるのか。それは見当はどのくらいつけられていふんですか。

○政府委員(水野勝彦) 例えば先ほど御答弁のございました郵便貯金の口座数、これは六千万から七千万程度ある。これは階級定額でございまして、定額税制の二百円の印紙、これを課税していただくといふことで機械的に計算すれば、それは先ほどの計数からすれば百三十億程度になるといふような極めて仮定を置いた計算はできないことではないわけでございますが、先ほど申し上げましたようなもろの問題が絡むわけでございます。

また、振替とかそういう点になりますと、先ほどのお話でございますと、それぞれ口数はござ

いますけれども、それが例えば配当でございますと三千万以下のもので、これは落ちる。それからまた領収書でございますと三千万以下落ちる。そこらのいろいろな要件がございますので、なかなか計算は難しいわけでございますが、いろいろなものを大胆に割り切ればこういった振替関係のものは百億前後、これも全くと組むばい計数でございます。

それから配当関係になりますと、先ほど申し上げたような免税点がございまして、そこらでございますと果たして何億円というものになるのかどうか、そこはなかなか難しい。しかしながら、繰り返してございまして、先ほど申し上げたような基本原則の問題もございまして、

また一方、現行の印紙税法では、信用金庫、農業協同組合、こういったものの扱い、マル優の扱い、これらもまたそれぞれ印紙税法では特別の扱いがなされておるわけでございますので、そういったものを全部ひくくめて議論をいたしませんと、簡単に計数をもってお答えをするということではできないものではございますが、先ほど出ましたような数字でもう割り切らしていただければ、あえて御答弁すればそんな感じでございます。

○鈴木一弘君 今ほとんど経済取引が大変進展しているという状況のときです。そうするとなおのこと負担の公平、適正化というものをやらなきゃいけない。先ほど印紙税がおこってきただけは、納税に一生懸命努めるからだと言われたんですが、大企業に限らず小さいところ、中小企業であるところ、送金業務を扱う、そのほかやろうというときに、これは郵便局を使った方がもうかるというところになりかねないです。そういうおそれが出てくるというところになるわけですね。規模からいっても大変大きな、日本の最大の銀行のような金額を保有している、そういう貯金を持っているわけでございますから。

五十八年十一月に政府税調の答申で、経済取引の進展に伴って、負担の公平、適正化の観点から

見直すべき時が来ているとの指摘があるので、課税範囲や適用税率のあり方について今後も検討することが必要であると出ていますね。それはその中にやっぱり印紙税も私が入っていると思いが、抜本的税制改革の一環としてこれは見直さなきゃならない。将来郵便貯金が民営ということになればなおのことこれは当面出てくる問題。私は、大企業の中で、大企業が悪いとかいいというわけじゃなくて、その銀行から郵便局へと扱いをかえただけで印紙税が一億円も年間節約できるなというのはいちよと意外でもあるし、大きな問題だと思ふんです。

この点、この問題はこれで終わりますから、大蔵大臣に答弁をいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) そのような意見もございまして、広範にわたり議論の中で問題が進められていく課題であるというふうにも考えております。従来の税調答申の際も指摘されたことはございまして、

○鈴木一弘君 次は、税収がことしは不足するのではないかとということについて伺いたいたんですが、六十年度に税収不足が起きるだろう、本年度ですね、それは十分に対応できるかどうかということですね。三月三十一日まで年度内補正ができればこれは十分にやれると思いますが、六十一年度に入ってから納税整理期間になって税収に穴があらうたらこれは万幸休すということになるわけですね。財政運営が不可能というふうになってこないかどうか伺いたいたいです。

○政府委員(水野勝君) 現在の制度で申し上げますと、出納整理期間後と申しますか、税収は五月まで入って来ているわけでございます。その場合に、仮に欠損と申しますか、税収で予算面に達しないという場合におきまして、歳出入全体の中、不用あり、不用と申しますか、それから雑収入等の予想以上の収入あり、そういったものでまず対処をする。それで歳出入全体を通じましてこれが不足するという場合には、決算調整資金の制度があるわけでございますし、またその

決算調整資金が足りない場合には国債整備基金特別会計から決算調整資金に繰り入れ、それを一般会計での不足分に充てるというふうなことで、一応年度決算は形式的にはそういうふうな対策で措置をされているところでございます。

これは制度一般論でございますが、六十年度税収につきましては、御承知のように補正予算で四千五百億円の減額補正をさせていただいてるところでございます。現在までの上がっている数字で、一月末税収でございますと、現在、その補正後予算での見込み額に對しまして六六・四％入っております。これは前年のベースの六六・一％よりは若干上回っているのが現在の姿でございます。

しかし、今後残されている問題は、三月決算法人、これが一番大きなウェイトでございまして、これがほとんど五月三十一日一日で入ってくるというところでございますので、その様子を注視してまいらなければならないわけでございます。私どももいたしましては、もろもろの課税実績、改定された経済見通しにおきましてもろもろの指標、あるいは企業に対するヒアリング等を基礎といたしまして、この法人税を中心に、法人税、当初予算より三千四百億円の減額をいたしたわけでございますが、そのような積み上げで補正予算を計上していただいておりますので、現時点におきましては、まずこの計数で確保できるのではないかと一応考えておるわけでございます。

○鈴木一弘君 今の御説明のとおりですけれども、現在、決算調整資金は五十六年度に全額取り崩されて今一つもないはずですね。これはもう種銭がないわけですね。だから埋めようとしたって赤字ができたときは埋められないですね。そうすると国債整備基金の余裕資金、これは九千九百億円、しかしこれも使えるかどうかかわからぬですね。使えないというふうに見なければならぬのじゃないかと思ふんです。それはつじつまは合いますよ。しかし現実としては無理じゃないか。今言われたように、この前の補正で、法人税は六〇％の税収の落ち込みがあるだろうということ

で減額補正していますよね。しかし三ヶ月決算が固まらないとこれはだめですね。わからない。それが固まったときはもう完全な出納整理期間です。しかも三ヶ月の決算法人が一部上場で約六割、二部上場で五割を超えている。そして年間の法人税の約三割がここでもって入ってくるわけですから、この三ヶ月決算で入ってくるから、そういう点では大変な状況にあるんじゃないか。だからこのままで大変な状況にあるんじゃないか。だから決算はできないということになっている。それが決算調整資金を設けたときの政府の説明ですよ。

六十年度赤字決算に追い込まれないという自信は大蔵大臣にはございまして、

○国務大臣(竹下登君) 先般通していただきました補正予算でもってこの四千五百億円の手当てをさせていただいた。確かにおっしゃいますように、私も一月末税収までは、まあまあ、こういう感じがございまして。本当に法人税のまさに大宗を占めると言った方がいいかもしれません。この三ヶ月決算の法人税に負うところや偉大であるというふうな思っておりますが、現在、あえてヒアリングをやった積み上げたものでございまして、これに大きな狂いがくるという状態にはなからうというふうな考えております。

○鈴木一弘君 大蔵大臣は何か経済の占い師みたいな言い方を今されたんですけれども、この決算調整資金制度は昭和五十年代の前半にできたわけですね。これは万が一不足した事態に對するたためというところの制度が創設されてきたわけですね。国会がこの制度について賛成をしてきたわけですけれども、しかし本年度も、また来年度もこの予算はゼロですよ。これは国会に制度をつくらしておきながら、あとは使わないというのは、これはどういふことなんでしょうか。どういふ理由でしようか。

○政府委員(小粥正巳君) 決算調整資金制度のお尋ねでございます。これは、ただいま御指摘のように赤字決算はも

さいますので、一〇八だからどうということ
は申し上げられるわけではないのでござい
ます。計数としてはそんなふうになってお
るわけでございます。

○多田省吾君 次に、たばこ消費税の引き上げ措
置について若干お伺いしたいのでござい
ます。

六十一年度税制大綱がで上がった段階で突如
として、臨時措置といえ飛び出してきました。
昨日も木下税調会長代理がその間の事情を説明し
ておられました。異例、やむを得ないというお話
もございましたけれども、相当皆さんも戸惑った
わけでございます。初年度二千四百億円の増税、
国が千二百億、地方が千二百億ということござ
います。当初の政府税制調査会の答申のどこに
も見当たらないものを政府が独自の判断で実行に
移す、何とも納得しがたい。この辺大臣はどのよ
うに説明されようとしているのか。また、大臣が
幾ら遺憾だと言っても納得が得られないわけでご
ざいます。日ごろ、国民のコンセンサスを得なが
ら税調の御審議をいただき、というふうなことを
いつもおっしゃってありますけれども、このたび
はそういう姿勢と全く反対の姿勢でございます。
今回の税制改正では、後で御質問いたします
が、欠損金の繰越控除特例による二千二百三十億
円の増収と並ぶ最大の増税の目玉とも言えるべき
ものでございます。専売公社から日本たばこ産業へ
の民営化の際も、当事者能力、すなわち活力の向
上がうたわれていたわけでございますが、今回の
措置によって当事者能力というものをそぐ形にな
ります。民営化で華々しく打ち出した趣旨を一年
も経ないで放棄されようとしている事実はいまこ
に遺憾です。これをどのように説明されるのか、
大臣の率直なお考えを聞きたい。

○国務大臣(竹下登君) まず最初の手続上の問題
でございます。

確かに二十日の夜決断をいたしましたして、二十一
日に税制調査会をいわば追認をしていただいた、
こういうことは私も遺憾であったというふうに思
っております。そして各方面に対しても、これが

御了解いただけるかいただけないかは別といたし
まして、事後にこれらの点について御連絡を申し
上げる、こういうことになったわけでありませ
う。いわば地方財政対策として最終的にそれだけ
の赤字公債を増発するの、あるいは何らかの増
収措置をとるのかというぎりぎりの措置でありま
したので、この点につきましては機会を得るたび
に私なりの心境を率直に申し上げておるわけであ
ります。

さて次の問題は、多田さんの御質問にもござい
ました五十九年八月二日でございます。私の答え
にも、「専売公社を当事者能力が付与された株式
会社形態に改組して、輸入品との自由な競争に耐
え得るような形態とする」というお答えをい
たしておりますが、今回の問題は、いわゆる外国
たばこ日本の国産たばこというものは、これは
消費税率の引き上げ措置そのものは同じでござい
ますけれども、少しでも競争力が落ちるような措
置をしてはならぬという趣旨については確かにお
っしゃることは痛いほど私にもわかるところでご
ざいます。今後会社経営の一層の御努力の中にこ
れらを克服していただくことを心から期待をし
ておるというのが率直な私の心境であります。

○多田省吾君 アメリカの巨大企業フィリップ・
モリス社等が日本において今莫大な宣伝力をもと
にシェアの拡大を目指しております。この価格競
争とシェアの動向についてどのように考えておら
れるか。一説には、日本のたばこ値上げによって
百億本程度売り上げ減少があるのではないかと危
惧もされているわけでございますが、この辺いか
がでございますか。

○政府委員(松原幹夫君) お答え申し上げます。
今回のたばこ消費税の引き上げは、先ほど大臣
からお話ございましたように、内外の製品に
対しまして無差別に、公平に適用されるものでご
ざいまして、今回の措置によりまして直ちにそれ
が内外の製品についての競争条件に変化をもたら
すというものはなからうかと思っております。
ただ、近年喫煙と健康の問題に対する国民の関心

の高まり等もございまして、我が国のたばこの消
費需要が全体として伸び悩んできております。そ
ういったような中で外国たばこの伸びは対前年度
比で約一五%程度というところで着実な伸びを示し
ております。こういったようなことは事実でござ
いまして、このような傾向がこのたばこの消費税
の値上げが行われましてでも恐らくは続いている
のではなからうかと思っております。

そして、このたばこ消費税の引き上げが行われ
まして、外国のたばこの中には価格を据え置
いて日本の国産たばこの価格競争力を高めよう
という動きがあるというところは私も承知してお
ります。しかし、そういった場合におきまして
も、たばこというのは嗜好品でございまして
で、価格差が若干縮まったからといって、現在の
我が国の一般の人たちの国産たばこに対する愛着
の強さから見まして、そう急にシェアが変化す
るというふうなことはないのではなからうかと思
っております。

それから、日本たばこ産業株式会社におきまし
ては、このようなたばこ消費税の値上げがござい
まして価格を上げざるを得ないという事態になり
ました場合には、およそ百億本程度の売り上げの
減少が起るのではないかといたした予想を立てて
試算をしておるということも承知しております。

しかし、日本たばこ産業株式会社は従来から経営
の効率化、合理化に努めておりますし、また制度
改革後は経営の多角化に大いに配慮してきてい
る、こういうことでございまして、そういった
経営の効率化、多角化の中でこのたばこ消費税の
値上げの影響を吸収していただけるものと
我々は期待しております。

○多田省吾君 次に、東京湾の横断道路問題につ
いてお尋ねいたします。
今回、民間活力導入策の一つといたしまして、
東京湾横断道路の建設につきまして、特定会社に
出資する法人の所得金額の計算上、出資額の一〇
%相当額を控除する措置をとることとござい
ます。建設に当たりましては種々議論があります

が、この特定会社の構成及び機能はどのようにな
るのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(小宮正巳君) お尋ねの東京湾横断道
路の建設を行う会社でございますが、これは、現
在御審議をいたしております東京湾横断道路の
建設に関する特別措置法案、これが成立いたしま
した後に、商法に基づきまして設立される株式会
社がこの東京湾横断道路の建設を担当することと
なっております。この会社につきましては総額六
百億円の出資金を予定いたしております。これ
は約三分の一を民間から、そしてその他それぞれ
三分の一ずつを地方自治体及び道路公団からの出
資を予定しておりますが、民間からどのような構
成で出資が行われるかにつきましては、これは現
在のところはまだ未定でございます。

いずれにいたしまして、このようにして設立
されました株式会社、この東京湾横断道路の建
設を担当いたしまして、建設をいたしました後は
道路公団にその建設をされた道路が引き渡さ
れて、公団はたばこ道路の所有者となるわけ
でございます。したがって、公団が所有し、
建設を行った会社が管理運営をする、そのような
形でこの横断道路の建設、運営が行われる予定で
ございます。

○多田省吾君 この道路建設につきましては、千
葉県にとりましては二十年以上にわたる県政の悲
願でございまして私もよく承知しております
が、一方、神奈川県等においてはいろいろ問題も
あるかと思ひます。また、この横断道路の波及
効果も大きいことも承知しておりますけれども、
心配なのは、大気汚染とか水質汚濁とか自然破
壊、あるいは接続道路周辺の交通公害等、環境ア
セスメントというものが非常に重要になってまい
りますが、環境庁としてどのような対策を講じよ
うとなされているのか、お伺いしておきたい。

○説明員(瀬田信哉君) 本件、先生御指摘のよう
に大きな事業でございまして、本計画についての
アセスメントは、昭和五十九年八月に閣議決定を
いたしました「環境影響評価実施要綱」というの

がございすが、これに基づきまして事業者によりアセスメントが実施されることになっております。環境庁といたしましても、この実施要綱に沿いまして、環境庁長官に意見を求められた際に、公害の防止、自然環境の保全の観点から適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 この事業は総額で一兆一千五百億円というところでございすが、資金調達の見込みも非常に大変かと思ひます。あるいは環境等の問題、また民生活等の度合い、こういった問題を考えまして、大蔵大臣としてはどのようなお考えで建設をなされようとしているのか、ひとつ総合してお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この問題、要するに一番のポイントが、六%の金が調達できるかどうかという問題が議論の基礎に存在しておたわけでありま。その意味において六百億の出資金、これが一つございす。それから、政府保証事業債、それと民間借入金、それから道路開発資金というのがございす。これはたしか無利子融資でございす。そういうようなものを組み合わせて六%程度の資金調達をしよう。これは私は可能であらうというふうに考えております。

六十一年十二月の長期プライムレート七・五%の際の金利を用いたことを前提にして数字をはじいてみますと、出資金が六百億で、それから借入金が一兆九百億、政府保証債が三千八百、開借り入れ、民間借り入れが二千二百、道路開発資金、ただいま申しました無利子資金が二千五百、公団二千四百等々から申してみますとおおむね可能であらう。ただ、長期プライムレート、先ほど申しました時点の数字であることをつけ加えてさせていただきます。

○多田省吾君 法人の欠損金の繰越控除の一時停止について伺ひたいのでございすが、我が党の衆議員も本会議で政府の見解をただししたように、この制度は、法人企業のゴイングコンサーン、営業中の事業、会社としての存在を是認して、その継続性を維持強化するためのものだ

と言われております。この停止措置は理論的根拠が見当たらないと考へておりますが、なぜこの六十事業年度に生じた欠損金についてその控除を認めないとするのか。どう考へても一時しのぎの増税というか、税収確保策としか言ひようがない、このように思ひます。

大臣も御承知のとおり、中小企業が今日の経済を支えてゐるわけにございすが、急激な円高不況で厳しい経営環境にありまして、むしろ救済策を至急に講ずべき段階にあるのに、こういった措置をなぜとつたのか、大臣からひとつ率直にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この制度は、たびたびお答えいたしてありますように、青色申告書を提出した事業年度において生じた欠損金の繰越控除制度において、直近一年間に生じた欠損金に限って適用を停止するといふものでございす。だから当該年度においては赤字である法人について適用されるものでございす。そして二年前、三年前、四年前及び五年前に生じた欠損金というものは当該年度において繰越控除できるということになつておりますので、今回の措置も、来年翌期以降は四年間繰越控除の機会が残つておるといふ意味において、いわば根幹には触れなかつたというふうに考へております。まさに財政上の措置として、一年前借りというところと表現は適切でありませんが、それをお願いしようということにございす。

そこで一方、円高対策による特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、この分につきましては、いわば従来もストップされております欠損金の繰り戻し制度、これをいわゆる還付措置を講ずるといふことで、これらには対応をしておるわけにございすので、心理的、企業マインドの問題は別として、この二つの措置はそれぞれ立場を異にした措置であるといふふうに御理解をいただきたいと考へております。

○多田省吾君 次に、移転価格税制の導入について少々伺つておきたいのでございすが、この制

度の導入につきましては私もしばしば指摘してきたものでございす。企業の多国籍化、国際化が進む中で、海外の特殊関係企業との取引価格を操作することによりまして所得の海外移転、すなわち税逃れを防ぐものでございまして、もっと早く導入すべきものであつた、このように考へます。

この制度導入に当たつて国税庁職員の配置はどうなるのか、また諸外国の制度と徴税体制はどうなつてゐるのか。米、英、独、仏等代表的なものだけで結構ですが、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(日向隆君) 移転価格税制の執行に伴い発生する事務の量と質に即応しまして、職員配置や機構の整備等適切な措置を講じていくつもりでございす。

すなわち、本制度は、六十一年四月以降開始する事業年度から適用されるものであるため、それにかかる確定申告書のはとんどは六十一年五月以降に提出されると思ひます。したがいまして、六十一年度においては納税者に対する当該税制の周知、納税者からの相談等に対する対応及び適用企業の実情把握などが中心となります。さらに、六十一年度以降は、三年一巡をめとする実態調査や、必要とされた場合における独立企業間価格の算定事務等、当制度に関する本格的な調査事務が必要となります。私どもといたしましては、これらの事務の実態に即応した職員の配置、機構の整備等について関係各方面の御理解を得ながら努力してまいりたい、かように考へております。

もう一点、諸外国におきまして移転価格税の徴税体制はどうか、こういう問題についてございすが、取り寄せた資料や出張者による調査で把握した範囲でございすので、全貌を申し上げるに至らないといふ点については御理解をいただきたいと思ひますが、各国とも移転価格税を含む国際取引に係る調査体制を充実する方向である、こういうふう聞いております。

を拾ひ上げて、これを対象に、署に配置してあります約四百人の国際調査官が、所得を恣意的に配分するための移転価格かどうかについて調査を行っている。この際、事案に応じましては、本庁等に置かれております約三十人のエコノミストが調査に参加するといふ体制をとつてゐるようございす。

イギリスにおきましては、内閣蔵入庁に移転価格等国際関係を担当する調査二課Bというものを置きまして、一部大規模事案の調査を行うとともに、この課の直接の指揮のもとに局署において調査を行っている、かように聞いております。

フランスにおきましては、国税総局に置かれております特別調査事務所において、大企業等の国際取引に関する調査の一環として主として調査を行っているといふふう聞いております。

また西ドイツにおきましては、国税局に相当する上級財務局においてこの調査等を担当してありますが、国際的な問題を統一的に処理する観点から、これら調査事案の中で大規模なものにつきましては、連邦財務庁第二局に置かれてゐる連邦企業調査課のスタッフが調査に参加してゐる、かように聞いております。

以上でございす。

○多田省吾君 次に、前回も大臣にお聞きしたものでございすが、今税調では、専門小委員会から第二特別部会に所得税制の問題で、給与所得控除につきましては実額控除を選択制にしたかどうかという有力な意見も出てゐるわけにございす。実額控除につきましては我々も賛成でございすが、また国税庁職員の大規模な増員も図らなければならぬ問題もあると思ひます。

我々は、附帯決議等でもこの国税庁職員の要員の増員あるいは処遇の改善等強く要求してきたのでございすが、なかなか要求どおりにはいらないのでございす。先ほどから六十四人増員といふふうなお話もありましたが、今まではほとんど一けた増員にすぎなかつたわけにございす。こういったこれからの種々の諸問題にか

んがみまして、職員増員ということでは早急に図らなければならぬ重要問題だと思ひますが、もう一度大臣の御所見をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃったような経過で、まだ決まったわけではなくて、これから深い議論がなされるわけですが、小委員会のこの報告があつておることは事実でございます。したがつて、まだ仮定の事実の状態でございますもののが、いづれにせよ、今後の審議によつて決まることとでございますが、当然のこととして、我々といったしましては必要な執行体制について十分配慮を要しなければならぬ課題であるという問題意識は十分に持つておるところであります。

今後とも、税務の執行体制の問題につきまして、国会等の御意見を背景に一生懸命努力したいというふうに考えております。

○多田省吾君 最後に、フィリピン問題について一つだけお伺いしておきたいと思います。

今日までの援助額の総額、それから今後の対策について大蔵大臣の御見解を伺っておきたい。これから調査特別委員会が衆参に設けられて、真剣、活発な議論が行われていくと思いますけれども、今回は時間もありませんので、大臣の根本的な御見解だけをお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) まず数字につきまして国金局長からお答えをした後、私からお答えさせていただきます。

○政府委員（行天豊雄君） 現在までのフィリピン

に對します我が國の援助でございますが、具體的に申しますと、円借款が四千六百六十七億圓、無償の資金協力五百四十七億圓、それから技術協力三百八十一億圓、全部合計いたしました五千五百九十五億圓となっております。また、このほか戦時賠償といたしまして千九百二億圓の支払いが行われております。

○國務大臣(竹下登君) 米國議會が公表したマルコス前大統領関連の文書で、リベートの支払い等が行われているとされている問題、こういう問題につきましては、政府部内で総理からもお答えが

あつておりますが、その真相究明のためできる限りの努力を行いたい。そして、私の大蔵大臣の立場といたしましては、それに対して最大限の協力をしなければならぬというふうと考えております。

特別委員会設置は、私もそういうことは伺っておりますが、その調査に対しては政府側としては最大限の協力を申し上げなければならぬ課題であるというふうに考えております。

○委員長(山本富雄君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

委員長（山本雄君）速記を起してください。

○竹田四郎君 総理にまず、きのう通産省の幹部に対して警察の手入れが行われて逮捕されたという事件がありました。

この燃糸工連の問題は既に予算委員会でもいろいろ問題になっていたわけでありませうけれども、現実には逮捕という事件になつたわけでありませう。新聞報道でありますからわかりませうけれども、さらにこれは局長クラスのところにも行くであらう、あるいは場合によれば政治家のところにも及ぶんではないだらうか、こういうふうに言われておりますが、今日時点において総理の所感を伺いたし、またこの設備廃棄事業というもののそのものにやっぱりこういう温度をつくつておいたのではないかということもあるんじゃないかと思ひます。こうした事業に対して、これだけではこれからなないと思ひますし、いろいろな問題で過剰設備を廃棄をするというようなことが起きるだらうと思ひますけれども、そういう点に関して総理はどんなふうに対処しようとしているのか、これをまづ簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 燃糸工連の事件が現役の公務員に波及いたしましたして、それが刑事事件に發展いたしましたして、まことに申しわけない次第でございます。

政府といたしましては、このような事態につきましては、検察当局の手に移ったことでござい

すから、その成り行きを見守るということでございますけれども、こういうような不祥事件を再び起こさないように原因の究明等にも努めまして万全の措置を講じてまいりたいと思っております。

産業設備の廃棄、特に燃系工連の場合は繊維関

係の過剰施設の廃棄ということで起きておる問題でございますが、これは日本の繊維関係の設備が過剰設備がございまして、そのために非常に苦しい立場に関係業者がなりまして、そういう意味で、中小企業の苦難を救うという意味もありまして、過剰設備を処理してそして適当な生産環境を維持するという目的でやったのであります、この政策自体は私は間違っているとは思わない。やらなければ中小企業の経営及び従業員の苦難というものを放置するということになりかねないと思うのでございます。

ただ、その実際のやり方自体が今検察に問われるような事態を引き起こしまして、やり方自体にずさんなこともあったのではないか、あるいは関係の公務員の綱紀に関する自覚が甚だしく欠如していたのではないか。そういう意味におきまして、やり方及び公務員の綱紀の問題について政府といたしましても大いに反省いたしまして、改善に努めたいと思う次第でございます。

○竹田四郎君　大いにその点は綱紀の肅正と、それから事業が本来の目的をどう公正に遂げていくのかということについては十分御研さんをいただきます。こう思います。

次は、税制改革の問題に入りたいと思います。が、総理は抜本的な税制改革をおやりになろう、こういうことでありますけれども、抜本的な税制改革の理念というのは一体どういふものなのか、御説明をいただきたいと思うわけであります。

今まさにアメリカではレーガンの税制改革が論議をされ、それがやがて実現を見ようとしているわけですが、恐らく、日本の税制、シャウブ税制が戦後四十年に近い間行われてきたわけですが、これからいつまでになるかわかりませんけれども、あるいは中曽根税制というような

ものが相当長期間にわたつていくのではないか、このぐらい大きな税制改革だろうと私は期待をしているわけでありませうけれども、その理念というものとは一体どういうことなのか。やはりかなり大きな理念、税制改革への哲学、そうしたものが当然必要になつてくるだろうと思ひますけれども、お示しをいただきたい。

○國務大臣・中曾根康弘君）三十五年前にアメリカのシャウ博士の来日を得まして、日本の税制の大改革が行われました。自來三十五年経過いたしましたので、社会経済関係も非常に大きく変化をしたわけでございます。また、その間における税の体系もいろいろ小刻みの改正あるいは変化がございまして、言いかえれば、母屋に附属建物がいろいろ建てられたりいたしまして非常に複雑化しております上に、非常によじれやあるいは不整合な面も出てきてはしないかと心配される状態になりました。特に、そういう面から重税感あるいは不公平感というものがございます。

そこでシャープ税制がねらいました点は、やはり公平感というものを充足するということが第一で、それに、非常に包括的な総合的な税制としてこれを考えるという意味で、割合周到な配慮をした、フランスのとれた税制というものを目指したと思うんです。その中心は直接税中心主義でございまして、これはアメリカの伝統を負ったもので、所得税、法人税を中心にした税体系であったと思うのでございます。それを補う一部として富裕税というようなものもシャープ博士は考えたようであります。その後富裕税についてはそれは日本になじまないということで採用されませんことになりましたけれども、直接税中心主義の体系というものはずっと維持されてきたわけでござい

しかし、その後の変動及び日本の社会経済情勢の変化というものを見ますと、膨大なサラリーマン群というものも発生しております。それから農業関係も非常に大きな変動を遂げつつございます。それに、一次産業から第三次産業の方へ人口

も移動しているし、また産業の重点も徐々に変動しつつあります。それからさらに、今日はハイテク等を中心とした新しい高度の産業関係が大きく伸びようとしております。そういうような諸般の構造変化というものの対応して、そしてやはり包括的な総合的なバランスのとれたものであって、公平感に訴えられる充足したものでなければならぬ、そう思います。

そういう考えから、私は、公平、公正、簡素、選択、それから民間活力に資する、そういう諸原則を掲げまして、それに合うような税制改正を諮問しておるわけでございます。やはり公平感とそれから総合的なバランスというものを考えていただきたい。しかし、これは財政収入増加を目標としてやるものではありませんとはっきり申し上げておるところでございます。結論的に見れば、レベニュー・ニュートラルと申しますか、中立性を持ったものが結論的なものである、こういうふうに考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 レーガン税制の大きなまぐら言葉というのは、公正、簡素、成長ということでありましょうし、それからシャープさんがおっしゃっているのは、公正、簡素、中立ということでありますが、今も総理がおっしゃっている中に選択という概念があるわけでありすけれども、これはかつてこの委員会でも選択は何ぞやという質問がありました。竹下大蔵大臣がお答えになったんですが、どうも余りよくわからなかったわけでありす。

きのうは税調の木下会長代理さんがこで、選択はどういうふうな受け取っているんだと言え、税調は幾つかの案を出してそれを国民に選択してもらいたいんだ、こういうふうにおっしゃっているわけでありす。しかし一部には、加藤寛さんというのは臨調の中で、あなたのブレインの一人になられた方だと思いが、その方が最近出された本の中に、選択というのは、国民がその税を払うのか払わないのかはその人の選択によるんだ、消費税というものは、物を買えば消費税

を払わなくちゃならぬ、買わなければ払わなくていいんだ、だから選択は消費税のことを言っているんだ、こういうふうにあなたの非常に近い人の加藤寛さんは言っているわけでありすけれども、どうもその辺がよくわからない。

この選択というのは、あるいはいろいろな制度があつて、この制度を選択する、あるいはこちらの方式を選択するという選択のやり方も税制の中には幾つかあるわけでありすが、そういうことをおっしゃっているのかどうか。その辺を少し、理念の一つの中に入っているわけですから、どうも木下さんがおっしゃるのは、税制をつくるまでの一つの、そこへ達するまでの一つの過程を言っているように私はきくうお聞きしたわけでありまして、理念そのものではないような気がするんですが、本当には総理はどうお考えになつておるのか、その辺が今まで私どもあなたのお話を聞いてきて一番わからないところでありすが、その辺をお話しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が選択と申し上げておりますのは、基本的にはいわゆる財政民主主義という原則を実行せんとしておるものであります。財政民主主義というものはそれとて端的にどういふことになるかと言へば、国民の合意あるいは国民自体がみずから選ぶ、そういう性格を強く持ったものになつてほしい。これには、前にも申し上げたことがございすが、おっしゃいますように、採用に至るまでの選択、それから制度としてできから内部において国民が選択する、両方を私は意味しておるわけでありす。

そこで今回の大税制改革につきましては、今税調でいろいろ案を出していただいておりますが、税調がどういふ案を出すか全くまだわかりません。わかりませんが、我々としては少なくとも幾つかの案がございまして、そしてA、B、C、D、Eというようないろんな方法なり体系があります。その中で国民の皆さんはどれをお選びになりますか、若干の時間的余裕を置いて国民の前にさらして、そして国民の皆さんがどれをお選びにな

るか、あるいはどういふコンビネーションを御選択になるか、そういうことはまず一つ手続として私はやった方がいいと思つております。

それから第二番目には、今度は税制の内容の中におきましても、国民が自分はこの税をやる、源泉課税を選択するか総合課税を選択するのとか、あるいは今までの税制でございましてたけれども、そういうような意味の選択性というやうなものの中に含まれていいのではないかと。

そういう二つの意味を持って私は申し上げておるのです。

○竹田四郎君 そういう財政民主主義、新しい税制のつくり方のアクセスといひますか、そういうものも半分は含まれておるんだということとはよくわかつたわけでありすが、そういうことをなさるには、私はどうもそこでそういうふうにおっしゃられてよくわからない点は、減税案は四月に中間答申を出してもらう、こういうわけでしょう。

それから秋にはとにかく総合的なものを出してもらつて、六十二年度から実施をなさる、こういうお話なんですね。そうするとどうもその辺が、今おっしゃられたように国民に選択させるという条件に欠けているんじゃないですか。減税があれば、その財源になるものは当然国民の選択に任せるといふものであるならば、両方出していかなければ選択できないんじゃないですか。先に減税案を出されれば、ああこれいい、これいい、こうとされる。後でまたそれに対する増税案をばんと出されてくるということになりますと、前のこととは私ではできないだろうと思ひます。

それから同時に、これはあなたの任期等の関係もありますね。これだけのものを国民に選択させるという相場の私は時間が必要だと思ひます。すね。やっぱり半年ぐらいじゃないかと思ひます。四月に出して半年で十月。中曾根税制をつくるには、やっぱりそれが国会で成立するまではあなたがなければ中曾根税制にならないと思ひますが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず私は、国民が一番今欲していることあるいはやめてもらいたいこと、そういうようなことに手をつけるべきだと、そういうことを申し上げて、それで不公平感とか重税感とかあるいはゆがみであるとか、そういうものをどこをさわつたらいいか、それをまずやつていただきたい、それを税調に諮問しておるわけでありす。それで、それが出て陳列されて、国民の皆さんが自分はこの方がいい、あるいは私はこつちの方がいい、私はこうすべきである、いろいろ議論が出てくると思ひます。それで相当議論していただいて、まあ大体この辺じゃないかというやうな線が、新聞の論説なんかにも、テレビの解説なんかにもいづれ出てくるだろうと思ひます。そういう時間的経過を考えてその二つに分けたわけでありす。

まず第一に、当面すぐ手をつけてもらいたいというものは、重税感とかひずみとか不公平感というものですから、それをまずやつていただいて、それでさらして国民がどれを選ぶかという大体の安定する場所を見たい。それから今度は、それをそれとて実現するにどういふ財源が必要であるか、そういう問題が次に出てくる。そうして今度、前と後とがコンビネーションになつて、最終的にどういふ組み合わせがいいんだらうか、そういうものが出てくると思ひます。そういう段階を考へてやつておるわけでありす。

私の任期は十月末であつたと思ひますが、多分自民党内閣は当分続くだらうと思ひますから、それが総裁・総理になりましても、党主導でやつていれるものですから御心配はないと思ひます。

○竹田四郎君 まあせつかくですから、歴史に残る中曾根税制というものをやっぱりあなたがつくられる、そういう発想をしたわけですから、それでその準備をしているんですから、初めやっぱり手をつけたら最終的な税制ができるまであなたはやっぱり責任があると思ひますがね。これは私の要望でございます。

そこで、総理が今までに言われていることは、おのおの所得税の累進構造をもっと緩やかにしよう、プランケットをもっと広くしよう、こういうことをおっしゃっていただけるわけで、減税対象を年取四百万から八百万ぐらいのところにしてしまうと、いろいろなことを言われておまして、その辺はよくわかるわけでありますが、総理の頭にはそのほかにはどんな改正というものを考えられているんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 重税感、不公平感、それからゆがみ、ひずみ、そういうこととそれからバランス、こういうことを申し上げておられます。そのほか、やはり民活に資する、そういう点も大事であり、簡素化という点も大事であると思ひます。どこに一番重税感があるか、それを今税調でも探していただいております。大体の新聞の論説等も見ますと、今おっしゃったようなところが山で、その前後も多少ならしてそしてフラットにしていく、そういうことが一応考えられるんじゃないかと思ひます。

それから、刻みをもっと減らしたらどうか。十五段階を五段階ぐらゐに減らしたらどうか。レーガン税制のように思い切って減らしたらどうか。フラット化とそれから刻みをもっと少なくする。大体この辺は皆さん御要望なすつておられることじゃないだらうか。税の申告について税理士さんに一全部相談せぬでも自分で申告できる、それぐらゐの簡素化ということが私は望ましいと思つておるのであります。

そういうような点と、それから学者が論じているのは、これは私が特に言っているわけじゃないんですが、学者が論じているのは、直接税と間接税の比率が日本は非常にゆがんできている、スタートのときは大体五〇、五〇前後であった、それが今七、三ぐらゐになってきている、そういうことを専門家は、学者は指摘なすつております。また世論の中にも、これはアンバランスは直した方がいい、そういう議論もござります。この辺がこの租税論としてどういふことになるのか。

アメリカや日本は今まで大体直接税中心主義で来たのを、そういうふうな外国との比較において変えるというふうなことは果たしてなじむかどうかという問題がござります。しかし、社会党のようには社会福祉税というものをおっしゃる考えもあり、場合によっては特別会計をつくつて、そういう税源をもつて社会福祉を安定性を持たせるといふ非常に示唆に富むお考えもござります。

そういういろいろな案が出てまいりまして、そういうものをいろいろさらしてみんなで議論をして、そしてまず国民の大多数がこの辺だと思つるところへおさめるのが政治として適当なやり方ではないか、そう考へておられます。

○竹田四郎君 簡素な税制、税理士の指導を受けなくても税が計算できるということは私もそのとおりだと思つてます。そういうことを一番阻害しているし、また不公平感というものを与えている一つのものは、私は租税特別措置だらうと思つてます。これはかなり不公平感を与えているし、また、総理自身が租税特別措置法というものをとお読みなされたことがあるかどうかしりませんけれども、これは非常に難解な法文であります。そこに余計不公平感なりあるいは税金に対して近づきにくい、自分で計算できないというふうなものがあるだらうと思ひます。

今度のこの税制改正の中には、あなた自身がシャープ勧告を御説明になるときに包括的な税というふうなことをおっしゃつていただけであります。が、今度のこの租税特別措置というのはいくつういふふうになさるつもりなのか。今私ども新しい租税特別措置の改正案を議論しているんですが、こういうものと将来の税制改正の問題とは一体どうつながっていくのか、この辺をお聞きしておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨調答申におきましても不公平税制の是正ということは指摘されておりますし、公平税制への是正ということを中心にして税の調整を考へるということも認められておりました。つまり、GNPに対する負担の比率と

いうようなものは、新しい税目を起こさないという条件のもとに公平税制等によつて調整をするということとは認められてきたし、今までもやってきたところとござります。

その中の何がそれじゃそういうものに当たるかという問題になります。いわゆる会社等の内部留保の問題等、あるいは医師課税の問題等、これは今まで割合に指摘されてきたところとす。いわゆる優遇税制と言われるものであります。しかし、いわゆる法人税における引当金制度とかあるいは配当課税制度とか、あるいは受取配当益金不算入制度というものは租税特別措置とは考へていない。これは大蔵省が今までもそういうことで答弁していると思ひます。私もそのように思つております。

○竹田四郎君 租税特別措置のお話は聞いたんですが、これは全体的に今度の改正でどうなるんですか。例えば、シャープさんに言わせれば、日本では私がつくつたのをはるかに超えた政策税、政策税をつくつたからゆがんでしまつたんだというところをおっしゃつておられるわけですね。そういうものの中に租税特別措置もあるし、今のようなおっしゃられた税法そのものの中にあるような不公平というものを今度はどうするの。一切そういう租税特別措置というのをやめちやつて新しい税制をつくっていくのか。その辺はどうお考へになるんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう内容については税調でいろいろ御議論願ひたいと思つております。私は、先ほど申し上げた公平、公正、簡素以下の原則を申し上げて、その原則にどうぞでさるだけ近い税体系というものを考へてくださいます。そういうふうにお願ひしております。私がここで今熱心な御議論をされている最中に口を差し挟むことは差し控えた方がいい、ずっと一貫してそういう態度をとつていきたいと思います。

○竹田四郎君 総理、あなたそう言うけれども、先ほどの、所得税についてはフラットにしなさい

とか何とかしなさいというのとはこれは随分影響ありますよ。恐らく、今の租特や法人税制あるいは所得税の本則の内容についておっしゃる以上に私は細かいことをおっしゃつておられるんじゃないかと思ひます。それから考へてみれば、租税特別措置というのは一番これは税金を逃れているところとす。課税ベースを狭くしているところとす。ですから、具体的にどうのこうのという議論じゃございませぬ、これは。もっと概括的な議論なわけですよ。税制というものの非常な大枠の話を私は今申し上げているわけで、総理はもっと細かい話を私にしているんですが、どうもその辺は総理ちょっと違ふんじゃないですか。

だからもう少しその辺の、課税ベースを広げるための大きな考え方というのをお示しになつていただくべきじゃないですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、定性的に申しまして、いわゆる不公平税制と言われるものはぜひ改善していただきたいし、我々も大いに大蔵省の内部におきましても勉強させたい、そう申し上げておられます。その程度で御勘弁願ひたいと思ひます。

○竹田四郎君 ぜひひとつ税制について、私は、レーガンと同じように、総理がある程度、余り細かいところまでおっしゃるのはいかがと思ひますけれども、ある程度の構想というの示されてしかるべきだと思つておられます。教育臨調などでは大変よく示されておられるわけですから、あの調子でひとつおやりになつたらいかうございませうか。

そこで、今のように、国民にいろいろ選択をさせる、税法についてもいろいろ選択をさせるというお話でござりますから、総理どうですか、これは総理の諮問機関でありますから、もう少し税調の議論を国民にわかるように発表をしていただかうでしようか。最近では少しは私は進んでいくように思ひます。時々特別委員会の議論なんかを私どもに配付してくれまして若干私どもにはわかり始めましたけれども、もう少しこれを国民にも発表をしていく、あるいは税調に出してい

る資料でいろいろな資料がありになるでしょうけれども、積極的にひとつこれは公表して国民の判断にまづというように、もう少し税調を国民によくわかるものになさるおつもりはございませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ある段階が来ましたが、議論のサマリー、内容の梗概等をお示しすることは適当であると思います。ただ、余り細かくやりますと、だれがどう言ったというんでわあつと反対の陳情が来たり手紙が舞い込んだりするものですから、今のような状態でも委員の皆さんのところには随分手紙が来るようであります。別にそんなプレッシャーを受ける方々ではないと思えますけれども、それにしてもやはり公平な、適正な税体系というものを生み出してもらうためにはできるだけ閑静な場所に置いておく必要がある、そういう気もいたしまして、その辺は小倉税調会長さんにおいて適宜ごあんばいしていただいておりますと考えております。

○竹田四郎君 せっかく十名の、新聞によると暴れ馬と称される方々を特別委員としてお入れになったんですから、この人たちがもう少し今までの税調と違った新しい税調、もっと国民に公開された税調というものにしていく方がやはり国民が選択しやすい、こういうことになると思いますから、ひとつお考えをいただきたいと思ひます。

時間がありませんから次へ進みますが、赤字法人に対する税対策というのが、どうも最近、赤字法人あるいは中小企業法人いじめというのをしているようですね。五十九年には欠損金の繰り戻し還付の中止をやったり、あるいは法人税の、まあ中小企業には幾らか、パーセンテージは少ないにしても、法人税の上乗せをやったたり、今年も欠損金の繰り越しの停止などというふうに、毎年一つずつぐらひは赤字法人、主として中小企業だと思ひますけれども、そういうもののいじめをやっているというふうに私も思ひます。

きょうの竹下大蔵大臣に対する質問でも、どんな様も赤字法人の問題は提起をしているわけでは

す。来年は抜本改正があるわけでありますから、ことしあたりはこういうことはおやめになったかどうか。確かに二千二百三十億というところの子を欲しいことはわかるわけでありますけれども、抜本改正の中でお考えになったかどうか。こゝろ思ひますが、総理はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ことしはともかく非常に財政窮乏で税収が落ちておりますから、やむを得ず赤字法人課税ということをお断りししておるわけでございます。部分的にお断りしているという意味は、直前のものに限ってお断りしているということでございますが、望むらくは、やはり包括的な今度の大税制改革の中で整合性のある考え方を取り上げられるということが望ましいと思ひて、いずれそれは検討されることと思ひます。

ただ、学者や専門家のお話を聞いてみますと、それが大多数であるかどうかはしませんが、赤字法人の中には相当節税をやっているというのがあるというんです。東京都で今都心部の地価が相当高いという一つのの中には、相当裕福の法人があるという高いものを買って、そしてそこへ財産を投入して赤字になる。それでここの裕福な黒字を帳消しにして税は免れる、そういうようなものもなきにしろあらずだから注意しなさいよということをお断りされたこともありますし、また学者や専門家がそういう議論をなさったことも聞いたことがあります。これが全部だとは申しませんが、中にはそういうものもあり得ると思うのです。そういうものをどういうふうにして防ぐか。それが土地の今のようないく上昇の原因であると思ひます。放置するわけにはいかぬ。しかし、見分けるのが非常に難しいと思ひます。

それからもう一つは、赤字法人もやはり法人として存在しているの、社員もおれば、いろいろ水道も使っている。そういうわけで多少のおつき合ひはしてもらったかどうか。地方税はもとより、国税におきましても多少は、存在して周りに

もいろいろ迷惑をかけている点もなきにしもあらずであり、また区や国からも恩恵を受けている点もあるのだから、赤字のときでも多少はおつき合ひ願ったどうか、そういう議論もあるわけですね。恐らく税調におきましてはそういう全部を今研究の対象にいたしまして御検討願っていると申すのでございます。

○竹田四郎君 総理、確かにそういう悪いものもいふでしよう。いらないというふうにも言ひませんが、けれども、悪いのを征伐するの、大多数の非常に良心的にやってくれようとして、しかも円高で景気が悪くて、大企業からは押されていっているというようなところがたまたま、銀行からおまえの借金が多いからこの際土地を売らなさいよといって収益外のものを買って黒字になった、それもだめなんだということでは、これは私はちょっと中曾根さんの政治じゃないと思ひます。だからその辺は、もう少しひとつ考えていただきたい。これは大蔵大臣にもお願いをしておきたいと思ひます。

時間がありませんから次へ進みたいと思ひます。民生活というところで、総理は東京湾の横断道路非常に御執心のようにありまして、これについてもいろいろ今度の租税特別措置の中にもあります。そして、きょうもうちの赤桐さんも、新しい会社の経営状態、一体なぜ公団でやらぬかというような御意見もありまして、いろいろな見方があると思ひます。しかし、私はこの東京湾の近くに住んでいる人間の一人でありまして、最近東京湾の湾内の船舶の安全航行という問題については、非常に大きな問題が私にあると思ひます。各港はそれぞれが地方自治体があるんことをやる。その自治体が岸壁や航路をその判断でやっています。この中にはもう非常に狭い中に大きな二十万トンの船がどんどん入ってくる。簡単に自動車のブレーキをかけるような形には船は、まあ総理自体船に乗っていたわけでありまして、もう御承知のとおりであります。かじを切るというの

はそうすぐかじが切れるわけのものではないと思ひます。こういう東京湾に横断道路をつくらなくちゃならないにしても、東京湾の安全というのは一体どうなっているのか。

私は、この東京湾に横断道路をもし総理がどうしてもつくるというならば、事前に三つの条件というものを船舶の航行安全についてお願いをしたいと思ひます。

一つは、巨大タンカーを入れない。これは、なかなか船はとまりませんし、もし船が壊れて油が出たり、あるいは最近ではLNG船の大きなものも入ってきておりますが、これあたりがもし衝突をしてガスが流れて引火をするということになったら私は大変なことだと思ひます。総理も覚えていらっしゃるだろうと思ひますが、四十九年です、第十雄洋丸というものが衝突をして炎上をいたしました。どうしても消すことができないから、相当な危険があったと私は思ひますけれども、東京湾から引く張り出して房総の沖へ持っていく、海上自衛隊が一生懸命砲撃をして沈めたということがあつたわけでありまして、ああいうことが今後起こっていかぬという保証はないと思ひます。

特に、道路のつくり方もいろいろあると思ひますけれども、今のようにならぬことになりまして、東京湾の中の錨地というの、いかりをおろすところは今余計狭くなる、そこへ大きな船が入ってくる、こういうことになつていくぶつかるかわからない。特に、東京湾に入ってくる船、この中には便宜置籍船というのがあります。これはもう皆さん御承知のとおりだと思ひますが、パナマだとかリベリアに船籍を持って、実は日本の船だけれども、外国船員で運航している。これはもうまさに海員仲間では海のアウトローだ、こういうふうな言われている便宜置籍船も随分通っている。でありますから、この船と衝突をするということは非常にあり得ることでありました。

したがいまして、東京湾の内部にはつきりした

旋回の航路ですね、一方通行のできるような旋回航路というものをちゃんとつくって交通を整理してもらわないと、今後ますます私は東京湾の安全航行というのはいけません、もしこれに何かがあつて災害が起きるとなれば、恐らくそれは陸上のいろんな施設にも及ぶと思うんです。そういうものなしに東京湾の横断道路をつくられるというのには私は困るし、ただ私個人の安全じゃなくて、首都全体の問題にも私はそれはなると思っています。

そのほかいろんな問題がありますけれども、そういう東京湾の安全航行という立場から、この問題をしっかりと考えた上で着工してくれちゃ困ると思うんですが、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 東京湾の海上交通の安全の問題は、竹田さんのおっしゃるとおり非常に重要な課題でありまして、御指摘のとおりであるだろうと思います。私は、やはり海上交通の安全問題と環境評価の問題が大事だと、そう思っておりますのでございます。

海上交通の安全につきましては、従来から海上交通安全法の制度とかあるいは東京湾海上交通センターの設置などによりまして万全の措置を実施しておるところでございます。なお、この事業の実施に伴う航行安全対策については、学識経験者等より成る委員会の審議の結果等を踏まえて所要の措置を講じたいと思ひます。

ともかく、御指摘のように、あれだけの架橋をやるといふことになれば、非常に航行密度の大きい東京湾でございますから、よほど注意して安全については万全の措置を講じていかなければならないと考えております。

○竹田四郎君 あと住宅減税について一つお伺いをしておきたいと思ひます。

これは総理の御答弁でなくとも結構でございますけれども、きょうもいろいろこの住宅減税については質問が出たわけでありまして、確かにこれだけで景気を直していくという事は私も当然無理な話だ、こういうふうに思ひます。最近

臨調が民間にも行き渡っているし、国鉄の民営化なんかに影響があると思ひますけれども、人の移動というものが非常に激しくなってきた。政府の方は今までも同じように持ち家政策をずっと続けてきています。こういうことになりましたと、職場が変わって遠くへ行く、せっかくの自分の持ち家を手渡さなくちゃならぬという場合というのはかなりあると思ひます。しかし、これはたしか十年という期限があると思ひます。居住の。それではないと買いかえの特例というのは適用されないと思ひますけれども、この辺はもう少し大蔵大臣短縮したらどうですか。

それからもう一つは、こういう問題があります。持ち家でせっかく家を買おうとして金をためる。しかしなかなかそうすぐ金はたまらないというので、まあ土地だけ買っておこうじゃないかと、自分の自分の住む居住用の土地を買っておく。しかし、家が建てられない間にどっかへ移転せざるを得ないという生活の上の条件がある。そうすると、向こうで家をつくらなくちゃならないときに、前に買った更地の土地を売った場合にはこれは特例はない、税金がかかってしまう。そして新たにまた税金のかかった金で買わなくちゃならない。こういうことは私はこれから非常に無理だと思ひますけれども、その辺は少し改善ができないものかどうか。人が移りにくいと思ひます。どうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 買いかえ制度は昭和四十四年まではかなり幅広く一般的に行われておったわけでございますが、当時の税制調査会等の審議の結果を踏まえて、余り広い買いかえ制度と申しますのはかえって土地の仮需要なり不急需要を招く、あるいは小さな家を売ってとにかく大きくすれば恩恵がある、しかし大きな家からだんだん小さな家に移っていく場合にむしろ特典がなくなってしまうという、もろもろの問題があるというところから廃止をされ、一方、三千万円控除という制度に移行したわけでございます。しかし、ただいま先生御指摘のようなもろもろの事情もあ

り、長年住みなれた家を買いかえを行わざるを得ない事情もあるということから、再び昭和五十七年の改正でこれが復活をしたわけでございます。

今まさに御指摘のように、長年住みなれた家を売らざるを得ないような場合、これはやっぱりこういう特例は適用したらいかかというところで復活したものでございますので、やはりそこは十年程度の居住期間というものは残させていたいただきたい。買いかえとなりますと、もとの取得価格を継続して管理する必要もござります。サラリーマンにとつてもまた税務署側にとつてもそういう事情があつたわけでございますので、復活した現時点では十年という要件をお願いをいたしておるわけでございます。

また第二点の更地の場合でございますが、その場合に、果たしてそれがもともと、本来そこは自分のお家を建てられるというものであつたのか、あるいは値上がりをして期待して持っておられたのか、そこを税務執行上厳密に執行するということとはなかなか問題があるわけでございます。この買いかえ、先ほど申し上げました、とにかく長年住みなれた家を、いわば自分の最後の城を売った、そういう場合に特殊な事情を考慮して設けられたものでござりますので、そのまだ建てられる前の更地、これはいろいろな先生御指摘のような御事情もある場合もあると思ひますが、一般的な制度としてそこまでのはいかがか、現状そういう点のあたりから、五十七年に復活いたしました際そこまではいってないということでございます。

○鈴木一弘君 総理に冒頭昨日の事件についてお伺いしたいんですが、通産省の課長と係長が日本燃素工業組合連合会の不正事件で逮捕されました。早速総理大臣が、綱紀粛正の折でもあり、事態をよく見守るしかないということの発言をしたと新聞に出ておまして、私もそのとおりだなと思つたんですが、ただいまの竹田理事に対する答弁を伺つておまして、原因の究明をやり万全の

措置をとりたい、また綱紀についてもこれをきちんとしていきたいというお話がございました。国民の信頼を大きく失墜しているというか、そういう声がいっぱい報道等できているというか、どうしてもこれは信頼の回復のために全力を挙げなきゃならないと思ひますが、今言われた万全の措置、綱紀の粛正ということについて、これはみづからの役所がみづからを律するやり方というのは非常に難しいだろうと私は思ひます。専門のグループをつくって、一体今後どうあるべきか、綱紀の問題等についてどうあるべきか、またこういう事故を二度と起こさないようにするのはどうあるべきかというところについて、特別の機関というのか、専門のグループというのか、こういうものを設けられてやられた方がよろしいんではないか、研究させるべきではないか、また答申を受けるべきではないかというふうに思ひますが、その点いかがお考えになりましたか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一番の根本はやはり公務員倫理の徹底あるいは使命感の徹底ということであると思ひます。新聞で報道された状況に関する限り、やはり非常にその点で緩みがあつたというふうに感ぜざるを得ません。したがって、公務員倫理を徹底させるということが非常に重要であると思ひました。

それから、業務の運営あるいは行政指導とか、そういういろいろなかわりのある接点についてこれからももう少し監視を行うとか、あるいは機動的にもそういうことが起こらないようないろいろなことを考えてみる必要もあると思ひます。出張のいろいろなやり方についてもいろいろ監督する必要もございましょう。そういう意味において、今回の事件に顧みまして、内閣といたしましても、特にこれは通産省とか、業界と接する度合の強い官庁において要請されていることとござりますが、それぞれにおいて、また内閣といたしましても、御趣旨に沿ひましてよく検討を加える方法をひとつ考えてみたいと思ひます。

○鈴木一弘君 次はシャウプ勧告の問題でございます。

シャウプ勧告が示した内容は、所得税の総合累進課税、それからキャピタルゲイン全額課税、最高税率八五%から五五%に引き下げるという問題、それから富裕税の創設、租税特別措置を公平の原則から大部分を廃止する、それから地方税としての付加価値税の創設というようなことが言われたわけですね。シャウプ税制のいいところは、公平ということであり、いま一つはやはり財政民主主義を貫くということにあったと思うんです。今の総理の御答弁をいろいろ伺っております。パランスのとれたものにしていただきたいということでございます。

このシャウプ税制について大蔵大臣に伺ったところ、シャウプ税制の目指しているものについてはなるほどなところがある、よくできているということの答弁がございました。私は、そういう点で、本来ならそのままでいけば大改正までいらないで済んだかもしれないという気持ちがありました。講和条約の後でこのシャウプ税制がほとんど修正され出してきた。富裕税を廃止する、それから輸出をドライブしなきゃならぬという至上目的がありました。いまひとつは貯蓄の奨励をしていかなきゃならない。こういうことから租税特別措置がだんだん加わって、総理が言われているように、どうしても不公平感、不公平感というものの強い税制というものができてきたんだと思うんです。ですからそういう点で、シャウプ税制以降、いろんな圧力団体があったりいろいろあります。それから、個別の、何とか物品税等を見ますと、付加価値の高い高級品に対しては同じ品物でありながら税がかからなくて、そうでないものにはかかるというふうな非常におかしな、どう見ても公平感のないものがございます。

私は、そういう点で、まずそのゆがみをとってしまつてその上で考えようというふうになる、そういうお考えなのかどうかを伺いたいと思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) シャウプ税制に関する私の評価につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、それ以来三十五年もたちましているような社会経済関係、商品関係の変動等もございまして、そういう意味におきまして、新しい観点に立ちまわって思い切った再編成、パランスのとれた再編成、再構築ということをひとつやってみたいと考えておつたわけでございます。

内容につきましては、今税調でやっておりますから私が意見を差し挟むことは差し控えたいと思っておりますけれども、最近のように非常に新しい生活分野があらわれたり、商品形態があらわれたり、ソフトの面が非常に大きく出てきたり、あるいは流通という面が経済領域を非常に支配してくるような状況等も出てきておまして、そういう点につきましても公平感にたえるだけのものをやはり考えていかなければならぬだろう、そう思っております。

具体的問題につきましては、税調の答申を待ちましてよく検討してみたいと思つておるところでございます。

○鈴木一弘君 所得税について、先ほどの御答弁で、フラットにする、また段階を減らす、これは私もよくわかるし、やらなきゃならぬだろうと思ひます。

私は、ずっと御答弁を伺い、また今までの御姿勢から、間接税中心主義から直接税中心主義になつたのはシャウプ税制で、今度は、直間の比率のことを先ほど言つておられましたけれども、そういう直接税と間接税の比率を直すというのが一つのターゲットなのかどうか、こう思つたんです。もしそうだとすると、活力の意味からいって、戦前にはよく言われたんですが、税制というものは、所得税を納めるようになると赤飯を炊いて昔は祝つてくれた。おまえはそんなに税金が納められるほど所得がふえたかと言われたわけですね。今は高校を卒業するとすくかかってくるから嘆きになつてしまふわけですね。こういうことでは活力はやつぱり出ませんよ。

私は、そういう意味でも、所得税の問題について、やはり総理が言っているのは、間接税の比率を上げていくということにあるのか、直接税の方の比率と間接税の比率を直そうということにあるのか、こう受け取つたんですけれども、それと活力の問題についてお答えをいただきたいんです。

○国務大臣(中曽根康弘君) 直間関係をどうしようかとか、あるいはそれらの内容については具体的にどうしようかとかという点については白紙の状態でおります。今税調でやっておりますから、税調のお考えをよく検討してみたいと思つておるところでございます。

○鈴木一弘君 国民の方は、春に出る減税案というのは中曽根内閣の示す減税の税制改正案だとみんな思っているわけですね。税調という御答弁があったんですけれども、これが中間答申という形での減税案だけですか。この減税案なるものが出されても果たして本当に実施されるのかどうかということを僕は心配しているんです。といいますのは、今までも過去の例を見ても、政府の税調の中で、時の政府の都合のよいところだけ取り上げられるという改正がある。都合の悪いところはそのまま放置されてきている。今回は、税調の答申に全くなかったものが今回の租税特別措置の中でたばこ消費税の引き上げが出てくるわけでありまして、こういうことになる、税調というわけでは、これは政府、特に大蔵省の飾り物にすぎないんじゃないかというふうに考えられるわけですね。

したがって、減税案だけの答申だと、これは秋に出す増税案を含めた税制改正等が出たときには全く内容が変わってくるんじゃないかという心配をしているんですけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) そもそも今回の大税制改革の発想は、やはり重税感とか、ひずみとか、ゆがみとかという、民衆や国民の皆さんが何とか直してもらいたいと思つておられるというのを直そうという動機からまず始まつたものでござい

まして、そういう意味において、レーガン税制というものも非常に参考になると私は思つて発想の一つの資料にしたわけでございます。今レーガン税制がアメリカ議会において非常に難渋しておりますが、それもよく注目して、どの点が嫌われているか、どの点がどう直されているかという点も注目して勉強しておるところでございます。

そこで、日本の場合におきましては、今そういう民衆や国民が直してくれと思つておられるところへまず手をつけて、そしてしかる後に、相当の時間を置いて国民の皆さんの批判にさらして、大方の落ちつくところを見当をつけて、そしてその次にそれじゃこれに対する財源対策という形で進もうと考えておるわけでございます。そういうような段取りをやりましたのは、今まで大蔵省が税改正についてやったことのない段取りなので、これはさつき申し上げた選択制と申しますか、国民の皆さんがまあこの辺がいい、大方随分不満をお持ちでしょう、お持ちでしょうが、これにはこういう一長一短もあるとよく認識なすつて、その認識の上に立つて、今の日本の状況から見ればこれが一番いい、これ以外にちょっとないだろうなという検討の落ちつき先をよく見る。これが税に大事なことで、大蔵省や政府が押しつけることをしない、それを非常におもんばかつて考えておるわけでございます。

それは歳入の面についても同様でございます。そして、そういう意味においてプラス・マイナス・ゼロというニュートラルな考えでいく。税の増収策、財政収入をふやそうという考えではやらない。そういう意味をもういう考えから申し上げておるところでございます。これ以上はちょっと申し上げられないと思ひますので、よろしく御了解をお願いしたいと思つたわけでございます。

○鈴木一弘君 国民の方からすると、減税案を出されるということが言われましたので、それから、一体所得税はどのくらい減るんだろう、住民税はどのくらいというふうには皆さんお考えなわけですね。やはりリーダーシップとして日本国民を引

張っていくわけでございますから、リーダーシップを持ってやっていってやるわけですから、やはりここで一体どの程度の減税規模を考えているのかを示してあげないと私はいけないんじゃないかと思うんです。総理の腹の中にあるのは一体どのくらいというふうにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだどれくらいというふうな見当もついておりません。まあ望まじきことというのはいくらでも大きいだけいいわけでありまして、しかし諸般の情勢にかんがみてみまして、これはまず党の諸君のお考えもよく聞かなきゃなりませんし、また、定性的な中間報告が出た後、最終段階に至った場合に税調の皆さんの御意見もまた承る必要もあると思うのです。そういう意味において、政府が軽々しく先に数字を出すということはこれは差し控えた方がいい、そう思っております。

○鈴木一弘君 次は、租税特別措置法のこの法律案の中身を見ますと、住宅・土地税制から民間の活力導入、租税特別措置の整理合理化、法人税、たばこ消費税、こうなるわけでございますが、これを見てまいりますと、私は中曾根内閣の経済財政運営の姿が見えるような気がしてならないんです。内需拡大、そしてそのための住宅建設促進と民間活力の導入、この二つを合わせて約四百二十億。一方、法人企業に対しては、欠損金の適用一部停止と租税特別措置の整理合理化でやはり二千六百三十億、これは逆に今度は負担がふえるわけですね。こういうことで、私は内需拡大とおっしゃっている方向と少し違っているんじゃないか。

今、御承知のように我が国の問題だけじゃなくて、四月十七日からバリエーションで開かれるOECDの閣僚理事会で採択されると予想されるコミュニケの原案の中でも、日本の国に対しては内需振興と輸入拡大を求めていく、こういうことから非常に緊急な課題に内需拡大はなっているわけですが、どうもこの法案というのは内需拡大策とは違う感じがしてならないんですけれども、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回のたばこに対する課税については非常に恐縮な次第でございます。これは全く異例の措置であったと思っております。中央、地方の費用の分担、負担区分等の折衝が長引きまして、そういう関係でつい事後承認をいただくというところであります。まことにこれは遺憾な次第であります。これから、税調の皆様方が非常に幅の広い観点からいろいろ御審議をいただいておりますので、それらの御審議の内容等もよく我々はトレースしまして、その考えを十分理解し、了解した上でやっていきたいと思っております。

ただ、今お挙げになった数字の程度は、今まで毎年多少税関係について出入りがあったわけでございますが、今まで臨調においても大体認められる調整措置と言われる範囲内にとどめるように努力した次第でございます。たばこというようにまとめた金であらう形が出たことは大変恐縮な次第でございますが、ぜひ御了解をお願いいたします。

○鈴木一弘君 たばこのことは余り言わなかったんですけれども、ようわかりました。まあいいでしょう。

内需の問題で、経済運営になって大変恐縮なんですけれども、民間の調査機関の予測ですと、日本経済研究センターですが、六十一年度の我が国の名目経済成長率が四・一%、実質で二・七%。政府の方の見通しは五・一%の実質が四・〇%ですね。そうするとそれよりはるかに下回っているわけですね。ですから、政府見通しで示した内需のみでの実質四・一という伸びはとも無理じゃないかと。いう予測が起きているわけですね。そういう点で総理自身、経済見通し達成は、これは希望じゃないかという現状を見て、今のままでいって一体できるんだらうかということだと思っております。実質四・一%の増加というのは、これは現在の施策を見る、もう一つ円高もあるし、そういうことから輸出依存の産業等には打撃がきておりますから、こういう点でまず不可能じゃないかというふうに思えてならないんです。これはどういうふうにお考えになっておられますか、今。

○国務大臣(中曾根康弘君) 企画庁の専門家に話を聞いてみましたら、六十年度はまあ大体四・一程度はいいそうではないかという観測のようでございます。六十一年度につきましては、いろいろな変動要因が今出てきております。しかし、今の趨勢から見ますと、やはり原油価格は二十八ドルからずっと下がっていくだろう。どの程度までいってかわかりませんが、いろいろ想像した数字で考えてみますと、やはりある程度は下がっていくであらう。そういうような面から見ると、輸入品についてはかなりの期待ができる。輸出についてはある程度停滞してまいりますが、全般的に見て物価が安定する。そういうことで、物価の安定とそれから輸入品の原料安、そういうような面から企業の収益率というものは必ずしも落ちるとは限らない。

そういうような面から、割合に初めは悲観論があったのでございますが、最近ではアメリカ経済、ヨーロッパ経済等についても強気がかなり出てきております。日本におきましてはやはり少し明るい見通しを持つ方がふえてきつつあるように思っています。これは先行きのことはよくわかりませんが、私はどちらかといえばその明るさを持つていける方の考えを持っておる者で、四%はこれを実現することができると考えております。

○鈴木一弘君 これは予測のことですからわかりませんが、現状からいくと、確かに総理がおっしゃるように、原油価格も最近の報道だと、バレル十一ドルにOPECの総会の後はなるだろうという報道もありますので、そういうことになると、経済としては底力がまた出てきちゃうというところ、経済としては底力がまた出てきちゃうというところになるだろうと思っております。しかし、やはり内需拡大をしない、それでまた輸出競争力が伸びるとまたやられるわけですから、その内需拡大のためにさらに追加する施策が大事と思うんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御審議願いました補正予算の中に込められているもの、それから今度の六十一年度予算でいろいろ考えている公共事業増等々も考えてみまして、ことしの上半期というものにはそれほど悲観すべき状態ではないと私は思っております。

昨年十月、内閣関係の政策をやり、また十二月にもまたやり、公定歩合も最近の一カ月間で二度にわたって引き下げました。金融政策についてはさらに機動的、弾力的に我々は考えていくつもりでございます。

そういう面と、それから四月に予算が成立しましたら、予算執行に伴いまして内需に関する振興策を出そう、そう思っております。けれども、公共事業の前倒しをどの程度やるかとか、あるいは金融政策の機動的な運営方法であるとか、あるいは今度の原油価格の低下や円ドル関係の変化に伴う余剰と申しますか、利益というものの、これの処理、これを内需あるいは景気振興にどういうふうに使おうかとか、そういう諸般の考え方が打ち出されるのではないかと考えております。

○鈴木一弘君 我が国経済の内需拡大をしていきたいということですが、今、しかし、外需依存体質というのはいくらも簡単には改められないんじゃないかというのを心配しているわけですね。というの、産業構造の転換を図るとか国民の生活意識の変化をやるとか、可処分所得を増加させるとかというところがまず内需拡大には必要だと思っております。産業構造を変えないとやっぱりどうしても輸出依存の産業等には打撃がきておりますから、こういう点でまず不可能じゃないかというふうに思えてならないんです。これはどういうふうにお考えになっておられますか、今。

○国務大臣(中曾根康弘君) 企画庁の専門家に話を聞いてみましたら、六十年度はまあ大体四・一程度はいいそうではないかという観測のようでございます。六十一年度につきましては、いろいろな変動要因が今出てきております。しかし、今の趨勢から見ますと、やはり原油価格は二十八ドルからずっと下がっていくだろう。どの程度までいってかわかりませんが、いろいろ想像した数字で考えてみますと、やはりある程度は下がっていくであらう。そういうような面から見ると、輸入品についてはかなりの期待ができる。輸出についてはある程度停滞してまいりますが、全般的に見て物価が安定する。そういうことで、物価の安定とそれから輸入品の原料安、そういうような面から企業の収益率というものは必ずしも落ちるとは限らない。

出中心の構造になっていたり、あるいは生活意識の変化がなければ国内消費は伸びてこないわけです。可処分所得を増加させなければやっばり同じように消費は伸びません。そういったものもありますし、いま一つは、意識的なものでありますけれども、明治以来ずっと輸出優遇で来たわけでありまして、投資よりも貯蓄がよいということ、その貯蓄優遇をしてきた。これは小学校から我々は教えられてきたわけですから。

そういうことがありますから、教育を通じて、また政策を通じての転換までがないと、これから先の日本はずっといつまでもいつまでも内需、外需の問題で板挟みになっていじめられる。いじめられるという言い方はよくないんですが、そういう非難は避けられないだろう。そうすると、内需、外需の均衡のとれた経済をつくるというには、今申し上げたようなことを考えていかなければならないと思うんです。総理もそういう点について専門家のグループに何か御検討をさせていらつしやるようでごさいますけれども、どういうようにこの辺のビジョンをお持ちか伺いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 去年は約五百億ドルの輸出超過でございました。経常収支も大体五百億ドル台に及んでおると考えております。六十一年度についても、石油の値が下がりましたも、あるいは円が強くなりまして、Jカーブの効果によりましてドル建ての金額はかえってふえるという現象は今も続いております。しかし、一三を見ておきますと、大体四分の三ぐらいが内需の方に変わってきています。経済成長の導因が、それで、輸出は大量的には横ばいあるいは少し減りぎみであります。輸入もまた多少減ってきている。しかし、輸出が横ばい、ないし減ってきているという中で、ドル建ての値段というものが非常に高くなってきた、こういう現象が当分まだ続くだろうと思っております。

そういう中で諸般の政策を考えていかなければならぬと思うのでございますが、今結構併せていろいろ御審議を願って、けさも大体最終段階の取り

まとめの議論をしていただいた状況で、私も出席してお聞きしたわけでございますが、やはり戦後四十年たちまして、日本は瓦れきの中から立ち上がったために貿易国家という目標を立てまして、そのためにまず重化学工業国家にならなければだめだ、そういうことで、貿易国家のために通商産業省という役所をつくったり、それから通商産業省が中心になってコンビナートの計画とか重化学工業国家化の計画を立てまして、そして輸出中心にいろいろ産業政策をやってきました。今日はそれが成功し過ぎるぐらいに成功もしまして、ここで転換点に来て、このまま行くというところ、世界から村八分になる、これを何とか構造的にも直さなければいけない、そういう観点に立ちまして今検討していただいております。

それで、大体皆さんの考えが大概的の一致しつつあるというのは、一つはやはり内需というものを重視すべきである。それからもう一つは、輸出、輸入のバランスという問題を政策的にも考えるべきである。そのためには、産業構造の変革というところもある程度耐えていかなければならない。それから円レートの問題、これも安定的にバランスのとれる感覚で進められなきゃならない。あるいはさらに、内需等々の関係もありまして、蓄積とそれから消費の関係、貯蓄と投資の関係、こういうような問題も長期的には考える必要がある。あるいはさらに、直接投資という問題もこの段階になると考えていかなきゃならぬし、それから海外経済協力や科学技術その他の国際協力とか、そういういろいろな面について議論がわたっておりまして、そして重要な問題についてめり張りをついた答申をしていただくように実はお願いしておるところなのでございます。

○鈴木一弘君 今総理が御答弁の中に、受け取りの金額がふえたというところになるわけですから、六十一年度の国際収支の見通しで、経常収支五百十億ドル、貿易収支五百六十億ドルと予測されていますけれども、どうも民間の調査機関では、あつちを見てもこつちを見ても七百億ドルの経常収支

では黒になるというのがほとんどです。それも二兆円の公共事業を国内に追加してやってもそうだという説が多いわけではございますが、こういう点ではこれはこれからの運用が物すごく大事だと思っております。それから、五月のサミットは経済サミットということではございまして、そのときにはOECDの閣僚理事会のコミニケが基本になる。そういういろいろな面で、それもあつたサミットもあるしというところで内需振興、輸入拡大ということが物すごくまた言われてくると思うんです。

そういう点で、総理自身、一体、当面のところは先ほどお話がありました、国際収支の見通し、また、このところ急に二兆円ぐらゐの公共事業というものをさらに六十一年度後半で考えればならないということになってきていますから、この点で建設国債増発というようになると、そうしない、前倒しが多ければ後半は苦しくなるわけですから、後半に仕事はなくなるわけですから、それをおやりになられるかどうか伺いたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 六十一年度の国際収支のしりについては、我々も非常に今注意深く考えておるところでございます。今おっしゃった七百億ドルとかなんとかという数字の一番大きな原因は、実は円ドル関係の変化と油代の低下なのでございます。それで、一バレル一ドル下がると石油だけで大体十二、三億ドル浮いてくる。そうすると十ドル下がれば百二、三十億ドル浮くわけですから、ですから、五百億ドルといつてもそれはすぐ六百億ドルになるわけでありまして、そのほかに、今は円ドル関係だけですが、石油が下がってくるというものもあるわけでありまして、円ドルと二つの作用があるわけですから、そういう相乗効果等も考えますと、今の数字も機械的には出てこざるを得ない、そう私読んでみても感じは出てございまして、しかし、そういうこともなきにしもあらずですから、我々としては非常に注意して内需を喚起していかなければ追いつかない、そういう考えに立ちまして懸命な努力をしていきたいと思っております。

しかし、財政事情から見まして臨調路線を外すわけにはいかない。臨調の示された増税なき財政再建、あるいは六十五年赤字公債依存体質からの脱却、これはあくまで守り抜いていくつもりで、いわゆる財政に関する臨調路線はゆるがせにしない考えであります。そういう面からいたしまして、建設公債の問題についても私は割合に厳しい態度をとっていかねければならぬ、臨調路線を守っていくのが要当である、そういうふう

に考えておるわけでありまして、
○近藤忠孝君 今の答弁とも関係いたしますが、総理は、去る二十四日官澤氏との会談の後、私が言っているのは要するに六十五年赤字公債依存体質からの脱却で、建設国債はフリーハンドを与えられて、こういう発言がございました。これを文字どおり素直に理解しますと、建設国債の増発を考えていることになるんだと思うんです。建設国債も赤字国債もこれは本質的には同じでありまして、この合計の残高を減らすことが財政再建にとって最も必要である、今まで政府がとってきた方針であると思うんです。

今回のこの発言というのは、国債発行の抑制を緩めるといふことになるのか、まず御答弁いただきましたか。
○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま鈴木議員にお答えしたとおりでございます。私は、建設国債発行については臨調路線を守る、そういう態度でいきたいと考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、政府自身がこつと減額してきまして、この減額を守っていくということなんでしょうか。
○国務大臣(中曾根康弘君) 一兆円減額というものは臨調が言っているわけじゃないんで、政府が決められているわけでありまして、これはもう六十五年赤字公債依存体質脱却から計算してそういうふうなやつてきておるわけでありまして、今申し上げたように、臨調路線を守っていききたい、そういうこと

を申し上げておる次第であります。

○近藤忠孝君 ちよつと不明確ですけれども、世間じゃ今私が言ったような受け取り方をしているんですね。

次に、総理は昨日の衆議院本会議で、平泉長官に対し厳重に注意したが、長官自身も深く反省している、こういう発言をいたしました。しかし、平泉長官はフィリピンのマルコス資産形成に絡む一連の疑惑追及を内政干渉だと言つて、これを妨害するような不当な発言を行ったわけですね。それで国会を中断させたことに對して、私の発言の一部について誤解を招いたことは私の不注意だ、こういうことなんです。しかし、これ誤解の余地なんぞないんですよ。発言の意図も内容も明白でして、だれも誤解など全然してないんですよ。誤解というのは、相手方が誤つて解釈をしたというんですが、だれもそんな誤つて解釈をしてないんで文字どおり理解したわけですね。要するに、これはあえて誤解だということば、自分には非がない、陳謝する必要は全然ないんだと居つておると同じじゃないですか、事実を認めないんですから。となれば反省など全く見られない。お伺いしたいことは、総理はこの平泉長官のどの点を指して深く反省していると言つておられるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 平泉長官の発言は軽率であつて、それで舌足らずと申しますか、そういうような誤解を与えたという点は甚だ遺憾であります。

どの部分かと言われれば、平泉発言というものを私文章で読んでみました。しかし、まあ速記をとつていたわけではないですね。それで、その読んだ範囲内において私が感じたことは、言わぬでもないことを言つておるし、それからこの事態の重要性というのについて認識がまだ甘過ぎる、そういうふうには私は感じた点があるのです。私自体及び外務大臣は真相究明を徹底的にやりますと、そう申し上げておるのに對して、それは彼らは心の中ではそう思つておつたし、またそういう

態度も持つておつたのでありますけれども、そういう態度を出すべきであつたと思ひます。それを出さなかつたということは甚だ遺憾であると私は思ひます。

○近藤忠孝君 総理は今、言わぬでもない発言だつたというんですが、そういう認識自身がやつぱり総理の認識が甘いと思ひます。言つてはならないこと、担当の大臣としては言つてはならないことを言つたところに今回の問題があると思ひます。

要するに、疑惑解明は内政干渉だと言つたこの発言ですが、これ取り消してないでしよう。これがまず第一ですね。さらに、女房に渡した財布の金は何に使つても勝手だという、こういう発言も、それはやつぱり対外経済協力の所管大臣としては不見識、無責任も甚だしいと思ひます。この担当の大臣としての資格がない。ということば、注意だけじゃ済まないことで、なぜ罷免しないのか。どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく軽率な発言をいたしましたことは私は本会議場でおおびしたわけでごさいます。ぜひこれは聞き届けていただきたい。この席におきましてもお願い申し上げます。

それで、罷免要求も出てきておりましたけれども、これは本人がこういうふうにおおびもし反省もしておりますので同様御寛恕を願ひたい、そういうふうにおおびして、ぜひ聞き届けていただきたい。この席におきましてもお願い申し上げます。

○近藤忠孝君 聞き届けるわけにいかぬからこの席でまた改めて指摘をしていふんです。

やつぱり今問題は、疑惑解明は内政干渉だと言つた、これは本音です。この考えを放置しておつたんでは今後の徹底究明が妨げられると思ひます。総理もそれから安倍外務大臣も、真相の解明や経済援助の見直しということを言つております。それが総理の本心だとしますと、まずその第一歩として、あなたの方針とは違ひますか、疑惑解明は内政干渉だと言つたこの本音の発言

は取り消してないんですから、やはりこれはあなたの方針に反する。方針に反する大臣をいつまでも置いておくということは、今度は中曾根さん自身がこの問題に對して極めて消極的だ、一緒に疑惑を隠そうとしていふんじゃないかという疑いを受けちゃいます。それでもなおかつ罷免をしないということですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく遺憾なことでありましたから私もおおびを申し上げたわけですが、本人もそういう自分の真意を十分言い尽くさなくてこういう事態を招いたことは申しわけない。私に陳謝もいたしました。そういうことで、首にするのはこの際は御勘弁願ひたいとお願ひを申し上げた次第なのでございます。

○近藤忠孝君 どういう個人的事情があつてかはそれは知りませんが、御勘弁いただきたいというのは、それは別にしまして、やつぱり国民

に対する関係では、今国民は自分たちの納めた税金がイメルダ夫人の三千着の衣類とか靴とか、あるいは何箱もの宝石の一粒ぐらゐ自分の税金じゃないかとみんなそういう疑惑です。それはごく一端であつて、もっともつとでかいということ。今だんだんわかつてきておるんですが、そういう国民の疑惑、自分たちの納めた税金の行き先に関する疑惑について、その疑惑を解明することが内政干渉だ。内政干渉をやらぬということも、これだつて中曾根内閣の方針ですからね。それで、内政干渉であれば、しかしこれは内政干渉じゃなくて、自分たちの税金の行方がどうであるか。となれば、疑惑解明は内政干渉だ。この発言を取り消さぬ限りは、要するにそれが間違ひだつたという事実を認めない限りはこれは改まらないですよ。

反省というのは、中曾根さん、日本語ではどうですか、事実を認めた上で反省するわけですね。事実を認めないでただ反省と申しまして、それは反省と言わぬことだと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 平泉長官も私に陳謝いたしました。そして私と同じ考えでございまして、そういうこともはっきり言つておるわけでございます。総理大臣にそういうふうに通つていられるわけでありまして、その点はここでも私からお願ひ申し上げておる次第で、御寛恕のほどをお願いしたいと思ひますのでございませう。

○近藤忠孝君 重ねて聞きますけれども、疑惑解明が内政干渉だと言つたその事実を反省し取り消し、そして総理に陳謝したんですか。その点は全然もうお互いには別に言わぬでおこうということでの陳謝なんですか。どちらですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 疑惑解明が内政干渉にすぎないとは限らぬのです。だからその言葉は適切でないんです、もし言つたとすれば、そういう点で甚だ行き届かぬ軽率な発言をしたと、そういう意味であります。

○近藤忠孝君 じゃ次に進みますけれども、今回の疑惑というのはやはり今言つたとおりの税金の行方問題ですから、日本の国会が徹底的に真相を究明すべき問題だと思ひます。

このことについては中曾根総理が一生懸命やるということでありまして、いろいろな資料があると思ひます。政府自身が調査すればすぐわかる資料。こういうものについても徹底的に解明し、かつ国会に提出する、そういう基本的態度はおありですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) できる限り御協力申し上げたいと思ひます。

○近藤忠孝君 中曾根さん、できる限りというものはなかなかこれ問題でありまして、あるところまでやるとそれはもうだめというふうなことで、やつぱり疑惑解明に必要な資料は要求があらば提出すると、こう理解してよろしいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ですから、できる限り御協力申し上げたいというふうに思ひます。

○栗林卓司君 現在進められております税制の全般にわたる抜本的な見直しとの関連でお尋ねを申し上げます。

総理にとっては歓迎すべきことですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大型間接税については、各党の反応を見ていますと消極的な態度が多いと思います。言いかえれば、反対の声が非常に各党とも多いと思います。それから中小企業団体とか、消費者団体等もやはりそういう空気ございまして、我が党の内部におきましても相当な批判

が内部にあります。

しかし、今税調で作業をもらっているに
いては、聖域は設けないで、ともかく自由に勉強
してください、そういうことで勉強の対象にはな
つておられるけれども、結論がどう出ているかとい
うことは将来の問題である、そう私は見ておりま
し、今の状態はどういうことを私が先に申
し上げるのは適当でない、そう考えております
が、やはり日本になじむ、日本の社会生活になじ
むというところは税をやっていく上において非常に
大事な点である。かつて取引高税というものでひ
どい目に遭った経験がありますから、そういう点
でも私は割合に慎重な態度を持っているわけであ
ります。

○野末陳平君 それから、予算委員会が去年から
ずっと総理は、所得税と法人税と相続税について
減税をという意欲を示されておりました。その中
の相続税の減税がちょっと影が薄くなったような
感じがしているんですけれども、これについての
総理のお考えはどうなっていますか。後退ですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 別に後退しているわ
けじゃありませんが、私がその際例示で申し上げ
たのは、例えば大学に寄附するとか、あるいは文化
施設とか留学生に対する補助とか、そういう非常
に公益的なものに財産を寄附したいというような
場合、なかなか今の相続制度では難しい面もござ
いますね。できるだけそういうのはいいところは
認めてあげる、それで名譽を残す、そういうこと
は外国並みでいいんじゃないか。

例えばそういうこととでいろいろ奨学金とかある
いは大学に寄附や何かいったという場合に、場合
によっては私学の助成金を片方で減らすことがで
きるかもしれない。だから、ストレートに国民か
らその対象の方へ物がいつて、税金という形で国
を経由せずに直接そういうふうなことでいくとい
う、そういう方法も検討していいんじゃないか。
そういうケースも頭に置いて申し上げておいたわ
けでございます。

○野末陳平君 それから、最近の特に勤労者家庭
における負担の一番大きいのは住宅ローンとそれ
から教育費ですね。住宅ローンは今回の租税特別
措置でもかなり盛り込まれているわけですが、教
育費ですが、この教育減税を望む声もかなりあ
ちこちで高まっておりまして、これについては総理
はどういうふうなお考えでしようか、基本的な
は。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは教育費という
ものをストレートに対象にしてやるのがいいのか
どうか、それは一つの検討課題で、恐らく税調で
これは審議されているのであらうと思います。た
だ、サラリーマンや国民の皆さんで、子持ちで、
住宅ローンやあるいは塾の費用や教育費にかかっ
ている、そういう負担の非常に多い層というもの
を考えてあげなきゃならぬ。そういう意味におい
て、教育費の負担の非常にかかっている層という
ものについて減税を及ぼす中心線の一つ、中心部
面の一つ、そういう取り上げ方は私はあっている
のではないかと思っているわけです。

○野末陳平君 これは非常に教育費の減税という
のは難しいと思いますが、それでも検討はまだま
だしていかなくならないという感じで私は思っ
ているんです。たまたま受験シーズンが終わった
ところで、教育費の一番負担のきつい中堅世代と
いいますか、年齢的には四十代ぐらいの勤労者家
庭を頭に置いて、ちょっと最近気づいていること
で提案してみたいと思うんです。

御存じのとおり、大学の入試というのは、国公
立の発表が一番最後にありまして、私立の方の発
表が先にある。言っちゃ悪いけれども、人気のな
い二流三流から発表がだんだんあるわけですね、
当然これは。そこで受験生としては、先に発表が
ありますと、そこで受かっていければ当然これはい
わば滑りどめのために手続をして、とりあえず納
めるわけですね、その大学に。大体そのお金が、
入学金と前期の授業料など入れて三十万から五十
万ぐらひはかかるんですね、大学によってちよっ
と違いますよ。だけれども、これはいわば受験生
も弱みがありますから、今手続しないで次の発表

で落ちていたらだめですから、やむを得ずこれは
払う。これがもうずっと、何十年とは言いません
けれども、これが日本の受験界では当たり前にな
つています。
そこでちょっと考えたんですが、前から気にな
つていたんですが、とりあえず手続をしまして三
十万から五十万の金を納めますね。その後で発表
があつて全部だめなら、正式にとりあえず手続し
ていた滑りどめの大学に入りますから、これは問
題ないんですけれども、もし後で志望校に入れた
らそちらに行きますから、当然滑りどめで出した
何十万の金はこれはもうあきらめざるを得ない。
これが世間常識になつていっているんですよ。なつてい
るんですが、しかしちょっとおかしいなというの
は、大学へ入らないんですからね。前期の授業も
受けられないんですからね。そこまでの負担を父兄が
しなければならぬのか、どうもこれはリーズ
ナブルではないというふうな考えて、額が余りに
も大きいんですからね。どうもこれは、特に大学に
子弟をやるという年代は四十代ですけれども、
この負担は痛い、何とかこれはならないかとずっ
と思つていたんです。

これがまずリーズナブルじゃないと私は思うん
ですが、総理はどういうふうにお感じになります
か。

○國務大臣(中曾根康弘君) 野末さんはいつもそ
ういう質問なさつて、非常に私も感心するわけ
であります。非常に庶民が願っていることをお取り
上げになつて、そういう考えに私もなびきたいの
であります。しかし大学のことは大学でお決め
になつておるので、そこまで政府が干渉する
ということはどうであらうか、そういうことがま
ず考えられるのです。大学の経営とか大学の講座
とか、そういう問題については大学の自治に任し
ておくというのがまず政府としては考えなきゃい
かぬのではないかと、そう思います。

○野末陳平君 ところが、実は私も大学に關係し
ているんですけれども、これは受験生の弱みにつ
け込んだ大学の金取り主義なんですよ、率直に

言いました。というのは、初めから合格者の数を
余分に発表しておきますから、落ちこぼれ分は当
然のこともう勘定に入れてますから、そしてそれ
で不足が起きたら補充を入れますから、大学経営
にその定員から見たら支障は全くないんですよ。
ですから、落ちこぼれてくれればくれるほどもう
かる。弱みにつけ込んだ、どう考えても金取り主
義だと思えないんです。実際、だれどそれ
は大学の自治ですから、総理のおっしゃるよう
に、大学の内部に干渉しないと仮にしても、それ
ならば言いたいのは、一体このお金の性格は何だ
ということですね。いわば商取引の資金に当たる
のか。資金ならもつと一割なら一割とりあえず納
めるとかということもあるし、それから違約金と
いうふうな性格で取られちゃうのかと思うと、相
手に損害与えたりなんかしてないしね。どう考
えてもこれは社会常識で通つてきたけれどもおか
しいと思うんです。

そこで、干渉はできないというものの、どうな
んでしょうかね。やはりこれはもうちよつと低額
にする。少なくとも三十万、五十万というような額
を父兄に滑りどめというふうな意味で弱みにつけ
込んだ負担をさせるということを大学の教育の場
としてやっぱり常識だでは済まないと思うんです
よ。ですからちよつと低額にするか、それとも、改
めて、入学しない場合には一部といふますか、と
にかくその大部分を返すとか、そういうないと、そ
もそも納めた金が入学金と前期授業料という名目
になつていっているんだから、寄附やなんかは正式に入
るときに父兄の気持ち次第で払いますけれども、
どう考えてもこれはおかしいと思うんです。

ですから、大学の自治だから内部に立ち入らな
い、政府はそこまですとのおっしゃるに、やはりそ
の程度の指導をするのが、現在教育の負担を軽く
してやりたいというお気持ちがあるならば、何か
おっしゃつてもいいんじゃないですか。どうでし
ょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) どうでしょう、例
えば授業料の前納みたいなものは、入学発表後あ

りまして、というの、初めから合格者の数を
余分に発表しておきますから、落ちこぼれ分は当
然のこともう勘定に入れてますから、そしてそれ
で不足が起きたら補充を入れますから、大学経営
にその定員から見たら支障は全くないんですよ。
ですから、落ちこぼれてくれればくれるほどもう
かる。弱みにつけ込んだ、どう考えても金取り主
義だと思えないんです。実際、だれどそれ
は大学の自治ですから、総理のおっしゃるよう
に、大学の内部に干渉しないと仮にしても、それ
ならば言いたいのは、一体このお金の性格は何だ
ということですね。いわば商取引の資金に当たる
のか。資金ならもつと一割なら一割とりあえず納
めるとかということもあるし、それから違約金と
いうふうな性格で取られちゃうのかと思うと、相
手に損害与えたりなんかしてないしね。どう考
えてもこれは社会常識で通つてきたけれどもおか
しいと思うんです。

そこで、干渉はできないというものの、どうな
んでしょうかね。やはりこれはもうちよつと低額
にする。少なくとも三十万、五十万というような額
を父兄に滑りどめというふうな意味で弱みにつけ
込んだ負担をさせるということを大学の教育の場
としてやっぱり常識だでは済まないと思うんです
よ。ですからちよつと低額にするか、それとも、改
めて、入学しない場合には一部といふますか、と
にかくその大部分を返すとか、そういうないと、そ
もそも納めた金が入学金と前期授業料という名目
になつていっているんだから、寄附やなんかは正式に入
るときに父兄の気持ち次第で払いますけれども、
どう考えてもこれはおかしいと思うんです。

ですから、大学の自治だから内部に立ち入らな
い、政府はそこまですとのおっしゃるに、やはりそ
の程度の指導をするのが、現在教育の負担を軽く
してやりたいというお気持ちがあるならば、何か
おっしゃつてもいいんじゃないですか。どうでし
ょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) どうでしょう、例
えば授業料の前納みたいなものは、入学発表後あ

る程度期間を長くしておいてやる、その間多少猶予期間みたいに時間を少し長目にとつておいてあげる、そういうことも一つは考えられますね。しかし、これもその大学がみずから決めることになること、政府が余り干渉がましいことはやれないので、特に大学の場合は政府がくちばしを入れるというところ怒られますからね。だからこれは慎重な態度をとらざるを得ないと思うんです。

○野末廉平君 どうもなまぬいすね。しかし、いづれにしても父兄がただ取られ、どぶに捨てたような結果にならないように、返ってくる期間を置くなりいろいろな方法があつていいですから、やはり返ってくるのが当たり前ですよ、その大学に入らないんだから、ほかに入るんだから。百歩譲つて、そういう指導は一切やらないというなら、税法上で、ちよつと突拍子もない発想ですが、単身赴任減税が実現したんだし、教育上もこれ全くの赤字ですよ、損金ですから、捨てたような金ですから、これを税法上で、臨時特例な措置ですから、こういうのを租税特別措置に入れてほしいくらいです。これは認めて何らかの控除の対象にするとか、そういうようなことだつてあつていいと思うんです。それが、教育費減税ではなくて教育費の負担を少しでも軽減してやろうというさつきの総理の気持ちの一つのあらわれにながらんじやないかと思つたりするんです。

時間がなくなりましたが、税法上は全然面倒見れないのか、救うことができないのかどうか、それだけ聞いておきましょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 野末さんからそういう質問があるというので主税局にいろいろ研究させましたが、どうもそれは無理だと、そういう答えであります。

○青木茂君 私どもは、この二月の六日から二月の十六日にかけて、サラリーマン、自営業者を対比して意識調査をやりました。できるだけ誘導尋問にならないように冷静、客観的にやつたつもりでございます。その中で、サラリーマンのことを一番よく心配している政党はどこですかという

問いを出してみたんですよ。そうしたら、当党を除きますと自民党さんがトップであつたわけですが、こういう評価に対して総理はどうお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ありがたいことで恐懼おたわすという気持ちであります。

○青木茂君 とにかくそれだけ期待をされておるわけですね。しかしありがたいことだけでは仕方がないんで、同じ調査で、クロヨンというのがあるかないかという調査をしましたら、サラリーマンは八二・四％あると、これはまあいい。自営業者が五八・一％あるというんですよ。特に、クロヨンという言葉は現実をよくあらわしているかという問いに対して、サラリーマンが三六・六％、自営業が三四・八％、ほぼバラレルですね。そうなりますと、クロヨンというものは幻の表現ではない。やっぱり国民の中に定着した一つの事実なんじやないか。

ありがたいことで恐懼おたわさるということなら、この定着したクロヨンというものを今度の抜本改正案で解消の方向に持っていくということについて、総理の御決意ですね、これをちよつと伺いたいんですが。

○国務大臣(中曾根康弘君) 恐らく定着したのは青木さんの功績じやないかと思つた。

しかし、よくそういうことが言われておるのを私も承知しております。言いかえれば、それが重税感という表現で申し上げておるところであります。それでそれがどの層に一番重税感があるかという点もいろいろ調べてもおりますが、恐らく税調におきましてそういう点を中心に減税問題が論ぜられ、案がつくれるんじゃないかと思つて

す。

○青木茂君 税調におきましてそういう点を中心に案がつくれるのではないかとすることに對して、私ども大変期待を持って税調の御審議の推移を眺めておりたいと思つております。

これは昨日の参考人の方に、特に税調の木下先生にお伺いしたんですけれども、新聞紙上に報ぜ

られるところによりますと、給与所得者、サラリーマンにも経費の実額控除と概算の選択を認めて、さらにいわゆる担税力控除と申しますか、そういう意味の給与所得控除をさらに差し引く、こういうあれが出たわけでございますけれども、いんなこれ調査の結果によりますと、サラリーマンの必要経費の中で、背広だとか靴だとか医療費ですね、そういうものを控除の対象にしてくれというのが大変強い意向なんですよ。ところがどうも内容的に入つておられない。

どうなんでしょうね。私も質問する方が商売でこれ着てきますよね。総理もまさか着流しではないらっしゃらない。背広を着ていらっしゃいますね。これはやっぱり職業上の経費じやございませうか。そう思いになりますか、なりませんか。あつちの答弁はいいですから、総理の方にお伺いたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) やっぱり汎用品の性格を持つておると思つた。

○青木茂君 ハンヨウヒンというのは半分という意味ですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) あまねく使うということ。

○青木茂君 あまねく職業上で使う。職業生活以外の面でもそれは使いますわな。使うけれども、それは自営業の人が光熱水道費を家事費と家事関連費に分けるよりこれは技術的に分割できるはずですね。ですから、どうなんですかね、やっぱりお互いのことなんだから、総理の税金も減るんだから、ひとつサラリーマン共通の悲願なんだから、そこまで踏み込むような御指導を願えませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 主税局に聞いてみますと、やっぱり制服とか、あるいは銀行で使う女子職員のおあいう制服とか、ああいうものはどうも入るらしいんですよ、日常どこでも使うという、映画へ行つたときも着る、商売しているときも着る、そういうものはどうも汎用品の性格を持つていて、お認めにならぬような、そういう

情勢だろうと思つた。

○青木茂君 主税局に伺うとそういうことなんですよ。それは確かにそうなんですよ。ただ、理屈から考へて、職業上で着ていることは間違いないんだから。そうしたら、例えば減価償却なり消耗品扱いなり、それから生活部分があるというなら、分けて職業部分だけを必要経費にするというのは、私は論理としておかしくはないと思うんですけれどもね。主税局というのは頭がかたいからだめなんです。頭のやわらかい中曾根総理に伺っているんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 必要経費論というのはずっとサラリーマンの皆さんが訴えになつてくることで、私は考えなきやならぬ要素もあると思つております。ただ、今おっしゃるところまでそれを考へていいかどうか、その辺は検討課題であると思つた。

○青木茂君 まあ門前払いよりは検討課題の方がそれはよろしいですけれども、前向きなひとつ検討課題に願いたいと存じております。

それからもう一つ伺いたいですけれども、同じ私どもの調査で、サラリーマン減税をやつていただく場合の財源ですね、財源につきましても、どう考へるべきなのかという調査結果を見ますと、何よりも行政改革だ、これが六七・八％ございす。それから第二点は、脱税の摘発が非常になまぬるいんじゃないか、脱税摘発の強化というのが五〇・三％ございす。これに対して、巷間言われておりますいわゆる大型間接税は一九・九％、大分下がつております。それからマル優の撤廃というが見直し、それが七・八％という意識調査の結果が出ております。

これから定性的に税金の抜本的な見直しをやつていただいて、それから財源措置だということなんでしょうけれども、定性的な財源、定量的な問題として、定性的な財源を今の調査結果なんかから見まして総理はどういうふうにお考えでしょう

か。

○国務大臣(中曾根康弘君) これも今税調でこれ

からやろうというところでありますから、私が先行して申し上げるのはこの際差し控えたいと思ひます。

○青木茂君 これはこの大蔵委員会が終始出ておるんですけれども、国民から選ばれた大蔵委員会よりも、王権神授説だか何か、税調さんの方が先行して——税調さんが早く出していただいて、そして我々がゆつくり議論する時間的余裕があればまだそれでもいいけれども、年末にぽんと出して次の年と言われても、これは審議する我々時間的余裕がないんじゃないか。それではどうも国会としておかしいんじゃないかというの、これは私だけではないに委員皆さんの持ちどころだから、まあ税調以上のことをおっしゃれないという立場はわかりますから、これ以上やめておきますけれども、しかし、税調オールマイティー論というものは少し考え直していただかないと、何となく我が審議自体がむなしという感じを持つておるということだけあれして終わります。

○委員長(山本富雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表し、議題となつております租税特別措置法案に反対いたします。

以下、時間の関係上、数点のみにわたつて理由を述べます。
第一は、現下の国際、国内の経済情勢の現況から見て、本年度こそ税制の抜本的改正を行い、二兆三千億円以上の大幅な減税を行うべきであります。本年度の税制改正は小規模にとどめたものであつて反対であります。

同時にまた、この措置は特定の一部の者のみを対象とするものであり、土地政策を含め抜本策を講ずべきであります。

第三は、赤字法人に対する欠損金の繰越措置の一部停止は不当なものであります。赤字法人は中小企業が大部分であり、円高や貿易摩擦の影響による被害が甚大であります。たまたま黒字になつたとしても、それは正常な経営によつて生み出したものではなく、赤字対策上の臨時に資産を処分して借金等を支払つた残額のものが多いと言われている。中小企業は、法人税の上積み分も継続され、欠損金の繰り戻し還付措置なども引き続き停止中であります。

第四は、たばこ消費税であります。事前に政府税調に諮問することなく、民営化されて間もない、また外国たばこの激しい競争を挑まれている日本たばこ産業株式会社にとっては寝耳に水の出來事であり、本委員会の附帯決議の趣旨等から見ても不当であり、反対であります。

第五は、東京湾横断道路建設会社関係の特別措置は、十分な事前の準備もなく、将来の安定した経営の検討もなく建設に踏み切つたことは不適切であります。関連交通体系、東京湾の安全環境を精査の上対策を立てた後でなければならぬと考えます。

第六は、エネルギー基盤高度化設備投資促進税制については、石油価格の値下げ、為替差益のある現在、逆に撤廃すべきものであると考えます。

以上で討論を終わります。
○矢野俊比古君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

当面の我が国財政は、歳出面において国債残高の累増に伴い、利払い費を含む国債費が一般歳出の圧迫要因となつており、他方、歳入面では最近の円高の影響もあつて、経済成長率の鈍化は否めず、その結果として、税収面では多くの自然増収を見込み得ない状況にあります。このような厳しい

財政状況の中で、可能な限り公債発行額を圧縮するとともに、財政再建への着実な歩みを続けていかなければなりません。

本法律案におきましては、引き続きの租税特別措置の整理合理化による公平の確保と、六十二年度抜本見直しを控えて、その妨げとならない範囲内において、住宅減税による内需拡大、民間活力の活用を図るなど、各般の政策的要請にこたえるために最大限の改正が行われております。

まず第一は、住宅取得促進税制の拡充強化であります。住宅建設、土地の有効利用については従来から種々の税制上の措置が講じられてきたところでありましたが、今回は、対外経済摩擦への対処をも念頭に置いた内需拡大策の一環として、住宅取得をより一層促進する必要性からとられたものであつて、時宜を得た適切な措置であると認めるものであります。

第二は、民間活力導入等のための措置であります。東京湾横断道路の建設に関し、特定会社に対して法人が出資を行うについて、一定の要件のもとに、その出資額の一〇%の所得控除を認め、資金調達の際の円滑化を図つております。

その他、民間活力導入のためのプロジェクト構想についての施設のうち、一定のものについて取得価額の二一%の特別償却制度を創設してありますが、これらは内需拡大に大いに寄与するものと期待されるところであります。

第三は、法人税の特例についてであります。今回、欠損金の繰越控除制度の特例措置を講じておりますが、これは全法人の半数以上が赤字法人であるという実態及びこれらの赤字法人における諸般の経費の支出状況を踏まえてとられた措置であり、また、法人税の臨時税率について、その適用期限をさらに一年間延長することとしておりますが、これらの措置は、いずれも現在の厳しい財政事情のもとにあつてやむを得ないものと考えます。

最後に、たばこ消費税の税率の引き上げについてであります。一年間限りの措置として、紙巻きたばこ等の従量割の税率を千本につき四百五十円引き上げておりますが、補助金の整理合理化を行うに当たつて地方財源充実のための臨時異例のやむを得ない措置と言わなければなりません。

以上の理由により、本法律案に対する私の賛成討論といたしますが、政府におかれましては、これまでにも増して財政収支の改善に努力されまるとともに、来年度に向けて税の抜本的な見直しを図り、税に対する国民の信頼を確保されんことを期待いたします。私の討論を終わります。

○鈴木一弘君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

現在我が国経済が直面している課題は、対外的には貿易摩擦を解消するための数々の問題が山積し、対内的には急激な円高による経済への影響にどう対応するか、しかも財政としては依然として悪化の一途をたどつていゝるのをどのようにして再建するか等々、難問が横たわつております。

かかるに、昭和六十一年度予算とそれに関連しての税制改正におきましては、これらの山積する課題に対して、共通して有効な政策手段である内需拡大のための施策が余りにも消極的過ぎることを指摘せざるを得ません。しかも、六十年度の補正予算編成の段階で税収不足は四千億円強に達し、現在ではさらにこれが拡大する懸念が深まつていゝるのではありませんか、六十一年度においては民間の各調査機関の予測をはるかに超えた高い経済成長率をもとに税収が算出されておられ、これが急激な円高の到来によつてさらに巨額の税収不足が生じることは火を見るより明らかであります。こうした状況に十分対応できる対策をとるべきであります。その点が不十分であることをまず指摘したいのであります。

反対の第一の理由は、国民各層がこぞつて要求

してきた減税要求を昨年に引き続いて見送り、実質上の増税を行っていることである。

二つには、今回の税制改正の目玉だと言われる住宅減税にしても、その効果は疑問であり、民活の名称で措置しようとしている東京湾横断道路建設に関しては、その内容は民活の名に値しないと思われ。

三つには、赤字法人への課税強化のための欠損金の繰越控除制度の一部停止は、課税理論上からも全く不合理なものであると言わざるを得ません。この控除制度は、法人企業の継続性を維持強化するために当然の制度として認められているものであります。時あたかも、急激な円高によって輸出関連の中小企業はその存立さえ危ぶまれているというのに、これに追い打ちをかけるがごとき課税強化策は直ちに撤回すべきであります。

四として、大衆課税であるたばこ消費税の引き上げの暴挙であります。税調答申でも触れられていないたばこ消費税を、財源対策のため、予算編成の瀬戸際で行うとは国民不在の行為としか言えません。国民の税制への不信感をますます深めるものであり、断じて認められないのであります。

以上の諸点から今回の租税特別措置法の改正案に反対し、討論を終わります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法の一部改正案について反対の討論を行います。

まず第一に指摘しなければならぬことは、政府は内需拡大と言いつつ、その最も有効な施策である所得減税を見送り、勤労者に重い実質増税の負担を押しつけていることである。

勤労者に対する所得減税が見送られる一方、本法案では民間活力の名のもとに大企業、大資産家には数々の減税措置が盛り込まれております。その典型が東京湾横断道路建設に係る割引債の発行と出資控除制度の新設であります。民間企業にこのような特別措置が認められるのは極めて異例のことであり、そればかりか、道路開発資金による無利子融資や低利の開銀融資など、財政

金融からの二重、三重の手厚い優遇措置がとられているのであります。この結果、新日本製鐵などJAPIC傘下の一握りの大企業は、わずか二百億円の出資で一兆一千五百億円の事業を確保し、利潤をむさぼるとともに、完成すれば、採算に合わないことが自明なことから、これを道路公団に引き渡し、ツケを利用者や国に押しつけようとしているのであります。これが中曽根内閣の民間活力の実態なのであります。

本法案では、このほか、民間活力の名のもとに、民活関連施設特別償却制度、エネルギー基盤高度化設備投資促進税制、電線地中化特別償却制度、民鉄整備準備金制度、土地信託税制等々、数の大企業向け特別措置が新設されているのであります。これは、税制の不公平を一層拡大するのであり、租税特別措置整理の政府の方針にすら反する全く不当な措置であると言わざるを得ないのであります。

さらに問題なことは、本法案において、不足する財源のつじつま合わせのために、たばこ消費税が引き上げられ、また赤字法人課税の突破口が開かれていくことである。

たばこ消費税の引き上げは、一本につき一円、一箱で二十円の引き上げとなりますが、間接税の引き上げであり、低所得者の家計を圧迫するものであります。

また、欠損金の繰越制度の一時停止措置は、赤字企業が努力してやつと黒字になっても直ちに税金で持っていけることになり、赤字企業の大半を占め、今日円高不況のもとで苦しい経営を強いられている中小企業にとっては、泣き面にハチの措置であると言わなければなりません。

最後に、本法案で移転価格税制が設けられたことは、タックスヘイブン対策などとともに、大企業の国際取引に関して適正に課税することを求めてきた我が党の提案に沿うものとして歓迎するものであります。が、外国税額控除を利用した課税逃れに対する規制など、多国籍企業の国際活動に対するなお一層の抜本的な対策を制度面、体制面か

ら強化することを求めるものであります。

以上をもって反対の討論といたします。

○栗林卓司君 私は、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

反対理由の第一は、財源対策のためにまことに安易に増税に踏み切った点であります。また反対理由の第二は、法案提出の順番が違ふ点であります。

特別措置は本則に対する特別措置であります。現在、本則そのものが税制全般にわたる抜本的見直しの対象となっているのであります。本則そのものが検討過程であり、流動的である今日、その本則に対する特別措置を議論することはまことに意味をなさなくなってきたと言いはれはあります。

今政府がなすべきことの第一は、抜本的見直し作業を一日も早く完結させることとあります。そして、その結論を国会に一日も早く提出することとあります。それなしに租税特別措置法の一部改正案を提出することは、国会に対する礼を著しく欠いたものと言わざるを得ません。

この点を強調して、反対討論を終わります。

○委員長(山本富雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。

に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(山本富雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、竹田四郎君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田四郎君。

○竹田四郎君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ及びサライマン新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税制の改革に当たっては、社会経済情勢の変化と将来の展望を踏まえつつ、可能な限り関連資料の提示に努めるとともに、幅広く意見を聴取し、国民の理解と信頼が得られるよう適正・公平な租税制度の確立に向けて鋭意努力すること。

るより、引き続き検討を行うこと。

六、複雑、困難であり、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び要員の層の確保に努めること。

七、たばこ消費の停滞、外国たばこ産業の本格参入等、我が国たばこ産業がおかれている厳しい情勢にかんがみ、昭和六十二年以降のたばこ消費税の税率引上げが臨時異例の措置であることに配慮しつつ対応するとともに、現行の製造たばこの関税率水準及びたばこ事業法の製造に関する規定については、これを維持するよう努めること。

八、専売改革法成立時の附帯決議の趣旨を踏まえ、たばこ産業の健全な発展を図るため、日本たばこ産業株式会社の経営の自主性を尊重し、新規事業の合理的、積極的な拡大に十分配慮するとともに、日本たばこ産業株式会社は、関係産業の雇用、生活の不安解消のために早急かつ積極的な対応に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本富雄君) ただいま竹田四郎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(山本富雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題とします。

本案は、本日の委員会の冒頭に趣旨説明を聴取いたしましたので、これより直ちに質疑に入り

ます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田四郎君 大蔵大臣、質問に入る前に、先ほどそこでお立ちになりました、附帯決議の趣旨を尊重して配慮しますと、こういう御答弁をなさったんですが、この附帯決議案ができるためには、各党の意見を出しまして、その中で特にその文案については大蔵省からいろいろ注文が非常にたくさん出ています。その注文も、これは法律違反です。それから、その注文ではないわけですね。こうしてこれなくちゃ困るという注文が非常にたくさん出ています。まあ大体私もそれを受け入れていくわけですね。しかし、その結果というものが余り反映していないですね、その後の政策に。ひどいものになりますと、局長さんで附帯決議を忘れちゃっているという人々もありませんか。

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田四郎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

議の事項というのは余り実施されていないんですが、どうもこの辺がお互いに形式に流れているような気がするし、特に大蔵省の方は、そのとき通れば後はどうでもいいんだ、忘れてもいいんだというふうなことで、これはまことに附帯決議をやる意味がないんですが、その辺について大蔵大臣ここでひとつ、先ほどの御答弁が非常に歯切れのいい御答弁があったんですが、これについてもひとつ歯切れのいい御答弁をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 附帯決議というのは本場に、ある人がある時期に、これは附帯決議程度のものにしてしようという言葉を使って、私も大変怒りを感じたことがございます。

確かに附帯決議というのは、その委員会等で出された問題を大体全部集約されて、それに対して行政当局も入って、これはここまで書かれると誤解を受ける、範疇を超すことになる、だからこの程度までにしてもらいたいとかいうようなお願いをしなされたら困るというふうなものでありますし、きょうの附帯決議を見ておきますと、納税資金に対する融資の問題なんかは衆議院でなかった性格のものも入っておりますので、はあなるほどなどと思つて感じておりました。

だから行政当局としては、附帯決議というものはいつでも、法を執行するに当たってその背中に重い重い、荷物という意味じゃございません、い意味における重い責任として背負って歩くべきものである。私も国会の子でございますから、そんな感じを素直に申し述べます。

○竹田四郎君 非常に歯切れのいい御答弁をいただきました。今後非常に期待を申し上げます。

以下関税の方の質問に入ります。

今度の革・革靴についての関税割当の問題ではなかなか相手がきつて大変だったとは思いますが、ここまできつたことについての御苦労については感謝をするわけでありすけれども、しかし、この対象の業者というのは非常に零細な人たちが多く、特にメーカー関係は非常に零細な

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、皮革産業あるいは革靴産業はいわゆる同和对策地域の中心的な産業でございます。その上に、先生御指摘のように零細性が多く、かつ合成皮革等の進出によりまして需要の低迷に悩んでいるというように大変難しい状況にあるわけでございます。

しかし他方、ガットの場におきましては、皮革についてはガット違反であるという判定を下され、また靴につきましても遠からず同様な判定を下されるに違いないというふうな状況に迫り込まれて、その問題をいかに解決するかというところで、政府内でもいろいろ協議をいたしました結果、関税割当で制度というふうな選択をいたしましたわけでございます。

この過程におきまして私どもも本場に何度か何度か関係業界と意見交換を進めてまいりました。もちろん、自由化を避けたい、何とか今の状況を維持したいというふうな空気は強かったわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような国際的状況を次第に御理解をいただきました。歯切れは必ずしもよろしくないわけでございますけれども、いづれの業界も、どうしても自由化という方向に進むのならば関税の強化をしてもいい、その際の強化の中には関税割当で制度も含みます。むしろ関税割当で制度がまあセカンドベストだというふうな雰囲気、要する書等も御提出いただいたわけでございます。私どももいたしましては、完全に歯切れよく御了解いただいた

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、皮革産業あるいは革靴産業はいわゆる同和对策地域の中心的な産業でございます。その上に、先生御指摘のように零細性が多く、かつ合成皮革等の進出によりまして需要の低迷に悩んでいるというように大変難しい状況にあるわけでございます。

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、皮革産業あるいは革靴産業はいわゆる同和对策地域の中心的な産業でございます。その上に、先生御指摘のように零細性が多く、かつ合成皮革等の進出によりまして需要の低迷に悩んでいるというように大変難しい状況にあるわけでございます。

しかし他方、ガットの場におきましては、皮革についてはガット違反であるという判定を下され、また靴につきましても遠からず同様な判定を下されるに違いないというふうな状況に迫り込まれて、その問題をいかに解決するかというところで、政府内でもいろいろ協議をいたしました結果、関税割当で制度というふうな選択をいたしましたわけでございます。

この過程におきまして私どもも本場に何度か何度か関係業界と意見交換を進めてまいりました。もちろん、自由化を避けたい、何とか今の状況を維持したいというふうな空気は強かったわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような国際的状況を次第に御理解をいただきました。歯切れは必ずしもよろしくないわけでございますけれども、いづれの業界も、どうしても自由化という方向に進むのならば関税の強化をしてもいい、その際の強化の中には関税割当で制度も含みます。むしろ関税割当で制度がまあセカンドベストだというふうな雰囲気、要する書等も御提出いただいたわけでございます。私どももいたしましては、完全に歯切れよく御了解いただいた

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、皮革産業あるいは革靴産業はいわゆる同和对策地域の中心的な産業でございます。その上に、先生御指摘のように零細性が多く、かつ合成皮革等の進出によりまして需要の低迷に悩んでいるというように大変難しい状況にあるわけでございます。

しかし他方、ガットの場におきましては、皮革についてはガット違反であるという判定を下され、また靴につきましても遠からず同様な判定を下されるに違いないというふうな状況に迫り込まれて、その問題をいかに解決するかというところで、政府内でもいろいろ協議をいたしました結果、関税割当で制度というふうな選択をいたしましたわけでございます。

この過程におきまして私どもも本場に何度か何度か関係業界と意見交換を進めてまいりました。もちろん、自由化を避けたい、何とか今の状況を維持したいというふうな空気は強かったわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような国際的状況を次第に御理解をいただきました。歯切れは必ずしもよろしくないわけでございますけれども、いづれの業界も、どうしても自由化という方向に進むのならば関税の強化をしてもいい、その際の強化の中には関税割当で制度も含みます。むしろ関税割当で制度がまあセカンドベストだというふうな雰囲気、要する書等も御提出いただいたわけでございます。私どももいたしましては、完全に歯切れよく御了解いただいた

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、皮革産業あるいは革靴産業はいわゆる同和对策地域の中心的な産業でございます。その上に、先生御指摘のように零細性が多く、かつ合成皮革等の進出によりまして需要の低迷に悩んでいるというように大変難しい状況にあるわけでございます。

しかし他方、ガットの場におきましては、皮革についてはガット違反であるという判定を下され、また靴につきましても遠からず同様な判定を下されるに違いないというふうな状況に迫り込まれて、その問題をいかに解決するかというところで、政府内でもいろいろ協議をいたしました結果、関税割当で制度というふうな選択をいたしましたわけでございます。

この過程におきまして私どもも本場に何度か何度か関係業界と意見交換を進めてまいりました。もちろん、自由化を避けたい、何とか今の状況を維持したいというふうな空気は強かったわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような国際的状況を次第に御理解をいただきました。歯切れは必ずしもよろしくないわけでございますけれども、いづれの業界も、どうしても自由化という方向に進むのならば関税の強化をしてもいい、その際の強化の中には関税割当で制度も含みます。むしろ関税割当で制度がまあセカンドベストだというふうな雰囲気、要する書等も御提出いただいたわけでございます。私どももいたしましては、完全に歯切れよく御了解いただいた

人が多いし、また靴づくりの労働者というのも高齢化している人たちが多く、今までも何回か革の問題については日米間でも問題になったわけでありすけれども、今度これで協議ができたというところでございしますが、本場に国内のなめしあるいは靴をつくるメーカー、そういう方面とは完全な了解が得られたのかどうか、ある面ではどうも押しつけたんではないだろうか、泣かせたんではないか、こんな感じもしますけれども、その辺はいかがですか。

とはなかなか申し上げにくいのでございますけれども、やむを得ざる方針、やむを得ざる決定というぐあいにはお受けとめたいとおるのではなからうかと思っております。

○竹田四郎君 今度の関税割り当てで、一次税率で、靴でありますけれども、靴の割り当てはどのくらいで、今までの輸入の実績というものはどのくらいの数量になっているんですか。

○政府委員(浜岡平一君) 最終的な割り当て数字は法律を成立させていただきまして後関係政令で定めるわけでございますが、今回の御提案を申し上げております法案の中で基準量というようにものが掲げられているわけでございます。この基準量は二百四十五万足でございます。恐らく今後決定をいたします昭和六十一年度の一次率は、この数字にさせていただきますというぐあいに思っているわけでございますが、この数字につきまして若干御説明を申し上げます。

現在革靴の国内生産量、これは既に自由化されておりますスポーツ靴を除きまして約七千万足でございます。これに対する比率は約三・五％程度でございます。

なお、現在の数量制限制度でございますが、これは従来金額ベースで割り当てを行っておりますので、直接の比較は困難でございますけれども、従来の割り当てを数量に換算いたしますと約百九十万足前後ではなからうかと思っております。したがって、これに對しましては約三割程度の増量というふうなことになるわけでございます。

○竹田四郎君 そうすると、実際の輸入量と割り当て量はかなり、五十万足ぐらいですか、ここで差が出ておられますね。この二百四十五万足というのはどういふふうな割り当てをしていくんですか。何か先着順という話もあるんですが、先に書類を出せばそれでいいのか、あるいは何か輸入契約書というふうなしつかりしたものをつくって出さないと受け付けないのかというふうなことでありますが、その辺はどんなふうな割り当て

をやっていくのか、その辺のやり方を教えてくださいます。

○政府委員(浜岡平一君) 昭和六十一年の実績で靴の輸入量は約百万足でございます。今後この一次率につきましてどういふ割り当て方針を適用していくかということでございますが、従来の輸入数量制限よりも、これはいわばガットのルールに沿った透明性のあるものとして運用されていくわけでございますので、やはりできるだけわかりやすいものというふうな考え方が政府内にもございまして、また国際的な要請でもあらうかというぐあいに思っております。

しかし他方、既存の流通秩序あるいは輸入体制を混乱させるのも問題でございますし、また、既にある人がある人がこの枠を消化していく能力が基本的には高いというぐあいに判断をすべきではなからうかと思っております。したがって、私どもは、実績者に対して適正な配慮を払いながら、基本としましては先着順というふうな考え方で運用していったらどうかというぐあいに思っております。

○竹田四郎君 私は余り靴関係のことはよくわからないんですが、最近非常に安い靴が輸入をされる。あちらこちらで靴のバーゲンというものが大々的に行われているというところであります。スパーでもデパートでも、一カ月に四回や五回ぐらいい靴のバーゲンが行われているという状況だと思いませんか。

そういう状態の中で、メーカー関係と流通関係の結びつきというものはどんな結びつきになっているんですか。私なんか伺っているところを見ると、前近代的な間接資本的な形で従属されている

中小メーカーが多いというわけですが、大きいメーカーは大きいメーカーであらうと思っておりますけれども、特に零細なメーカーが多い中ですから、その辺の関係はどうなっているんですか。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、靴業界の中もかなり経営基盤のしっかりした企業と、いわば手細工的な手法に頼っている企業とございまして、かなりバラエティーがあるわけでございます。いわゆる機械靴メーカーと言われるような分野におきましては、かなり流通段階とのネットワークというふうなものを整えている企業もあるわけでございますけれども、大多数の企業は、御指摘のとおり、流通段階につきましては、流通業者のいろいろな判断なりあるいは方針に従っているというふうなものが多くございまして、

私どもは、靴というふうなものはまだまだ日本の生活環境あるいは私どもの感性といえますが、そういったものにマッチするような対応ができるのではなからうかというぐあいに思っております。そういう意味で、先生御指摘のように、生産段階と流通段階の結びつきというふうなものをもっと緊密にしていくなければならぬのではなからうかというぐあいに考えております。

今回のこういった業界を取り巻く環境の変化に对应いたしました、私も振興策を一段ときめ細かくやってまいりたいと思っております。また、例えばそういう技術振興策の一環としまして、ややソフトな話になってくるわけでございますけれども、靴のイージー・オーダー・システムというふうなものを取り込んでいくというふうなこと、流通段階と生産段階のリンクを高くしていくというふうな発想も一つの発想としてあるのではないかと、この面につきましては、先生御指摘のように、今後格別の工夫と創意が要るのではなからうかというぐあいに思っている次第でございます。

○竹田四郎君 そういう今度の関税割り当てによって余計小さなメーカーが不利益をこうむる、あるいは仕事ができなくなる、そういうふうなことに對して具体的に中小企業に対するどういふふうな措置をおやりになるかというのか。今ちょっと技術のお話が出ましたけれども、この前も事業転換の中小企業対策をやったことになったからアメリカが随分怒りまして、輸出補助金というところで大分怒ってきましてけれども、そういう小さなメーカー、流通業者、そういうものに何か援助をするということが、また再び向こうから抗議を受けるというふうなことはございせんか。

○政府委員(浜岡平一君) 革産業あるいは靴産業をめぐる諸問題につきましては、これまで随分と、もう十年、十五年と日米間で話し合いが続けられてきているわけでございます。御指摘のようないろいろな特別事情というふうなもの、アメリカ側には口が酸っぱくなるぐらい説明をしてきております。

その交渉の過程でアメリカ側の言い分といえますのは、日本側の事情は理解できないことではない。ただ、それはいわゆる貿易政策あるいは通商政策面での対応するよりも、むしろ国内政策で対応すべきではないかというふうなことを再三申し上げてきているわけでございまして、私どももいたしましては、この分野の新しい環境への適応につきまして国内政策面での対応を講じていくということにつきましては、米国のサイド等におきましてもそれなりの理解を持っているのではなからうか、持ってくるのではなからうかというぐあいに思っているわけでございます。

○竹田四郎君 私どもこの革の日米交渉を見ておりました、まあよくこれだけアメリカの言い分を聞いた、国内には随分無理をさせているな、こういうふうな感じで、一番最初の質問にもありましたように、特に関係業界がこの点で了解したかどうかというのを私はあえて言ったわけでありまして、そのくらい譲歩をしてもアメリカのこれに対する対応というものは余りよくないですね。関税を引き上げたりしているようなこともや

っているように伺っているんです。

どうなんですか。こういう形でこれからこちらの弱いところをぎゅうぎゅう言わして、そして向こうの言い分を通させるというやり方が、下手をすると、これを一つの契機にしてこれからの手法でやってこれる可能性というのにはありませんか。その辺は余計だが、いくという心配があるような気がするんですが、その辺はどう考えたらいいですか。

○政府委員(浜岡平一君) 確かに最近の米通商政策、御高承のとおり、諸外国の不正あるいは差別的な制度、政策等に対して、向こう側の通商法の三百一条を使いまして、対抗措置を適用するという姿勢でその除去を求めるといような仕組みを導入しつつあることは、御指摘のとおりでございます。ただ、こうした新しい政策も、輸入制限制度でございますとか輸入課徴金とか、より保護主義色の強い諸政策を導入することを主張いたしております米通商会議へのいわば対抗策として米政府が導入をいたしておるものでございますので、私も、まず基本的にはそのポジションというものを理解をしていく必要があらうかというふうに思っております。

ただ、そういう判断に立つといたしまして、この手段を適用してまいります分野分野にそれぞれ事情もあるわけでございまして、一律に評価をするのは大変難しいと考えております。このケースの場合には、多年ガットの場で論議をされてまいりました、先ほど御説明申し上げましたように、まあほぼ黒という判断を下されておるというふうな苦しい事情がございました。また、米通商の全面自由化の要求にどうしても対応することができないというふうな限界もございまして、土壌場ではやはり向こう側の三百一条によります報復措置か、あるいは日本側からの代償の提供かというふうな選択を迫られたわけでございます。

私もといたしましては、今回の代償は確かに決して軽いものではない、かなり苦しい過程で捻

出をしたものだといふふうに思っているわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような総合的な状況を判断をいたしてみますと、大局的には見れば、やはりこういう解決ができたということは、万々歳とはなかなか申し上げにくいのでございますけれども、現在の状況下においてはまあまあ評価すべきものと言えるのではなからうかと思っております。

○竹田四郎君 浜岡さん、かつて私、十年ぐらい前ですが、アルゼンチンへ行つたときに、アルゼンチンは革の国だということで、あそこで靴を足求めたことがあります。店へ行きますと専門の店員が出てきます。腰かけてくださいと、それで靴を乗っけるような台を持ってまいりまして、そこへ足を乗っけてくださいと言つて、こちらの足型からいろいろなサイズを全部はかつて、その資料を持って倉庫へ行つて、その靴を出してきて履かせてみて、あちらこちらさわりまして、これでうまくいっているかどうかというふうに、足に十分フィットしてくれるんですが、日本の靴屋へ行くとそうじゃないですね。履いてみてくださいます、合せてください、まさに靴に足を合わせろということまで履いてみてくださいます、こういうことだと思ふんです。これは皆さん同じような経験だと思ふんですね。

話を聞きますと、英国もかつてはそういう形であつたけれども、英国人の足に合った靴をつくらうということでは、非常に技術的な勉強をしたというんですけれども、日本人の足というのは特に特有の足だ、こう言われているわけですね。ところが今安い靴がじゃんじゃん入ってくる。高級靴はイタリヤ靴とかフランス靴だ、安いのは台湾靴とか韓国靴とかメキシコ靴だ、安いのがどんどん入ってくる。そういう中で、本当に日本人の足型の靴をつくるということが一体できるのかどうなのか。これをやっぱりある意味ではさせなければ、日本人の足はあつちになつてくつたり、こつちにまめをつくつたりして歩かなきゃならぬという靴を買わされるわけでありまして。

そういう意味では、靴業界というのを少し技術的水準を高くして、やっぱりちゃんと足に合った靴を履かしてくれ。昔の軍隊みたいに、おまえの足を靴に合わせろというふうな、そういう伝統があるのかどうかは知りませんが、その辺はもう少し通産省としても、皮革・靴・カー等を指導する、技術的な水準を高めるといふようなことはできないでしょうか。

○政府委員(浜岡平一君) 全く同感でございます。私も、私どものなすべきところがまだまだ大きい分野ではなからうかと確かに思ふわけでございまして、輸入対策といたしまして波打ち際で何らかの手だてを講ずるといふことは、緊急的な対応といたしましてはやむを得ないことと思ふわけでございまして、基本は、先生おっしゃる通りに、日本人のフーリング、日本人の生活感覚にマッチしたものが日本で供給されるというふうなことになるのが一番の輸入対策であらうかと思ふわけでございまして。そういう意味で、私もかねがね関係業界の方々に、ややオーバーな表現ではございますけれども、日本人の日本人による日本人のための靴をつくるという方向に進もうじやないですかというふうなことを御提案を申し上げてい

る次第でございます。

〔委員長退席、理事矢野俊比古君着席〕

幸い、昭和六十年度の補正予算におきまして、皮革関連産業の経営安定のための債務保証基金といたしまして、国の予算で三十億円、補助率が六分の一でございますので、合計をいたしますと三十六億円の基金を新しく造成することをお認めいただいたわけでございます。この基金の果実が、現在の金利でございまして、約二億円年々生まれ出てくるわけでございまして、私もこれはこれをぜひ技術振興に使いたいというふうなことで、既に関係業界等にもその考え方を示しているわけでございます。

その中で、先ほどちょっと申し上げたわけでございまして、靴のイメージ・オーダーシステ

ムを開発していこうとか、それから今御指摘の足型の研究を徹底的にやってみようとか、あるいはデザインあるいは靴の皮革製品の品質評価方法といったものを確立していこうとか、そういったアイテムも今後の課題として掲げているわけでございまして、先生御指摘の方向に沿ひまして私も一生懸命知恵を出してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。また、関係業界でも先生御指摘のような方向での機運というものが非常に強くなつておりますし、また、あの分野で働く労働者の中からもそういう声が非常に強くなつておりますので、非常に大きな課題だと思つております。

○竹田四郎君 大蔵大臣どうなんですか。そういう点で、確かに補正予算で組んだ額は三十億くらいのものだと思ふんですが、最初だから仕方がないと思ふんですね。

〔理事矢野俊比古君退席、委員長着席〕

米が生活上、口から入って体を養ふものだとすれば、靴というのはやっぱり一番基礎で、人間が立っている一番下にあるものですからね。その辺は、すぐ出すかどうかは別としまして、もう少し履物というものに対して通産省が真剣に考えるなら、大蔵省もその辺では援助してやるべきじゃないかと思ふんですが、今のお話聞いていて、竹下さんどういふふうにお考えでしょうか。ちょっと感想を伺わしてもいいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 全く靴業界なんというのは私は素人でございまして、浜岡さんの話を聞いておつて、一生懸命でやっておられるなという気持ちはいく私にもわかつたような気がいたしました。具体的などのような手法があるかというふうなことを申し述べただけの知識を持っておりますけれども、十分協議すべき課題だと思つております。

○竹田四郎君 それでは次の問題に移つていきな

いと思ひます。

先ほど私もちょっと討論の中で述べましたし、租税特別措置の中でもその関係で申し上げたんで

わけてございます。

それからまた他方では、先ほちょっと私が申し上げましたこととちよつと微妙にすれ違ふような部分もあるわけでございますけれども、やはり日本人の好みあるいは日本のマーケットの特性といったようなものを十分知つてもらふこと、それにマッチした商品を開発し供給していただくこと、これがやはり輸入拡大につながっていくんだらうと思うわけでございます。余り何もかも全部教へちゃいますと物すごく輸入がふえるという若干の苦しみがあるわけでございますけれども、やはりジェットロの機能等を通じて、米国側産業界に對しましても今申し上げましたような問題点についての積極的な適応を促していくというような努力も必要不可欠であらうかと思うわけでございます。

○多田省吾君　今回の日米皮革交渉は種々の国内

事情を持っておりましたけれども、関係する代償品目も相当に上っております。交渉経緯について御説明いただきたい。また、代償額についても交渉過程での日米双方の主張に開きがあったようでありますが、この点の決着の仕方でも政府はどのように評価しておられるのか、お伺いしたいと思ひます。今回の交渉、まことに残念でありますけれども、アメリカの相当高圧的な要求もございまして苦勞もされたと思いますが、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員（浜岡平一君） 私自身二度ワシントンに参りまして交渉に立ち会つておりましたので、私の方から若干御説明をさせていただきます。

確かに今回の交渉につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、米国の新しい通商政策と日本側の特に皮革産業の特別の状況というものをいかにすり合わせるかという大変苦しい交渉で

ございました。米国側の求めたところは、基本的には全面自由化でございますけれども、全面自由化ということとは不可能でございます。関税割り当て制度というような対応をせざるを得なかった

わけでございます。米国側としては十分満足できないというところで、その満足できない部分をどうやって埋めるかという問題に焦点が移ったわけでございます。

その段階で二つの選択がございまして、一つは米国側で相応の報復措置を講ずる、対抗措置を講ずるということでございまして、もう一つは、日本側が代償を出すということでございまして、前者につきましては、この交渉の過程で大変苦しかったのは、対抗措置を講ずるべき品目の候補というのを米国側で約四十品目事前に発表いたしました。これが陶磁器でございまして、おもちやでございましてか眼鏡のフレームでございまして、大部分が中小企業関連分野でございまして、そこの分野での対応を図るということになります。非常に広範な中小企業の分野にわばるとばちが及ぶという状況でございまして、これは私どもとしても回避したいところでございまして、また、日米関係という大局から見ましてもそういう方向を選ぶというのは適切でないという判断が圧倒的でございました。

そこで代償という方向に進むわけでございますけれども、先生御指摘のとおり、代償の規模をどういうぐあいに決めていくかというところが大変難しいところでございまして、米国側の代償についての基本的な考え方は、もし日本の革の市場あるいは靴の市場が全面的に開放された場合、米国製品がどれぐらい日本に流入するだろうかという推定の問題になるわけでございます。ところがこの辺になりますと、アメリカ側も一つの推計を一つの数字を持っていたわけでございますけれども、日本の革の市場あるいは靴の市場の大きさをどう推定するかということになりますと、日本の工業統計を信用するかどうかという問題も出てまいりまして、大変微妙な領域がたくさんございます。

また、実際にどれぐらいのシェアが日本のマーケットでとれるかということになりますと、これはなかなか水かけ論みたいなところもあるわけでございます。

ございまして、米国側の主張する数字が絶対正しいとは言えないわけでございますし、また、私どもの推計も絶対的に根拠があるとも言えないわけでございます。かなり初めの段階ではその計画面での、あるいは計画面での対立というのは厳しかったように思うわけでございますけれども、次第にお互いの推定の根拠等々を突き合わせをいたしましたうちにかなりの柔軟性というものが双方に出てまいりまして、最終的なプロセスでは、日本への市場アクセスの改善という点で評価できるアイテムをいかに見つけることができるかというところと話し合いの焦点が移っていったわけでございます。

最終的には御高承のような結果になっているわけでございますけれども、大局的には、対抗措置、縮小均衡という方向ではなくて、代償提供、拡大均衡という方向で大筋解決できたことは私どもとしては評価できるといふぐあいに考えるべきではないかと思つて、この次第でございます。

○多田省吾君 日本に残存輸入品目は、今回の皮革の関税割り当て制度への移行によりまして二十三日品目になったわけですが、そのうち二十二品目は農産物でございまして、今度は相当農産物が問題になりそうであるわけですが、輸入額の我が国の総輸入額に占める割合というのは非常に低いわけですが、

農林省に一点だけお聞きしておきたいんですが、その辺をどのように考えておられるのか。

○説明員(永田秀治君) お答えいたします。

お尋ねのございました農林水産物の輸入制限品目の輸入額というのは、十二億ドル程度でございまして、御指摘のように、総輸入額の一〇程度と極めて低い割合になっております。

○多田省吾君 関連してお伺いしますが、円高で打撃を受けた中小企業への低利融資とそれから雇用調整助成金につきまして、米国が輸出補助金に当たるとしてガット違反ではないかという主張をしているようにございまして、

この問題の政府の対応についてお伺いしたいことと、今後の産業構造問題、これは総論賛成でも各論においては簡単にいかない面がございまして、政府の基本的な考えをただしておきたいと思つております。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のような議論が日米間でございまして、現在のうちに急激に円高が進んでまいりますが、いわば全く商売あるいはビジネスがとまってしまうという状況は、契約の履行が立たなくなるといふような状況になつてまいりまして、こういう状況になつてまいりますとどうしても輸出だけでは企業の存立というのは困難になるわけでございます。まず緊急的には、仕事量が減つてしまつたことに対応する運転資金の確保によりまして、企業の存立あるいは雇用の維持という緊急的な対応をいたしまして、その上で新しい事業分野への事業の拡充転換というものを考えていくというのが現在の対応の基本でございまして、現在の対策もそういうぐあいに色づけられているわけでございます。

したが、いまして、これが輸出促進効果を持つとか、あるいは減るべき輸入を減らしていかないというような受けとめ方はかなり曲解というぐあいに言わざるを得ないわけでございます。政府がいたしましてあらゆるルートからその辺の状況を説明をいたしてきておるわけでございますし、米国側の理解も次第に深まりつつあるというぐあいに受けとめておるところでございます。また、確かにこういう大きな流れの中で産業構造の調整というものは必要でございまして、産業転換につきましても、産業転換等の面でできるだけ細かい対策を講じまして、摩擦のない対応を図っていくというように今後は大きな課題でございまして、さらにきめ細かい対応というものを分野別に考えていく必要があろうと思つておるわけでございます。

○多田省吾君 大蔵大臣にお聞きしたいんですが、一つは、フィリピン向けに多額な債務を邦銀が抱えているわけでございますが、累積債務問題の今後についての政府の考え方を伺いたいことが一つと、それからもう一つは、我が国のODA予算のあり方ですね。我々も相手国の国民の利益になるような経済援助をすべきだということとは常々主張してきたところでございまして、対比援助問題は、今までの援助のあり方は大変残念な姿になつておるわけでございます。

外務大臣もいろいろ今後のあり方についてお述べになつておられますけれども、財政を預かる大蔵大臣の御所見というものもお伺いしておきたいと思つております。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、フィリピンの累積債務問題は決して容易なものではないという認識でございまして、

私どもの資料では、フィリピンは現在約二百六十五億ドルに上る対外債務を持っておると思われわけでございます。ただ、こうした債務問題に對しましては、例えば公的な債務のリスケジュールにつきましては、一昨年の十二月にパリ・クラブが開催されました、関係各国間の合意が成立しておりますし、それから今委員御指摘の民間銀行からの債務につきましても、同じようにリスケジュールの交渉が一昨年の十月に、フィリピンと債権を持つておられます民間銀行との間で基本合意がございまして、それに基づきまして本年の一月に実際の繰り延べが調印されたというような進展を見ているわけでございます。

そういうわけで、フィリピンの累積債務問題、決して容易ではないと思つておられますが、国際的な支援がいろいろな形で進められております。

それからまた、フィリピンにつきましても、新政権が生まれまして経済再建に取り組もうという前向きな姿勢を示しておることでございまして、私どももいたしましては、今後こういう関係者の協調によりましてこの問題が解決に向かつて進展するよう期待をしておるわけでございます。

す。

それから、ODAのあり方についての御質問もございましたが、御高承のとおり、ODAの予算につきましては、従来、我が国非常に厳しい財政事情のもとではございませうけれども、相手国の開発のニーズをできるだけ的確に把握いたしまして、優先度につきましても十分吟味を行って、この限られた財源を配分するように努力をしましてまいっております。援助を実施するところの側から援助の体制につきましても、できるだけこの援助が適正かつ効果的な形で実施されるように、例えば事前調査を充実するとか、あるいは援助に連関した交換公文におきまして援助資金の適正使用の義務づけというふうないろいろな手だてを講じておるわけでございませう。今後、こういった諸措置を通じて援助が適正かつ効果的、効率的に行われますよう努力をいたすつもりでございませう。

先般、米国の議会が公表いたしましたマルコス前大統領に連関いたします文書でいろいろと問題が提起されておるわけでございませう。目下、政府部内で真相究明のためにできるだけの努力を行いたいと考えておられまして、その結果改善を要する点が明らかになれば、そのように努力をしてまいりたい、関係各省とも一緒に共同して行っていくかと思っております。○国務大臣(竹下登) 今行天国際金融局長からお答えいたしましたこととできるだけございませうが、今朝、行天局長ともどもモルガンの責任者とお会いいたしました、お互い債務累積問題、フィリピンだけではございませうけれども、話し合いもいたしたところであります。

私がベーカー提案というのに加えて七項目の提案というのをいたしておりますのは、やっぱり債務累積問題というのは先進国自体がまず果たさなきゃならぬ役割がある。それは経済運営もとよりでありませうが、また日本の国会のように、大變積極的にいけば国際機関への出資でございませうとか増資でございませうとか、そういうことを御支援し

ていただけの国柄とそうでない国柄が確かにございませうので、そういう国際機関への出資とか増資とか応分の寄与というふうなことは、苦しい財政状態の中にあってもこれは積極的な対応をして、そしてやっぱり国際機関が、IMFにいたしまして、各国の事情を一番正確に把握をいたします。そこで、そのつけましたいわば条件、コンディショナルリティーというふうなものもございませうから、そういう点については、累積債務一般問題といたしましてこれからの心していかんきやならぬ問題だというふうな考えます。

○多田省吾君 通産省にお尋ねしたいのでございませうが、今回の皮革及び皮靴産業の困難な状況、またアルミ産業の同じく大変な状況、さらに円高不況による輸出関連の中小企業に対するいろいろな援助、こういった問題につきまして、通産省は、日本の経済を守るという観点から相当意欲的に、これから真剣にその対策を講じていかねければならない、このように思いますが、その御決意のほどをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(岡平一君) 御指摘のとおり、日本の経済も日本の産業も基本的には国際化の海に進んでまいりまして、世界の中の日本という位置づけを確立をしていかなければならないと思ひます。しかし同時に、やはりその際に国内の雇用等の面につきましても重大な影響を与えることは回避しなればならぬわけでございまして、いわば、うっかりいたしますとまた裂きの刑に遭いかねないというふうな状況でございませうけれども、関係方面の御意見を十分承りながら、また政府部内でも十分意見調整を図りながら、また裂きにならないような的確な政策を選択してまいりまして、先生御指摘のような要請にこたえていかなければなら

ないかと心を決めている次第でございませう。○多田省吾君 私は最後に税関の問題についてお尋ねしたいと思ひます。税関の業務量というものは、輸出入件数あるいは出入国者数、いずれも毎年数%以上の伸びを示しております。従来から税関行政の重点化、効率化というものが実施されているわけでございませうが、残念ながら人員は減少の一途をたどっている。このようなことで十分対応できるのか、こういう心配もございませう。また覚せい剤とか大麻、銃砲などの社会悪物品の水際での阻止、また迅速通関というふうな相反する社会的要請にもこたえなければならぬ。こういうことで、通関手続というものが大変深刻な姿になっていくわけでございませうが、私どもは前々から要員の早急なる増員、あるいは待遇の改善等を主張し続けているのでございませうけれども、政府においてはこの件をどう考えておられるのか、最後にお尋ねして終わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤光夫君) 先生御指摘のとおり、私どもの税関業務が年々増加、複雑化してまいっていることは事実でございませう。過去十年間に輸出入の申告件数は約二倍に増加いたしました。輸出入の申告者数も同様に二倍になっております。覚せい剤、けん銃等の社会悪物品の押収数量は数倍にふえておる。こういう状況でございませうし、加えるに、コンテナリゼーション等の運送手段の变化というふうなことも我々の仕事を困難にする大きな要因でございませう。また、御指摘のとおり、社会悪物品の水際での取り締まりに対する社会的な要請、国民的な期待というものが大変大きなものになっておるわけでございませう。

他方におきまして、甚だ残念ながら、私どもの定員は昭和五十五年度以降減少をいたしておるような傾向でございまして、私、関税局長といたしまして、適正な税関業務の遂行をどうして確保していくかというところに日夜悩んでいるわけでございませうが、一つは、人間ではなくて機械にやらせられるような仕事はできるだけ思い切って機械に

やらせていくという、一つのOA化と申しますか、コンピュータリゼーションを今後とも進めてまいりたい、かように考えます。もう一つは、先生も御指摘のとおり、仕事をできるだけ重点化していく、効率的な仕事のやり方をやってまいりたい、かように思っております。思っております。それから最後には、人員等の重点的な配分と申しますか、等しき並みになん分野でもあるいはどんな地域でも仕事にふえていくわけでもございませうので、重点的に人員等の資源の配分ということとを今後とも心がけてまいりたい、かように思っているわけでございませうけれども、私といたしましては、この要員の確保の点につきましても、関係当局に十分な理解を得るよう最大限の努力を払ってまいりたい、かように考えておる次第でございませう。

○国務大臣(竹下登) 今佐藤関税局長からお答えしたとおりであります。なお、社会悪物品等の取り扱い等がございませうだけに、さらに処遇の改善という問題につきましても、年々国会の御支援をいただいて、私どももその改善に努めておるところであります。それから引き続き改善に努めなきやならぬという問題意識は十分に持つておるつもりでございませう。

○近藤忠孝君 最初に税関行政について質問しますが、輸入の場合には、税金を取る関係上その数量、価格、品目などをしっかり把握できると思ひますが、輸出についてはこういう状況の把握が実際どうなっているのか。

それから、この輸出について問題ある場合、ということは、外国為替及び外国貿易管理法四十七条、この法の目的に合致する限り、最小限度の制限のもとに輸出が許可されるという、こういう法の目的に反するような輸出についてはチェックできるのか。チェックできるとなれば、いかなる場合にどういふチェックが可能なのか、まずこれについてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤光夫君) お答え申し上げます。輸入の場合には、先生御指摘のとおり、関税の賦課ということがございますので、価格のチェックは非常に厳しいわけでございます。適正に、まあ日本の場合でございますとCIFベースの価格をとらまえて、それに対して関税率を適用する、あるいは必要であれば国内消費税を課する、こういう姿になっていることは申し上げるまでもございません。

御質問は輸出の場合でございますけれども、関税法の規定によりますと、輸出の場合にも、これ許可制になっておりますので、数量、価格あるいはその輸出品の内容でございますね、これを申告することに相なっております。これを申し上げて、御質問の趣旨が必ずしもわからないところがございますが、非常に偽りの価格を申告したというような場合にはそれをチェックすることはできる、いわば一種の虚偽申告ということに關税法上は相なる、こういうことになっております。

○近藤忠孝君 法の目的によりますと、我が国経済の健全な発展に寄与ということでありまして、さらに、法律そのものは憲法原則に従うわけですから、憲法の明文には「われらは」「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。法律はこういう目的をさらに実現していくものですね。となりますと、独裁政権への援助、あるいは、わけてもその独裁政権の中で権力者が私腹を肥やすようなそういう輸出についてはこれはチェックできるんだらうと思うんです。

具体的に申しますと、もう既にこれは指摘されておりますように、価格について相当増しがある。今のところ大体指摘されていることは一五%。運賃、保険料などを合わせるとさらにまだある。そういう状況ですと、やはり税関の現場の専門家が見ますと、申告された価格と実際の価格、さっき言った偽りの価格ですね、大体一〇%から一五%、大体それはもう見当つくことだと思ふん

です。しかも今度の場合には、過去にそういう事例があったという、これほど明確な報道がされている。となりますと、これについても税関としては相当の関与ができるんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(佐藤光夫君) 先ほどお答えを申し上げましたように、私も、ちょっと先生誤解が、おありなかもわかりませんが、関税法の規定に基づきまして価格等をチェックをいたしておる、こういう立場でございます。御指摘の外国為替等管理法の立場とはちよつと違うところがございますけれども、その価格が偽りであった、虚偽であったという場合にはそれをチェックすることができるといことは先ほど申し上げましたとおりでございます。

ちなみに申し上げますと、どれくらいさかのぼれるかということでございますが、時効は一応三年ということに相なっております。でございますので、三年はさかのぼってそこはチェックができる、こういうことになっておるのでございませうけれども、実際問題といたしますと、かなり確度の高い情報があればそれをさかのぼって審査をするということが可能かと思ひますけれども、そうでない場合には、正直申し上げまして、私どもの税関、年間五百八十万件にわたるような輸出がございしますもので、しかもそれをかなり迅速に、スピーディーに処理しなければいけないというようなこともございしますものだから、事実上かなり困難は伴うのかなというふうなことを率直に考えている次第でございます。

○近藤忠孝君 今回のマルコス不正蓄財に絡む円借款事業関係の輸出、これは事業は特定できるわけですからね、これは確実に特定できる。となりますと、いつのどの輸出というのはいくらもありません。しかもこれだけの事実が、しかも相当確度の高い資料をもって指摘されている。時効の問題はかなりあると思ふけれども、しかし今まで公表された以外のものでは相当時効に關係しない部分もあると思ふんですね。となりますと、これは関

税局としては現在のこの事態についてかなりの注視をしている。きょう昼間関税局に電話して確認したところではそういう感触を得たんですけれども、その点、これは大臣というのか局長、どちらでもいいんですけれども、この問題について税関のできる権限を大いに活用して問題の解明をしていくということについての決意があればお聞きしたい、こう思ひます。

○政府委員(佐藤光夫君) 輸出が円借款にかかわるものであるかどうか、あるいは特定の相手国に對する輸出であるかどうかにかかわりなく、先ほど申し上げましたように、虚偽の申告等がある、サスピションがある場合には私もチェックをする、こういう立場でございます。御指摘のようない問題につきましても、その限りにおきますと申しますか、その限度におきまして私も関心を持ってまいりたい、かように考えている次第でございます。

今後、御指摘のような問題につきまして政府全体としてどういう対応になるのか、今現在私もとしても十分に承知しておらないところもございします。そういう立場から私も対処していくのかというふうなことを考えております。

○近藤忠孝君 その限りでいいんです、その限り。ほかのところまでこれは拡大することないんで、今問題になっているマルコス不正蓄財というその限りについて、やっぱり持てる法的権限を大いに生かしてこれはぜひとも解明していただきたいということをお願いいたします。

それで、その結果解明した問題については、大臣、これは守秘義務の対象じゃないと思ふんです。だってこれは国の事業でしよう、政府間の事業で、国民の税金が使われている。また資金にしたってこれはやっぱり公的資金ですね。となればまさに税金の行方問題である。守秘義務の問題がないので、今局長が言われた、この限りで調査し事態が解明された、それは公表すべきだと思ひますが、これは大臣の考えをお聞かせ願ひます。

○政府委員(佐藤光夫君) せっかくの御指摘でございますけれども、円借款であるかないかということの違いは、いわばファイナンスの違ひでございます。そのプラント等が日本から特定の国に輸出されていくという過程におきましては、あくまでも輸出者は私企業であるわけでございます。これは、日本の政府機関からの代価が支払われ、それが将来において相手国から返済される、そこが違ひだけだと思ひますので、関税法上はあくまでも民間の企業の輸出ということに相なりまします。その守秘義務というものが当然かぶつてまいるといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 しかし、これは大きく見ますと、結局日本の商社などがフィリピンへ行って、そこでいろいろな事業をまずつくって、それをマルコス政権に持ち込んで、それをフィリピン政府の事業にして、そして日本政府に持ち込んで、そして日本の業者がその仕事を請け負って輸出をする、そして日本の国内で金を払う。だからいろいろリベートとか何とかがうまくいくんですね。そしてまた、あそこそこ日本の方への政治家も含めての還流があるんじゃないかということが指摘をされているわけでしょう。となれば、日本の税金の支払いなんです、たまたまそれは民間が介在するかもしれないけれども、そういう問題なので、これはひとつそういう立場から、守秘義務と言わずにぜひ解明してほしいと思ひます。

それから次の問題は、先ほどのニュースによりまして、税務署はもう既に税務関連の資料を入手している、そしてそれに基づいて関係企業に対しても徹底的に調査をし解明するという態度を明確にしたと思ふんです。大臣はそれについて、その立場をさらに徹底して進めるように、こういう基本的態度かどうか、税務調査等に関して、そしてこれもまさに国民の税金の使ひ道の問題ですから、その結果はやはり公表すべきだと思ふんです、大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(日向隆君) 委員御存じのように、私

どもは各種の資料、情報を絶えず検討しております。また、このような資料、情報と申告書とを対比いたしまして、課税上問題があれば実地調査を行うなどして適正に処理してまいっておりますし、今後ともまいるつもりでございます。

御指摘の、調査によって私も知り得た事柄につきましても、これは委員よく御存じのようにな、やっぱり守秘義務の対象になってまいりますので、これについて申し上げることは控えていただきます。近藤忠孝君 あと若干の時間があるようですか。

例えば一五%のレポートの性格ですが、これはもう明らかにわいの金ですね。それで指摘したことは、もしこれが、わいの経費として認められませんか、しかし、実際の企業では損金算入として経理処理されていけばやっぱり脱税になるんだらうと思ふんです。特定事件という答えませんから、一般論として、私が指摘したような場合には、これはやっぱり脱税と見ざるを得ないんじゃないか、こう思いますが、これはどうですか。

○政府委員(日向隆君) 委員御存じと思いますが、売り上げ割戻し、エージメントに支払われた手数料等で、提供された役務との相当性が認められたもの、これはよろしいのでございますが、それ以外、その実態に応じて私ども交際費、寄附金、使途不明金として課税しているところがございます。このような観点から、御指摘の一五%のレポートということにつきましても、その実態を正確に把握いたしまして適正に処理してまいら、こういうことであるかと思ひます。

○栗林卓司君 これから関税率がどのように推移するかということは、相手国との交渉の絡んだ問題であります。また国内的には非常に感じやすい産業と直接関連した部分でありますから、未来の予測を立てるといふことはなかなかできないと思ひます。とはいふものの、日本が置かれては環境から見ると、将来的にも関税というものは漸

次関税率は低下をしていくことにならうかと思ひます。また、その方向に対して敢然と挑戦していくのが私は今の日本の課題の一つではなからうかと思ひます。そんな意識を踏まえて、今回の関税率法の一部改正案には賛成であります。

ただ、先ほど出ておりましたけれども、税関の人員体制の問題についてだけひとつ意見を交えながら申し上げたいと思ひます。このように関税率が下がってまいりますと、理の当然としまして、国庫収入としての関税というのは下がる一途になりまして、いかにも稼ぎが悪いわけでありまして、それと、定員が減ったということが妙に頭の中で結びついてしまひまして、非常な士気にも影響するんだという話を私は聞いたことがあります。その意味では、今果たしている役割は非常に大きいわけですから、特段に処遇とあわせて人員体制の十二分の対応をしていかなければいけないのではなからうかと意見を申し上げて、御返事を求めたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 御意見は私も同感でございます。○委員(山本富雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。○委員(山本富雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。まず第一に、皮革・革靴の関税割り当て制度の新設は、中小企業が圧倒的多数を占める国内皮革産業の被害を防ぐ上で一定の役割を果たし得るものであります。しかしながら、この措置は、アメリカの不当な圧力に屈して皮革・革靴の輸入の自由化を前提としたものである上、この制度が有効に働くかどうかのきざとなる一次税率枠について

順次これを拡大することとしているなど、多くの問題を含んでおります。第二に、この皮革・革靴の関税割り当て制度の導入に対する代償措置は、日本政府の当初の主張から見てアメリカのやり押しへの全面降伏であり、しかも、今回税率引き下げの対象となる工業品の中には、クラフト紙、ガラスの球、棒及び管、コック、弁など国内中小企業に打撃を与えるおそれがある品目も含まれており、問題であります。本年一月一日実施のアクションプログラムに係る二〇%税率引き下げに当たり、国内産業に影響が出た場合の歯どめとして導入された二〇%引き下げの適用停止措置について、実施後わずか三カ月で品目数の一割近くに当たる百十六品目を除外する措置に至っては、まさに朝令暮改とも言うべきやり方であり、中小企業等への影響の面からも到底容認できないのであります。

しかも、アメリカは、これら一連の代償措置で二億数千万ドルが補てんされるが、まだ不十分として、現行の平均九%に一律四〇%の対日報復関税率を上乗せし、四九%の高率とすることによって日本からの対象品目の対米輸出は事実上完全ストップすることが予想されるという、許しがたい暴挙に出ているのであります。

第三に、ワイン関税率引き下げの一年繰り上げ実施は、昨年四月に引き続いて二年連続の大幅引き下げとなり、ジェチレングリコール混入による打撃と相まって、中小ワインメーカーやブドウ栽培農家に連綿的な打撃を与えるものであり、容認できません。

第四に、麦芽の関税割り当て一次税率の引き下げ、魚粉の関税割り当て制度廃止も、将来の事態の推移によっては、国内のビール用麦芽栽培農家や我が国沿岸漁民に打撃を与える危険性があり、賛成できないものであります。

第五に、暫定税率の適用期限延長については、これまで我が党が反対してきた一連の一方的な税率引き下げが大部分を占めており、賛成できません。また、減免税還付制度はいずれも大企業優

遇制度となっており、今回の改正も、アンモニア製造用原油の減税廃止を除いて、その他の延長あるいは拡大延長にはすべて反対であります。以上、本法律案は、全体として大企業の要求する自由貿易体制維持のため、アメリカの無限の対日市場開放圧力に屈従した一方的かつ不当な譲歩を重ねてまいつたものであり、貿易摩擦にはほとんど何の責任もない中小企業や農民、漁民などに犠牲転嫁を図るものであり、断固反対することとを表明して、私の討論を終わります。

○委員(山本富雄君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。○委員(山本富雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(山本富雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、矢野俊比古君から発言を求められておりますので、これを許します。矢野俊比古君。○矢野俊比古君 私は、ただいま可決されました関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ及びサラーマン新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質を併せ考えつつ、輸入の促進を図

り、もって国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、皮革及び革靴が、輸入数量制限制度から関税割当制度へ移行することに伴い、これら産業の困難な実情を考慮し、今後とも技術向上による経営基盤の強化等その体質の改善に努めるとともに、関税割当制度の適正な運用に努めること。

三、世界経済における我が国の立場を踏まえ、国際的協調特に開発途上国への協力、新しい多角的貿易交渉への積極的取組み等を通じて、自由貿易体制の維持・強化を図り、もって世界経済の発展に貢献し得るよう努めること。

四、伸長する輸出入貿易に伴う税関業務の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の社会悪物品の水際での阻止・取締りが社会的要請となつていくことにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努めること。また、税関職員の特種な職務を考慮して要員の確保と処遇の改善に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本富雄君) ただいま矢野俊比古君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 多数と認めます。よつて、矢野俊比古君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(山本富雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月二十日)

一、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
正する法律案

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案